

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

【提案・要望事項】

感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること

- ① 新型コロナウイルス感染症等の発生に備えて、医療体制の抜本的な強化のための必要な措置を講じること。また、検査体制についても、必要な体制の確保や地域の実情に応じたPCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、地方における診療及び各種検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給に向け、引き続き対策を講じること。
- ② 今後、新興感染症や再興感染症の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。
- ③ 重症化や集団感染のリスクが高い高齢者施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的なPCR等の検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるよう施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給にかかる財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。
- ④ 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。
- ⑤ 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、引き続き、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。あわせて、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- ⑥ ワクチン接種を円滑に推進するため、接種を実施する自治体に対する迅速な情報提供や財政支援を行うとともに、3回目以降の追加接種の必要性やオミクロン株に対するワクチンの有効性、交接種の有効性や安全性について、国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。

- ⑦ オミクロン株にも有効な中和抗体薬及び経口薬について、国の責任において、備蓄分も含め十分な量を確保したうえで医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、ワクチンや治療薬の製造・研究開発を行う企業に対し、継続的に重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- ⑧ 国において、国内でのウイルスの変異を常時監視するために、引き続き、全国各地の新型コロナウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。
- ⑨ 持続可能な医療提供体制の構築を目指し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施すること。
- ⑩ まん延防止等重点措置の具体的な対策は、飲食店の時短要請が主であり必須となっているが、高齢者施設等や児童福祉施設等、学校などにおいてクラスターが発生し、感染が広がっている状況を踏まえ、社会機能維持や学びの機会の保障に留意しつつ、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう対策をメニュー化するなど基本的対処方針の改善も含めた対策強化を行うとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。
- ⑪ 新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略について早急に検討を進め、速やかに提示すること。
- ⑫ 新型コロナウイルスを完全制圧するとともに、新興の感染症に備えるため、令和5年度以降も、国において必要な措置を講じるとともに、各地域が行う様々な感染症対策について、引き続き財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症については、国においても、様々な対策に取り組まれています。本県においても、香川県対処方針に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮要請やワクチン接種の促進、PCR等検査の無料化など、必要な対策に取り組んでいるところです。

- これまで本県では、新型コロナウイルス感染症の患者用の病床の確保や、保健所に新たにPCR検査装置を導入するなど、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制、検査体制の充実を図ってきました。しかし、新規感染者の急増に対応するために、昨年度には、保健・医療提供体制の強化のため、自宅療養支援、臨時の医療施設等の新規施策を取り入れたところです。これらにかかる多様な経費について、柔軟かつ強力な財政支援が必要です。また、感染拡大地域における無料検査など、濃厚接触者等の検査対象者の急増だけではない検査件数の増加要因があり、特に、本年1月頃から全国的にPCR検査や抗原定性検査に使用する検査キット等が全国的に不足する状況となったことから、事業の実施に当たっては、事業費そのものだけでなく、事業の実施に備えた一層の検査体制の充実、安定的な検査キット等の供給支援、また、地域の実情に応じたPCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援が必要です。

- 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症はいつ発生するかわからず、発生時には直ちに対応する必要があり、長期的な視点も踏まえた感染症の対応に必要な専門人材の確保・育成は重要です。本県では、これまで県内医療従事者向けの研修会の開催、感染症専門医による病院への指導・助言などにより、感染症の発生に対応するための医療提供体制の確保を図ってきましたが、昨年度から、新たに感染症発生時に即応できる感染症分野の専門人材を育成するための人材育成事業を香川大学医学部附属病院感染症教育センターに委託することとしました。感染症発生時に適切な医療を提供するためには、感染症に対応できる医療従事者を日頃から確保する必要があり、こうした都道府県の取組に対する財政支援や、国においても人材を育成する仕組みの整備が必要です。

- 高齢者は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいと言われており、本県では、施設内感染を防ぐため高齢者施設等の従事者に対して、一斉PCR検査を1月に実施しました。また、施設で感染者が発生した場合に早期に検査を行えるよう、3月に県で抗原検査キットを購入し、県及び市町において保管を行い、感染者が発生した施設等に配布し検査を行っております。さらに、4月には県で購入した抗原検査キットを、あらかじめ施設等に配布し、症状がある職員に対して検査を行ってもらうこととしたほか、目からの感染を防止するため、ゴーグルの配布を行っております。こうした施設においては、ケアを行う際に身体的接触が避けられないことや集団で寝食を共にするなど、施設の性質上、密集がおこりやすいことから、クラスターが発生する可能性が高い状況にあります。高齢者施設等において感染を防止するためには、高齢者施設等の従事者への定期的な検査に対する財政支援や、感染が確認された場合、感染拡大を防止し、サービス提供を継続するため、支援チームの派遣などについて、引き続き支援が必要です。

- 医療機関において、医師や看護師などの医療従事者の負担を軽減するための取組が行われており、本県においてもこのような医療現場での取組等を踏まえ、その経費の一部を補助する等の取組を行ってきましたが、感染者が急増した場合、その地域において、医師や看護師などの医療従事者が十分確保できず、適正な医療提供ができなくなるおそれがあります。令和4年2月に日本DMAT活動要領が一部改正され、新興感染症まん延時におけるDMATの活動が明確化されたところであるが、そうした事態に対応するためにも国の責任において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、いかなる状況にも対応できるよう、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を行うなど、広域的な応援体制を整備する必要があります。
- 本県においては、令和2年度から保健所の対応能力の強化を図るため、保健師の増員や応援派遣体制を整えるなどのほか、令和3年度からは、新たに保健師等の人材バンク（IHEAT）を創設し、保健所に対し、短期集中的に必要な人材を派遣する体制の整備に取り組んでいるところです。国としても、感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するために、引き続き、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症を収束させるためには、ワクチン接種が重要であり、接種を円滑に進めるためには、接種を希望する方へのワクチンの安定供給が必要です。本県においても、追加接種や小児への接種が実施されているところであり、必要なワクチンの確保・供給が確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、接種を実施する自治体に対して、より迅速に、具体的な供給スケジュールや配分量等について情報提供いただくとともに、必要な財政支援を行っていただく必要があります。また、追加接種の接種率の向上や新たに承認されたワクチンの接種を円滑に実施するためには、オミクロン株に対するワクチンの有効性を明らかにし、追加接種の必要性を分かりやすく情報発信することが必要です。特に、交接種や追加接種にかかる副反応について不安を抱く国民もいることから、これらの不安を解消し、国民が納得して接種できるよう、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を積極的に行い、早期の接種を広く呼びかけていただくことが重要です。
- 高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクのある患者を対象とする中和抗体薬及び経口薬を迅速に投与できるよう、国において、備蓄分も含め十分な量を確保したうえで医療機関や薬局に適切に配分する必要があります。また、国として、国産のワクチン、治療薬製造の支援や、研究開発を行う企業に対し、継続的に重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めていただく必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症においては、それぞれの変異株が大きく異なる病態を示しており、新しい変異株に備え、国において引き続き、全国各地での変異株の確認を踏まえ、全国における新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を整備し、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供いただく必要があります。そのうえで対策を展開することが今後の対策の根幹であり、感染の段階に応じた積極的疫学調査と入院・治療を実施し、都道府県・保健所が感染収束に向けて適切な対応を行えるよう国の支援が重要です。また、後遺症などの事例について報告がありますが、長期的な影響について、各都道府県で実施するには対象となる事例も少なく、国において科学的・専門的調査を進めるとともに、対応できる医療体制を整備することが必要となります。

- 平成 27 年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成 28 年 10 月に香川県地域医療構想を策定し、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行っております。地域医療構想で目指すべき将来像は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保とされており、国においては、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への対応を十分考慮し、引き続き、都道府県と十分に協議のうえ、地域の実情に応じた機能分化・連携等が実現できる施策に取り組む必要があります。

- まん延防止等重点措置の適用期間中において、飲食店の時短要請により一定程度、クラスターや人流の抑制に効果があったものの、一方で、高齢者施設等や児童福祉施設等、学校などにおいてクラスターが継続して発生し、新規感染者数が高止まりする傾向が続いたことから、全国一律に、特定の事業者のみに対し負担が大きい対策を続けるのではなく、重症化リスクの高い高齢者や集団生活、学校生活を営む児童生徒などへの感染拡大を防止するため、都道府県が地域の実情に応じた対策を行う必要があります。

- 世界的には、新型コロナウイルス感染症を特別な脅威とまではみなさず、社会経済活動の正常化に向けた取組を進める国もあり、ワクチン接種や検査体制、治療薬などの医療提供体制が整ってくるなか、本県においても、感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復の両立に向けた取組を進めていくためには、強力な行動制限を伴う対策からの出口を探り、感染拡大防止に重点を置くこれまでの対策から、感染者数を一定程度に抑えて、社会経済活動とのバランスを重視する対策に移行していく必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策により、一定、医療提供体制や検査体制が整備されましたが、新興感染症などに対応するための感染症対策は一時的なものではなく、常に備えておくことが必要です。令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて、医療提供体制整備などに対する財政支援がされましたが、引き続き、地域が行う感染症対策のための財政支援が必要です。

【所管府省】 内閣官房（新型コロナウイルス等感染症対策推進室）

厚生労働省（医政局、老健局、健康局、社会・援護局）

【県関係課】 健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、薬務課
感染症対策課

【提案・要望事項】

災害対応に関すること

災害時の避難所における感染症対策に必要な財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 風水害が頻発化、激甚化し、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70%～80% と高まるなか、住民が迅速かつ確実に避難するために、避難所の確保等に努めておりますが、新たに、避難所における新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策が重要となっております。
- 災害時に避難所を開設する際、感染症対策として、3密（密閉、密集、密室）を避けながら、多くの方の避難に備えるためには、多くの避難所の確保に加え、間仕切りや消毒液等の資器材の事前準備など、これまで以上に衛生面を配慮した対応が必要となりますが、避難所運営を行う市町には大きな費用負担が生じることから、国による安定的な財政支援が必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、厚生労働省（健康局）

【県関係課】 危機管理課、感染症対策課

【提案・要望事項】

教育環境の整備に関すること

- ① 新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止のため、保健衛生用品の安定的な供給体制を構築するとともに、学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。
- ② 学校の教育活動を安心して継続していくため、学校運営に必要な検査体制の整備とその財政支援等を講じること。
- ③ 通学時におけるスクールバスの感染防止対策を図るため、スクールバスの増便に要する経費への財政支援を継続すること。
- ④ 学校における感染症対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、各校の実態に応じた指導が可能な感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大時に、消毒液等の保健衛生用品の需要が急増した場合にも、学校における感染防止対策に必要な物資が確保できるよう、安定的供給体制の構築が必要です。
- また、学校における新型コロナウイルス発生時には、校舎消毒に迅速に対応できるよう、消毒液等の保健衛生用品を継続して調達する必要があるほか、教職員の負担軽減のため、業者による消毒が可能となるような財政支援措置等の継続が必要です。
- 本県では、感染拡大を防ぐため、児童生徒の感染が判明した場合、行政検査の対象とならない児童生徒、教職員や、部活動で全国大会等に出場し帰県した選手等を対象に、抗原検査等を実施しています。保健所機能のひっ迫に伴い、濃厚接触者の特定が実施されない状況も鑑み、新型コロナウイルス発生時や部活動の遠征等の感染リスクが想定される場合において、迅速かつ広い範囲で検査を行い、感染拡大を防止するための検査体制の確立とその財政的な支援が必要です。

- 濃厚接触者となった子どもたちが、不必要な出席停止とならないよう、最新の知見を踏まえながら、適宜、出席停止期間の見直しも重要です。
- 特別支援学校のスクールバスは、児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い児童等が乗車している場合があり、バスの乗車率を下げ、感染リスクの低減を図るため、現在は国の財政支援を受け増便を行っているところです。
そのため、感染症対応が必要な期間においては、スクールバスの増便に要する経費への継続的な財政支援が必要です。
- 教職員が、最新かつ有効な新型コロナウイルス感染症対策を学べる機会を確保するため、全国の感染症対策の好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向けのオンライン研修会等の開催が必要です。また、学校の感染症対策について指導助言したり、授業に参加したりできる専門家の派遣体制の整備も必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

(2) 地域経済対策

【提案・要望事項】

中小企業の支援に関すること

新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として収まらないなか、原油価格や物価の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻といった情勢も重なり、事業者においては大変厳しい状況が続いていることから、中小企業に対する資金繰りと雇用維持のための支援の継続・拡充を適宜実施すること。

また、収束後においても、中小企業の事業継続に必要な支援を検討するとともに、景気回復のための大規模な経済対策を実施すること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内経済は、飲食、宿泊、小売りなど人が外出することで事業が成り立つ業界を中心に大きなダメージを受けており、店舗の休業や企業の倒産が発生するなど、大変厳しい状況にあります。
- 雇用調整助成金や事業復活支援金など、国において措置された各種支援制度について、県としても随時周知に努め、それら給付金への上乗せや、その他独自の支援施策も講じてきたところでありますが、経済団体や各組合等からは、悲痛な現状の訴えとともに、支援拡充の要請が寄せられております。
- 変異株の影響もあり、依然として新規感染が収まらず、収束の見通しが立たない状況であるなか、原油価格や物価の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻といった情勢も重なり、事業者においては大変厳しい状況が続いていることから、中小企業や小規模事業者を対象とした事業継続と雇用維持の支援については継続して実施することが必要です。加えて、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業など、特に影響を大きく受けている業種に対しては、支援の拡充が必要です。
- また、感染状況については地域間で差があるものの、外出の自粛など基本的な感染防止対策の要請と、それに伴う経済への影響については、地域を問わず共通していることから、事業者支援の内容については、その影響の実情を踏まえ、地域間で不公平が生じないものとする必要があります。
- さらに、感染収束後においては、個々の事業者における雇用や事業規模の回復・拡大を促し、速やかな景気回復を実現するため、中小企業等の事業継続・雇用維持のための

引き続きの支援や、大規模な消費喚起策が必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官[経済財政運営担当]）、中小企業庁（事業環境部）、
厚生労働省（職業安定局）

【県関係課】 産業政策課、経営支援課、労働政策課

【提案・要望事項】

観光振興施策に関すること

①観光関連事業者への支援

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連事業者は極めて厳しい経営状況に置かれていることから、観光需要が回復するまでの間、事業継続が可能となるようあらゆる支援対策を幅広く講じること。

②G o T o トラベル事業等の拡充

国では、観光需要の喚起を図るため、G o T o トラベル事業や地域観光事業支援を実施されているところであるが、設定期間ありきではなく、国内外の観光需要が真に回復するまでの間、継続して事業を行うこと。

③訪日外国人旅行者の地方への誘客支援の拡充

国においては、国内外におけるニーズを踏まえて、外国人旅行者のより一層の受入拡大を図ること。また、日本政府観光局（J N T O）においては、外国人旅行者が、都市部のみならず地方にも訪れるよう、地方への誘客促進のプロモーション活動に積極的に取り組むこと。

【現状・課題】

- 香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した県内宿泊施設への影響に関する調査によると、県内の宿泊状況及び会議・宴会の利用状況は、令和2年5月にそれぞれ前年同月と比べ90%以上減少し、その後、国のG o T o トラベル事業などの需要喚起策の実施により、需要回復の兆しが見え始めたところ、全国的な感染拡大や緊急事態宣言の再発令、G o T o トラベル事業の全国一律一時停止の継続などにより、観光需要は総じて低迷が続いており、県内の観光関連事業者は極めて厳しい経営状況にあります。

観光関連産業は、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っていますが、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、これらの事業者は、経営体力に乏しいことから、事態の長期化による事業者存続への影響が懸念されています。

- 国においては、国内の観光需要の速やかな回復を目指して、G o T o トラベル事業や地域観光事業支援などの大規模な需要喚起施策を実施されており、一定の下支え効果がありました。しかし、繰り返される全国的な感染拡大に、事業の一時休止等が強いられ、十分

な需要喚起が図られていない状況です。新たなG o T oトラベル事業を始めとする令和4年度における需要喚起施策についても、国が示す事業期間での実施が見通せない状況であり、設定期間ありきではなく、旅行需要が真に回復するまで、継続した需要喚起施策が実施できるよう、引き続き、財政措置を広く講じるとともに、柔軟な事業執行を可能としていただくことが必要です。

- また、訪日旅行の再開は、現時点では国内の旅行会社が受入責任者となる団体旅行に限られ、1日2万人の入国枠内での対応であり、経済効果を高めていくためにはFITの入国緩和や入国人数の拡大が必要です。今後は、安全・安心を重視した旅行スタイルが求められるとともに、穏やかで自然豊かな観光地が目的地として選ばれることが想定されるため、JNTOが海外に向けたプロモーション活動を実施する際は、地方への誘客にも重点を置くとともに、地方自治体やDMOが地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、財政措置を広く講じていただくことが必要です。

【所管府省】 観光庁（観光地域振興部、国際観光部）

【県関係課】 観光振興課

【提案・要望事項】

公共交通・空港運営に関すること

①事業継続を確実にする支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数が激減し、厳しい経営状況に置かれている公共交通事業者の存続に向け、既存制度の拡充や十分な財源の確保などを行うこと。

②高松空港運営への支援

空港の安定的かつ持続的なサービスの提供ができるよう、空港事業者、グランドハンドリング事業者、給油事業者及び空港内サービス事業者などを含めた空港運営に関わる事業者に対して、事業継続のための直接的な支援対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束した際には、地方空港における航空ネットワークの速やかな回復のための支援を行うこと。

【現状・課題】

① 事業継続を確実にする支援

- 本県においては、2019年の外国人延べ宿泊者数が77万人泊と過去最高を更新するなど、高松空港からの直行便を活用した外国人観光誘客などに積極的に取り組んできたところです。
- そうしたなか、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、訪日外国人や国内旅行者の激減に加え、イベントの中止・延期などにより、公共交通や航空機の利用者が大幅に減少しています。また、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議など「新しい生活様式」の定着により、今後も利用者数が回復しない可能性があり、公共交通事業者の経営環境は極めて厳しい状況にあります。
- 県においては、国の臨時交付金を活用させていただき、公共交通事業者が実施する感染拡大防止対策や利用促進にかかる取組等を支援し、利用者数の回復につなげ、地域公共交通の維持・確保に努めているところですが、事業継続には十分とは言えません。
- こうした事態が長期間続けば、減収に伴う経営への影響は大きく、県民にとっての「生活交通」、観光客にとっての「二次交通」となる公共交通の安全で安定した旅客

輸送の維持確保のみならず、事業の存続さえも危ぶまれます。

- 実際に、高松と小豆島とを結ぶフェリー航路の一つが昨年3月をもって運休となるなど、公共交通に深刻な影響が出始めております。
 - 現下の公共交通事業者を取り巻く危機的状況を踏まえ、「今を乗り切り」、公共交通を維持するため事業継続を確実にする、かつてない「強力な支援」が必要です。
- ② 高松空港運営への支援
- 香川県の空の玄関口である高松空港では、新型コロナウイルス感染症の影響による国際線の全面運休や航空需要の減退に伴う利用者の減少により、着陸料をはじめ、駐車場収入やテナント売上等主要な収入が大きく減少しています。
 - 空港運営事業者は、管理コスト等の削減・一部事業の後ろ倒し実施など様々な業務の見直しを実施しているものの、滑走路・誘導路などの基本施設やターミナルビルの機能維持など固定費が大きく、依然として厳しい経営状況にあります。
 - 相次ぐ運休・減便に伴う主要な収入の大幅な減少により、短期間での業績回復が見込めないなか、国はコンセッション空港に対して、空港運営事業者が実施する、滑走路の改修、灯火の更新等の空港施設の整備費用に対し、無利子貸付を行う等の支援策を講じているものの、いずれも間接的な支援にとどまっており、事業継続には十分と言えない状況にあります。
 - また、高松空港では、空港運営事業者はもちろんのこと、県内に地盤を置く多くの事業者が、空港の機能とサービスの維持のため努力していますが、利用者の減少により事業の継続は困難を極めています。
 - 国内定期路線の需要が依然低迷している状況を踏まえ、路線の維持・回復のため、コンセッション空港においても、国管理空港と同様の着陸料の減免が可能となるよう、空港運営事業者への経費の支援が必要です。
 - また、空港運営会社等においても、航空会社同様厳しい経営環境にあることから、コンセッション空港の施設整備に関する無利子貸付の対象拡大などの支援の拡充に加え、航空機の離着陸に必要な基本施設（滑走路、着陸体、誘導路及びエプロン）の点検及び維持・修繕等に要する経費等、管理・運営にかかる経費への直接的な支援を行うことも必要です。

- 空港運営事業者等が航空機及び空港の安全確保と機能維持を図るため、当面の対策として、無利子貸付などの間接的な支援の拡充に加え、事業継続のための直接的な支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束した際には、地方空港における航空ネットワークの速やかな回復のための支援を行うなど、国のより一層の財政支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、航空局、鉄道局、海事局）

【県関係課】交通政策課

【提案・要望事項】

高松空港における国際線の早期受入再開に関すること

四国の拠点空港として重要な役割を果たしている高松空港について、本県そして四国全体の社会経済活動の早期回復を図るため、現在行われている水際対策において、国内外の感染状況等を見極めつつ、入国者数の上限を引き上げ、高松空港における国際線の早期の受入再開を行うこと。

【現状・課題】

- 高松空港の国際線は、2019年夏ダイヤには、国際4路線で週23往復まで拡充し、同年の「空港別外国人入国者数」は全国10位、また、2012年から2019年までの「都道府県別の外国人延べ宿泊者数」の伸び率は本県が全国1位となるなど、地域経済の活性化に大きな成果を挙げてきたところであり、それだけに県内の観光事業者等は、新型コロナウイルス感染症拡大による外国人観光客の消滅の影響を、一層大きく受けております。
- 国は、今月1日から、1日当たりの入国者数の上限を2万人に引き上げ、新型コロナウイルスの流入リスクの低い国・地域からの入国者は、入国時の検査や入国後の待機を免除するとともに、10日からは、団体旅行など一定の条件のもと、観光目的による外国人の入国も認めており、さらに、現在の5つの空港に加え、新千歳空港と那覇空港でも、今月中の国際線の受入再開を決定しました。
- そのようななか、高松空港では、早期の受入再開に向け、令和3年10月に国土交通省が作成した「空港旅客ターミナルビル等施設における感染対策ガイドライン」に基づき、空港運営会社が、国際線旅客を対象とした、サーモグラフィーや空気清浄機等の導入による基本的な感染対策の強化を実施いたしました。
- あわせて、検疫手続きの電子化に対応するためのWi-Fi整備によるネットワーク環境の拡充や、旅客動線上での効果的な案内を行うためのデジタルサイネージの導入、さらには検体の検査や、有症状者の一時待機に活用できる居室の整備など、ポストコロナも見据え、国際線再開のための受入環境の整備も実施済みです。
- これまで高松空港は、本県のみならず、四国全体のインバウンドの増加にも大きく寄与し、四国の拠点空港として重要な役割を果たしてきていることから、本県そして四国全体の社会経済活動の早期回復を図るためには、1日当たりの入国者数の上限を引き上げ、高松空港における国際線の早期の受入再開を行うことが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（医薬・生活衛生局）、国土交通省（航空局）

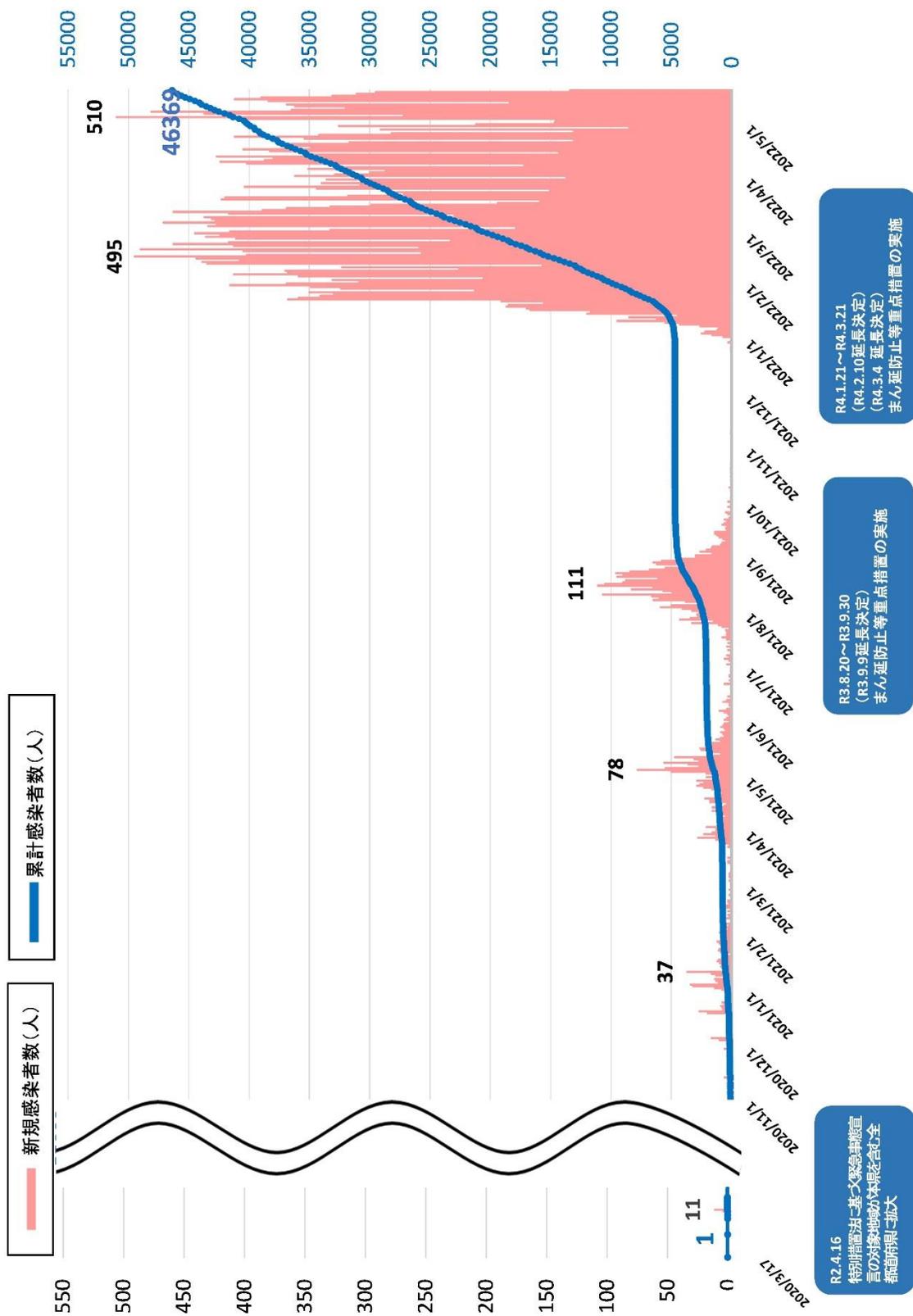
【県関係課】 交通政策課

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年 5月15日改正
 令和2年 8月21日改正
 令和2年 12月8日改正
 令和3年 1月7日改正
 令和3年 3月9日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月10日改正
 令和3年 4月12日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月8日改正
 令和3年 7月9日改正
 令和3年 11月4日改正
 令和3年 12月10日改正
 令和4年 1月12日改正

(1) 感染予防対策期		(2) 感染拡大防止対策期		(4) 緊急事態対策期		(5) 非常事態対策期	
レベル0 感染ゼロレベル		レベル1 維持すべきレベル		レベル2 警戒を強めようレベル		レベル3 警戒を強めようレベル	
レベル4 警戒を強めようレベル		レベル5 警戒を強めようレベル		レベル6 警戒を強めようレベル		レベル7 警戒を強めようレベル	
国の新たなレベル分類	感染ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強めようレベル	レベル3 警戒を強めようレベル	レベル4 警戒を強めようレベル	レベル5 警戒を強めようレベル	レベル6 警戒を強めようレベル
県内の感染状況	新規感染者ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負担が生じているが、段階的に対応する病状を導くことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく状況	20%以上	50%以上	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができません。医療が必要な人への適切な対応ができなくなるなど判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	① 感染症発生率 ② 重症症率 ③ 感染者数 ④ 重症者数 ⑤ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑥ 重症1週間の累積新規感染者数	① 重症症率 ② 感染者数 ③ 重症者数 ④ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑤ 重症1週間の累積新規感染者数	① 重症症率 ② 感染者数 ③ 重症者数 ④ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑤ 重症1週間の累積新規感染者数	① 重症症率 ② 感染者数 ③ 重症者数 ④ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑤ 重症1週間の累積新規感染者数	① 重症症率 ② 感染者数 ③ 重症者数 ④ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑤ 重症1週間の累積新規感染者数	① 重症症率 ② 感染者数 ③ 重症者数 ④ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑤ 重症1週間の累積新規感染者数	① 重症症率 ② 感染者数 ③ 重症者数 ④ 入院患者、自宅・施設療養者を含む感染者数 ⑤ 重症1週間の累積新規感染者数
対応方針	① 感染の拡大傾向における各対策期への移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下落傾向にある場合、①～④の指標を踏まえて総合的に判断 ② 感染の拡大傾向における各対策期への移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下落傾向にある場合、①～④の指標を踏まえて総合的に判断 ③ 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④ 発熱等の症状がある場合は、発熱や旅行を控える ⑤ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用						

○ 県内の感染状況(令和2年3月17日～令和4年5月22日)



1 新型コロナウイルス感染症への対応について

所管省庁

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

関係係課

健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医療国保課、薬務課、
感染症対策課、危機管理課、産業政策課、経営支援課、労働政策課、
観光振興課、交通政策課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

提案・要望事項

感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

< 感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること >

体制強化

○ 新型コロナウイルス感染症等の発生に備えて、医療体制の抜本的な強化のための必要な措置を講じること。また、検査体制についても、必要な体制の確保や地域の実情に応じたPCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、地方における診療及び各種検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給に向け、引き続き対策を講じること。

人材育成

○ 今後、新興感染症や再興感染症の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組を整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。

各種施設

○ 重症化や集団感染のリスクが高い高齢者施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的なPCR等の検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるよう施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給に係る財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。

応援体制

○ 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。

保健所

○ 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、引き続き、国としても保健所の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。併せて、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。

ワクチン

○ ワクチン接種を円滑に推進するため、接種を実施する自治体に対する迅速な情報提供や財政支援を行うとともに、3回目以降の追加接種の必要性やオミクロン株に対するワクチンの有効性、交互接種の有効性や安全性について、国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。

治療薬

○ オミクロン株にも有効な中和抗体薬及び経口薬について、国の責任において、備蓄分も含め十分な量を確保した上で医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、治療薬の製造・研究開発を行う企業に対し、継続的に重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

変異株

○ 国において、国内でのウイルスの変異を常時監視するために、引き続き、全国各地の新型コロナウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。

医療提供

○ 持続可能な医療提供体制の構築を目指し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況を踏まえた施策を実施すること。

対策支援

○ まん延防止等重点措置の具体的な対策は、飲食店の時短要請が主であり必須となっているが、高齢者施設等や児童福祉施設等、学校などにおいてクラスターが発生し、感染が広がっている状況を踏まえ、社会機能維持や学びの機会の保障に留意しつつ、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるような対策をメニュー化するなど基本的対処方針の改善も含めた対策強化を行うとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

出口戦略

○ 新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果の踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略について早急に検討を進め、速やかに提示すること。

財政支援

○ 新型コロナウイルスを完全制圧するとともに、新興の感染症に備えるため、令和5年度以降も、国において必要な措置を講じるとともに、各地域が行う様々な感染症対策について、引き続き財政支援を行うこと。

提案・要望事項

感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

＜災害対応に関すること＞

- 災害時の避難所における感染症対策に必要な財政支援を行うこと。

提案・要望事項

感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

＜教育環境の整備に関すること＞

- 新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止のため、保健衛生用品の安定的な供給体制を構築するとともに、学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。
- 学校の教育活動を安心して継続していくため、学校運営に必要な検査体制の整備とその財政支援等を講じること。
- 通学時におけるスクールバスの感染防止対策を図るため、スクールバスの増便に要する経費への財政支援を継続すること。
- 学校における感染症対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、各校の実態に応じた指導が可能な感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。

提案・要望事項

地域経済対策

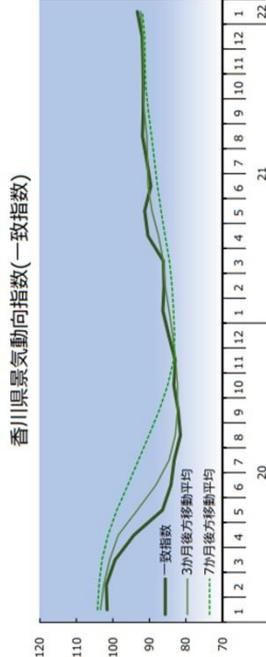
＜中小企業への支援に関すること＞

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として収まらないうえ、原油価格や物価の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻といった情勢も重なり、事業者においては大変厳しい状況が続いていることから、中小企業に対する資金繰りと雇用維持のための支援の継続・拡充を適宜実施すること。
- また、収束後においては、中小企業の事業継続に必要な支援を検討するとともに、景気回復のための大規模な経済対策を実施すること。

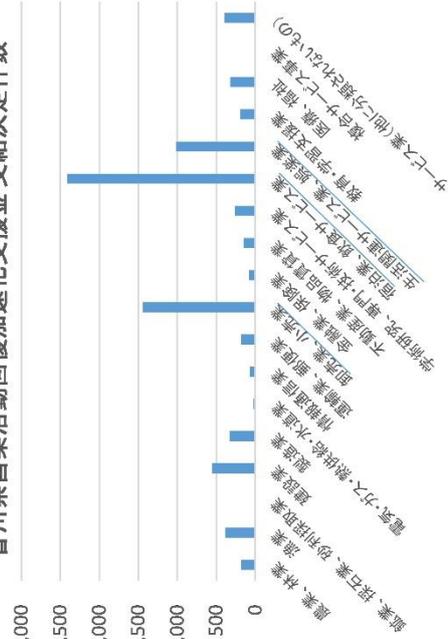
現状と課題

！ 県内経済においては新型コロナウイルス感染症による影響が残る

- ・ 香川県景気動向指数は、令和4年1月まで緩やかな回復傾向であったが、同月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、現在も県内の新規感染者数は高止まりの状況が続いている。



香川県営業活動回復加速化支援金支給決定件数



- ・ 令和3年10月～12月の売上が20%以上減少した事業者を対象とした「香川県営業活動回復加速化支援金」の支給状況は次のとおり。

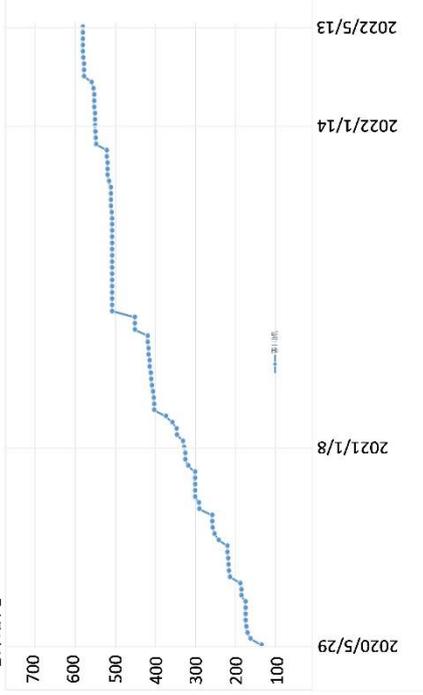
- ・ 特に飲食・宿泊関連事業者や生活関連サービス業・娯楽業、小売業などにおいて影響が大きき、継続的な支援や、収束後の需要喚起が必要である。

支給件数	支給金額
7,984件	2,280,929,000円

！ 感染症の影響による解雇等が発生している。

- ・ 香川県内において、新型コロナウイルスに関連した労働者の解雇等は、増加ペースに鈍化傾向が見られるものの、一部発生している。

県内の新型コロナウイルスに関連した解雇等見込み労働者数【累計】



厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」を基に作成

提案・要望事項

地域経済対策

＜観光振興施策に関すること＞

- ①観光関連事業者への支援、②GoToトラベル事業等の拡充、
- ③訪日外国人旅行者の地方への誘客支援の拡充

現状と課題

香川県ホテル旅館生活衛生同業組合によるアンケート調査（加盟宿泊施設110施設）

宿泊の状況	令和2年5月分 (落ち幅過去最大)	令和2年8月分 (GoTo開始)	令和3年10月分 (県民割再開)	令和4年2月分 (県内感染急増)
	人数(人泊)	21,249	132,957	125,297
令和2年 令和3年 令和4年	9.8	48.7	57.2	46.3
金額(万円)	11,495	133,841	100,022	56,122
令和元年	5.7	51.1	52.2	43.8
人数(人泊)	216,505	273,196	219,058	161,120
金額(万円)	201,472	261,757	191,709	128,012
令和2年5月分 (落ち幅過去最大)	5,224	18,157	38,411	18,025
令和2年8月分 (GoTo開始)	7.0	23.1	50.0	27.8
令和3年10月分 (県民割再開)	1,262	5,709	12,121	4,957
令和4年2月分 (県内感染急増)	3.8	20.3	40.2	16.4
令和元年	74,899	78,679	76,775	64,950
金額(万円)	33,530	28,182	30,188	30,195

主要観光地入込状況
特別名勝 栗林公園

2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月
113,514人	17,634人	32,581人	71,795人
2019年比	15.5%	28.7%	63.2%

長期にわたって低迷が続き、
個々の力量では乗り切れない
深刻かつ危機的な状況

提案・要望事項

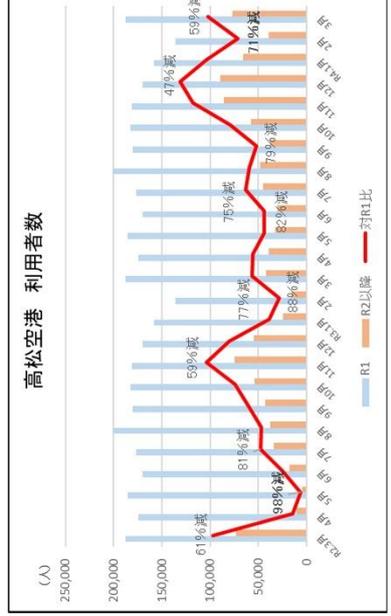
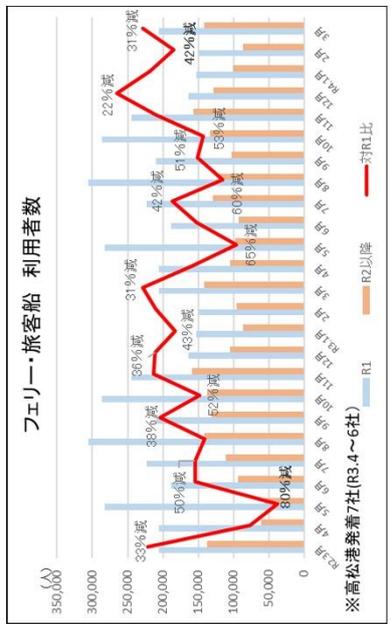
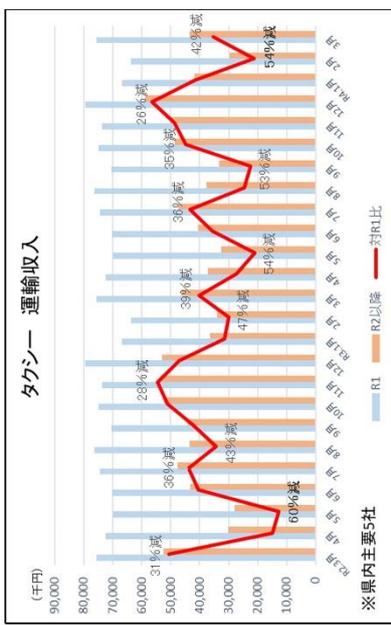
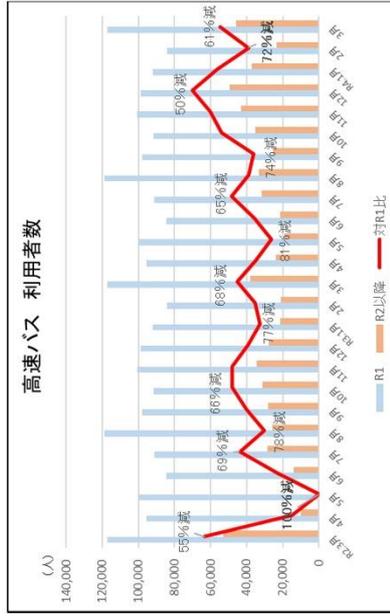
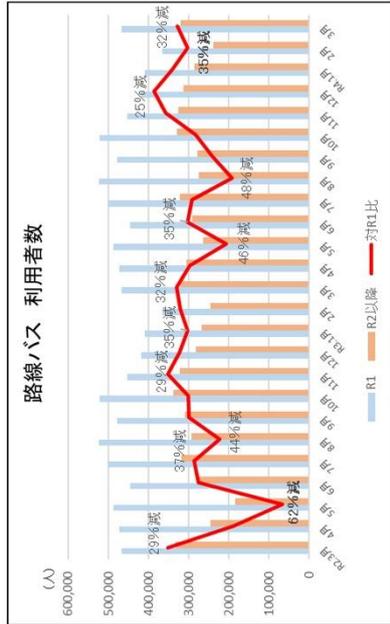
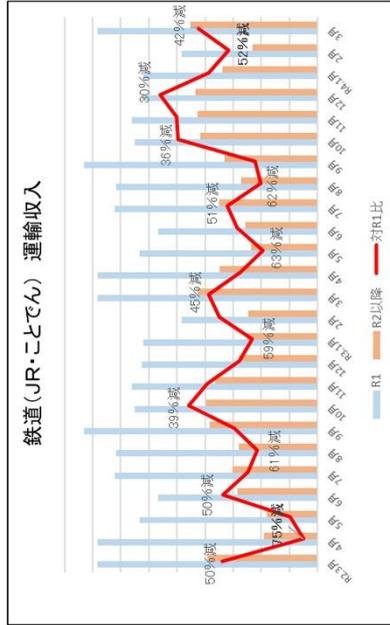
地域経済対策

＜公共交通・空港運営に関すること＞

- ① 事業継続を確実にする支援
- ② 高松空港運営への支援

現状と課題

本県の公共交通事業者の経営状況は急速に悪化しており、事業継続が厳しい状況に置かれている。



提案・要望事項

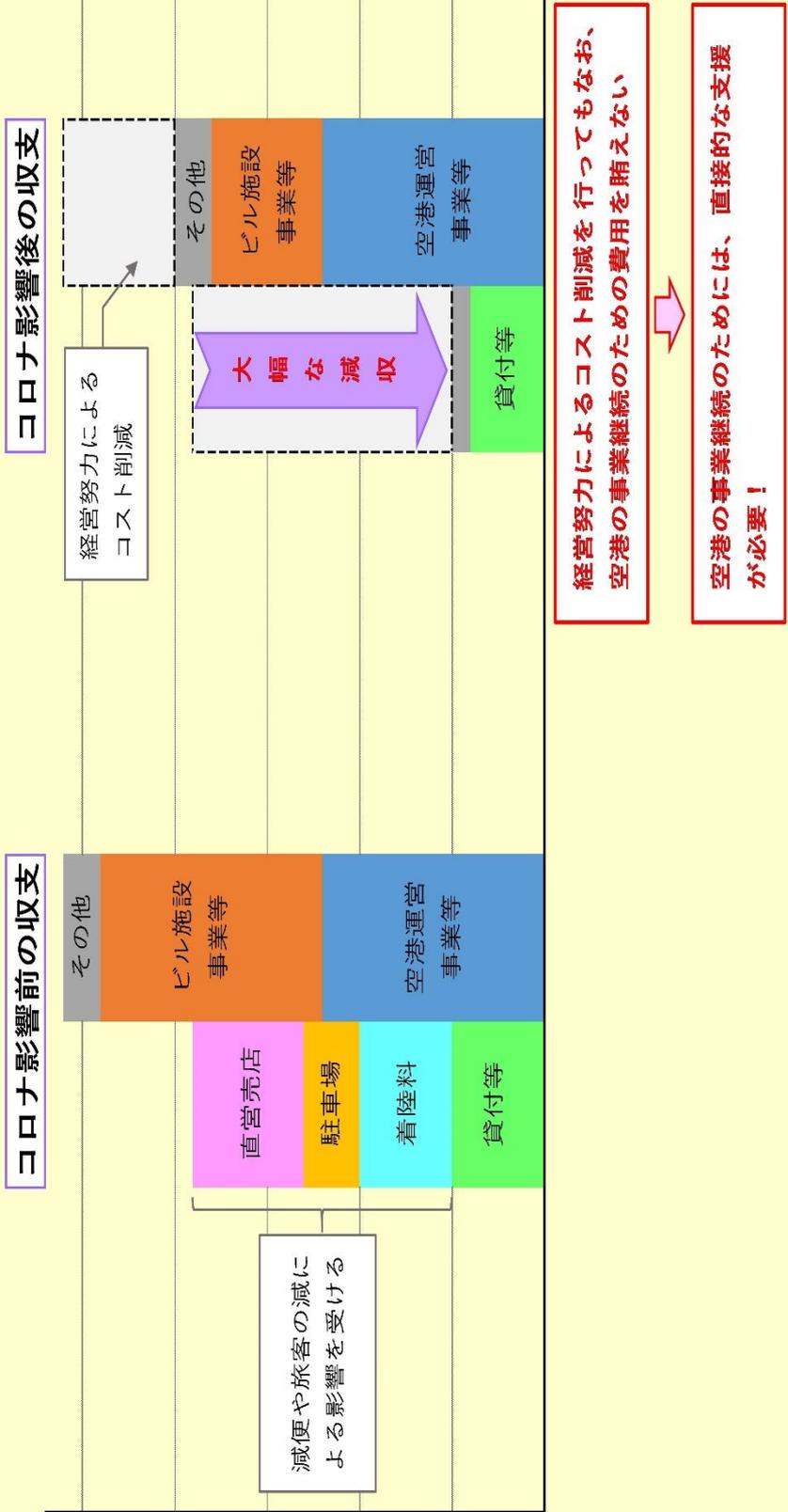
地域経済対策

＜公共交通・空港運営に関すること＞

- ① 事業継続を確実にする支援
- ② 高松空港運営への支援

現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大前後の空港運営会社の収支（イメージ）



提案・要望事項

地域経済対策

＜高松空港における国際線の早期受入再開に関すること＞

国内外の感染状況等を見極めつつ、四国の拠点空港である高松空港における国際線の早期の受入再開を行うこと

現状と課題

- ① これまで高松空港は、本県のみならず、四国全体のインバウンドの増加にも大きく寄与してきた、「四国の拠点空港」である。
- ② こうしたなか、国は、今月から、1日当たりの入国者数の上限を2万人へ引き上げ、ウイルス流入リスクの低い国・地域からの入国者に対する入国時検査及び入国後待機期間の免除等の措置を実施するとともに、外国からの団体観光客の受入再開や、新千歳空港と那覇空港も今月中の国際線の受入再開の受入再開の見直しを進めている。
- ③ 高松空港では、国土交通省のガイドラインに基づき、基本的な感染対策のための設備導入や、検査手続きの電子化への対応、検体検査室や有症状者の一時待機環境の整備など、ポストコロナも見据えた国際線受入再開のための環境を整備済である。
- ④ 本県として四国全体の社会経済活動の早期回復のためには、高松空港においては、国際線における国際線の早期の受入再開が必要である。

高松空港における国際線受入環境の整備状況

基本的な感染対策強化



サーモグラフィー



大型空気清浄機



【旅客等への情報伝達機能の強化】



デジタルサイネージ活用

ネットワーク環境拡充



壁開口
(検査動線の改善)



電気工事
(検査機器設置可)



パーテーション工
(同左)



床貼替
(検査機器設置可・感染リスク減)

ポストコロナも見据えた環境整備

【検査強化のための居室整備等】

空港別外国人入国数の順位
(2019年)

順位	空港	年間	外国人入国者数(人)	日平均
1	成田国際	8,978,773	24,599	
2	関西国際	8,378,039	22,954	
3	東京国際	4,288,078	11,748	
4	福岡	2,141,956	5,868	
5	中部国際	1,776,454	4,867	
6	新千歳	1,732,437	4,746	
7	那覇	1,650,148	4,521	
8	鹿児島	176,522	484	
9	仙台	129,889	356	
10	高松	127,465	349	
11	北九州	120,388	330	
12	静岡	116,428	319	
13	岡山	91,452	251	
14	広島	88,801	243	
15	佐賀	88,390	242	

外国人延べ宿泊者数の伸び
(2012年→2019年)

順位	都道府県名	伸び (全国平均3.9)
1	香川県	16.0
2	佐賀県	8.3
3	青森県	8.0
4	沖縄県	7.7
5	山形県	6.8
6	岩手県	6.5
7	宮城県	6.0
8	岡山県	5.8
9	山梨県	5.7
10	岐阜県	5.6
11	大阪府	5.6
12	長野県	5.5
13	福島県	5.4
14	島根県	5.0
15	石川県	4.9

「出入国管理統計」 「令和2年版観光白書」

2 地方財政の充実・強化について

【提案・要望事項】

① 一般財源総額の確保・充実等

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化やウクライナ情勢等による原材料価格の高騰などにより、地域経済の悪化やそれに伴う税財源への影響が懸念されるなか、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策や人口減少・活力向上対策、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策をはじめ、医療・介護・福祉、子育て支援、地域経済の回復・活性化、雇用の維持・確保、教育の充実など、山積する諸課題に地方公共団体が責任を持って主体的に対応できるよう、地方財政計画において、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分や、上記のような地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。

歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費、投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきた実情を踏まえ、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。

② 新型コロナウイルス感染症対策にかかる適切な財政措置

新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の目途が立っておらず、地方公共団体が引き続き感染拡大の防止対策や経済・雇用対策等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を、増額も含め継続的に措置するとともに、支給対象の拡大や要件の緩和など、地域の実情に応じた柔軟で弾力的な運用とすること。

③ 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保

令和4年度の地方財政計画においては、折半対象財源不足が解消され、臨時財政対策債の抑制が一定図られたものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

また、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方交付税とは別に真水（地方特例交付金等）で財源措置すること。

④ 新たに重点的に取り組むべき行政課題に対する財政措置の充実

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体においても、これま

で以上に脱炭素・地球温暖化対策に積極的に取り組む必要があるため、必要な財政需要を的確に見込むとともに、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等の拡充や支給要件の緩和など、地域の取組が進むよう必要な財源の確保や柔軟で弾力的な運用を行うこと。

また、デジタル化の推進についても、官民挙げての取組を積極的に進めていく必要があるため、地方財政計画での「地域デジタル社会推進費」の令和5年度以降の継続はもとより、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等の確保・充実、運用の弾力化を行うこと。

⑤ 地方創生関連予算の十分な確保

新型コロナウイルス感染症の広がりを契機に、新しい日常や生活様式の浸透、デジタル化の加速などの社会変革が生まれ、地方移転や移住の機運が高まりを見せるなか、東京一極集中の是正や地方分散型社会の構築に向けて、地方がこの好機を逃さず、地域の特性を生かした効果的な取組を積極的かつ主体的に進めていけるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。

また、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進していくため、「地方創生推進交付金」の拡充・継続など、地方創生関連予算を十分に確保すること。

⑥ 地方公務員の定年引き上げにかかる適切な財政措置

令和5年度から施行される地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行に向け、地方の財政負担が新たに生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。

⑦ 会計年度任用職員制度の円滑な運用に対する財政措置

令和2年度から運用が開始された会計年度任用職員制度について、制度の平年度化に伴い期末手当の支給等にかかる経費が増加しており、今後も引き続き円滑な制度の運用に必要な地方財政措置を確実に講じること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の目途が立っておらず、また、原材料価格の高騰などが地域経済にも大きな影響を及ぼしており、税収等の減収など地方財政への影響が懸念されます。
- そのようななか、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症対策や地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、教育、福祉、防災・減災対策など

の施策を実施するためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が、令和5年度以降も引き続き確保されることが必要です。

- これまで、地方は国を大きく上回る行財政改革を断行し、社会保障関係費の自然増などを給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補ってきており、今後は、従来のような削減は極めて困難な状況にあることから、基準財政需要額の算定について、効率化重視の視点のみでの歳出改革はすべきではありません。
- 新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が再拡大しており、いまだ収束の目途が立っていないため、地方が今後も時機を逸することなく迅速かつ的確に感染拡大防止対策や医療提供体制の維持・確保などに責任を持って主体的に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」をはじめ、必要となる財源を継続的に十分な額を措置するとともに、国庫補助の地方負担分については、財政需要に的確に算定されることが必要です。
- 令和4年度の地方財政計画において、臨時財政対策債については、折半対象財源不足が解消され、一定の発行抑制が図られていますが、本県の既往債の残高は県債残高全体の約4割を占めるなど、財政健全化の足かせとなっているため、地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革が必要です。また、後年度に地方交付税で措置される元利償還金についても、その額が増大することで、包括算定経費など他の財政需要額の圧縮につながりかねないため、別枠での財源措置が必要です。
- 地球温暖化対策やデジタル化の推進など、地球を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、国を挙げ重点的に取り組むべき行政課題が増えており、地方の積極的な取組が進むよう必要な財政需要を的確に見込むとともに、国の交付金等の確保・充実や運用の弾力化を行う必要があります。
- 新しい生活様式の浸透、地方移転・移住の機運の高まりなど、地方創生を進める好機を捉え、第2期「地方版総合戦略」に基づき、地方が積極的な取組を進めていけるよう、「地方創生推進交付金」の拡充・継続など、地方創生関連予算の十分な確保が必要です。
- 令和5年度から施行される地方公務員の定年年齢の引き上げについて、制度移行期における新規採用の平準化に伴い、一時的に人件費が増加する場合等も含め、地方に新たな財政負担が生じないよう適切な財政措置を講じる必要があります。

【所管府省】 総務省（自治財政局）、財務省（主計局）、内閣府（地方創生推進事務局）

【県関係課】 予算課、地域活力推進課

2 地方財政の充実・強化について

所管府省

総務省(自治財政局)、財務省(主計局)、内閣府(地方創生推進室)

県関係課

予算課、地域活力推進課

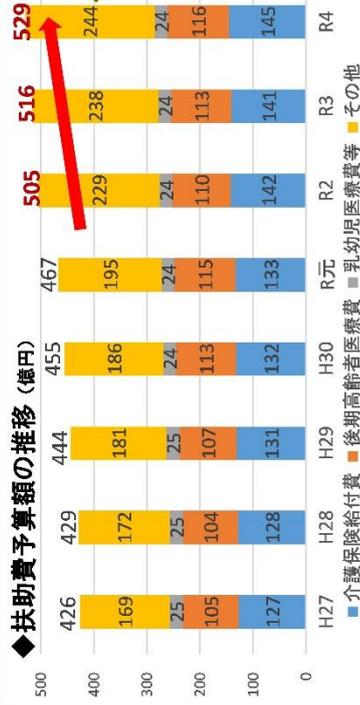
提案・要望事項

- 一般財源総額の確保・充実等 (地方の財政需要を的確に反映し、人口減少等を理由とした単純な地方歳出削減は行わないこと！)
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る適切な財政措置等 (各交付金・補助金などの必要な財源措置と弾力的な運用を！)
- 新たな重点課題に対する財政措置の充実 (脱炭素・地球温暖化対策やデジタル化の推進に係る財政措置と交付金等の弾力的な運用を！)
- 地方創生関連予算の十分な確保 (地方移転・移住の機運の高まりを逃さぬよう、地方の積極的な取組に必要な財政措置を！)

現状と課題

新型コロナウイルス対策、人口減少対策、防災・減災対策等に加え、脱炭素、デジタル化など課題が山積

少子・高齢化の進行に伴い増嵩する社会保障関係費



人口減少対策と東京一極集中の是正に向けた取組を強化



防災・減災対策が急務

南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が70~80%

財政需要が増大

山積する諸課題に
地方が責任を持って
主体的に対応できるよう

一般財源総額の
確保・充実
適切な財源措置
が必要！

財政需要が増大

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応

予算額(当初+補正)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度※
感染拡大防止・医療提供体制の充実	1	289	503	123
地域経済・雇用対策		144	122	73
県民生活支援・その他	2	42	60	2
合計(億円)	3	475	685	198

※R4年度は、当初予算のみ

新たに重点的に取り組むべき行政課題への対応

◆脱炭素・地球温暖化対策 ◆デジタル化の推進

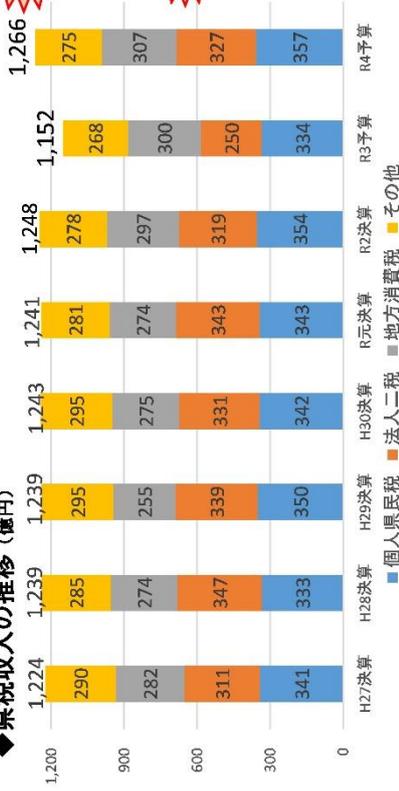
予算額	R3年度	R4年度	予算額	R3年度	R4年度
省エネ促進	22	31	生活分野	250	726
再エネ促進	226	231	産業分野	270	314
行政ITオフィス	11	55	行政分野	153	416
その他	264	307	その他	84	717
合計(百万円)	523	624	合計(百万円)	757	2,173

現状と課題

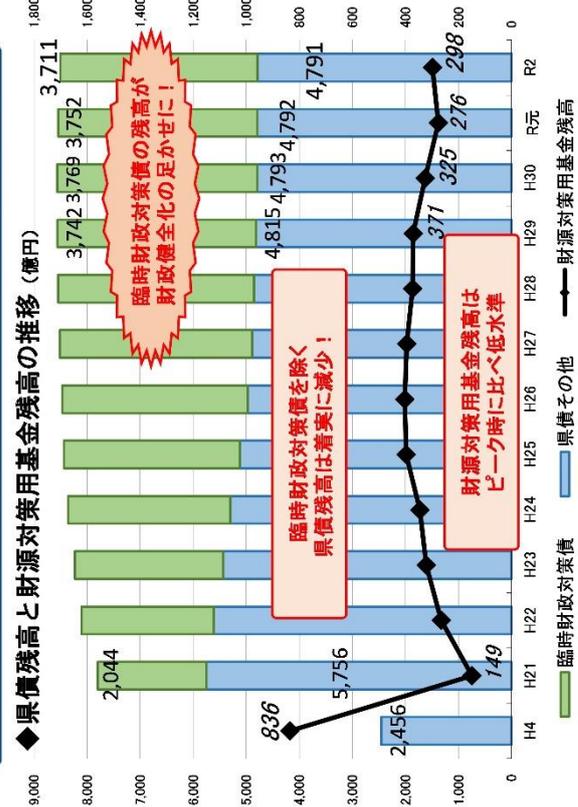
県税収入の減少懸念・県債残高の増大・基金残高が低水準の中、歳出削減努力は限界にある

地域経済の悪化により、今後の県税収入の減収が懸念

◆県税収入の推移 (億円)

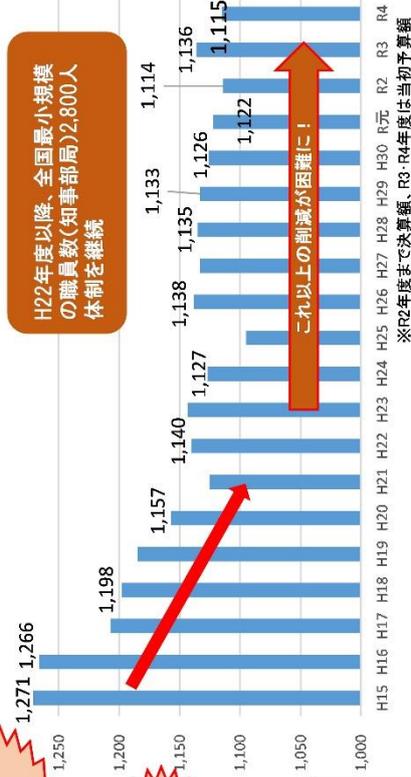


◆県債残高の抑制に努めるものの、財源対策用基金は減少



給与関係経費の削減努力も限界に

◆退職手当を除く人件費の推移 (億円)



新型コロナウイルス関連の交付金等の増額・継続措置

新たな重点課題への適切な財政措置や交付金の運用弾力化

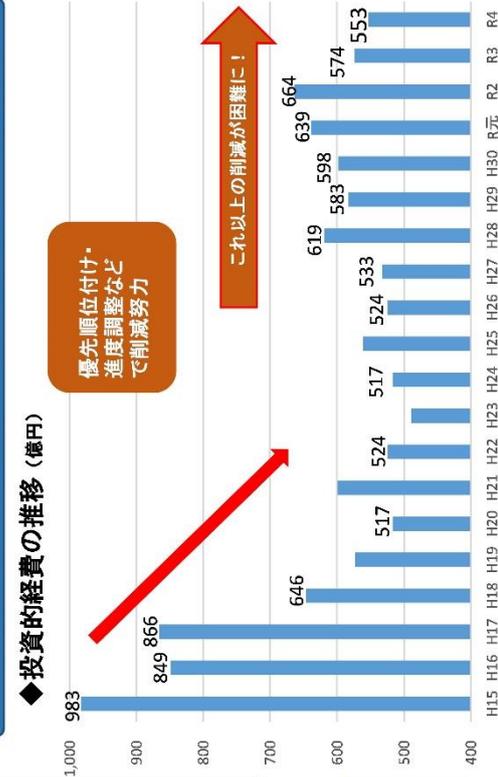
地方創生関連予算の拡充・継続措置

人事制度の改正に伴う適切な財政措置が必要!

地方の頑張り

を支援!

◆投資的経費の増など投資的経費の削減努力も限界に



※R2年度まで決算額、R3・R4年度は当初予算額

※R2年度まで決算額、R3・R4年度は当初予算額

3 デジタル化の推進について

【提案・要望事項】

① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化

人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう、財政支援を拡充・継続すること。

② デジタル人材の確保・育成

デジタルに関する知識や技能の習得だけでなく、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材の確保・育成や環境整備に対して行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。

また、デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、自治体向けの研修を充実させるとともに、外部人材の登用を容易にする法制度や給与体系の在り方等、柔軟な運用が可能となるよう検討を進めること。

③ 地方自治体の実務を踏まえたシステムの構築

自治体の情報システムの標準化については、すべての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において情報提供を早急かつ的確に行うとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。

また、基幹業務システムの変更により影響を受けるシステムの改修等に対する経費についても確実な財政支援を行うこと。

④ デジタル基盤の整備

県民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するには、超高速で安定したブロードバンド環境をくまなく整備する必要があり、条件不利地域であっても、事業者によるブロードバンドサービスの安定的な提供が確保されるよう国が支援し、未整備地域の解消を促進すること。

5Gの全国展開については、携帯電話事業者に対する技術支援・財政支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の整備を早期に進めること。

⑤ デジタルデバйд対策

国の「デジタル活用支援推進事業」については、令和7年度までの目標が示されており、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえて、着実に実施するとともに、実施状況を地方自治体とも共有し、地方独自の取組と連携することにより、効果的な事業実施に努めること。

⑥ マイナンバー制度の理解とカード取得の促進等

マイナンバー制度について、分かりやすく丁寧な説明を行うことで、国民の制度への理解促進につながるよう、取組を強化すること。

また、マイナンバーカードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。

【現状・課題】

① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化

- 地域社会のデジタル化のためには、本県を取り巻く多様な主体が一丸となり、デジタル技術とデータの活用によって革新的サービスを生み出し、順次、実装につなげることが重要です。そのため、本県では、県と県内全ての市町、そして県内外の民間事業者が集い、学び、交わり共創するコミュニティ「かがわDXLab」を設け、行政課題、地域課題の解決を通じた地域のデジタルトランスフォーメーションを目指しています。

これらの取組に対して、今年度、地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択をいただいているところでありますが、本県の取組は途に就いたばかりであり、今後も実証実験を始め、様々なデータの連携とトライ&エラーによる継続的な取り組み、実装を図る必要があることから、財政支援を拡充・継続していただくとともに、地域の実情を踏まえた、地域の課題解決や新たな価値の創造に繋がるユニークな取組が可能となるよう、継続的な支援をしていただくことが必要です。

- 全ての地域がデジタル化のメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するための「地域デジタル社会推進費」について、令和5年度以降も継続して計上するなど、地方のデジタル社会形成の実現に必要な財源を確実に確保していただく必要があります。

② デジタル人材の確保・育成

- デジタル人材の確保は、デジタル社会の実現に向けた重要課題です。本県では、情報通信関連産業の育成・誘致の拠点として「Setouchi-i-Base(セトウチ・アイ・ベース)」を令和2年度に整備し、情報通信関連分野の人材を育成するための講座を集中的に実施するとともに、講座で学んだ知識や技術を活かして、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることのできるよう、創作活動、交流促進の場の提供や、さらには、情報通信技術を活かした起業や第二創業の創出、競争力強化等に向けたビジネスマッチング支援を行っています。

また、県内企業の専門人材育成を図るための技術講習会等の開催やデジタル技術の導入を促進する個別コンサルティング支援を行っています。

これらの取組に対して、今年度、地方創生推進交付金の採択をいただいたところで

ありますが、デジタル人材は、短期間に確保・育成できるものではないため、継続した財政的支援が必要です。

- 新型コロナウイルス感染拡大を契機として、県内の大学・短期大学・高等専門学校（以下「県内大学等」という。）においては、オンラインの活用が急速に進んでおります。こうしたデジタル化の急激な進展のなかで、県内大学等では、デジタルの活用による教育の質の向上や、今後ますますニーズが高まると予測されるデジタル人材の育成等の取組を進めることが急務となっております。

本県においては、産学官の多様な主体が地域課題の解決に向けて連携して取り組むこととしておりますが、デジタル化の急激な進展に対応するためには、連携の拠点である県内大学等において、デジタル等を活用した教育環境の整備や、デジタル化が進展する社会を牽引する人材育成の取組を継続的に行う必要があります、そのための十分な財政支援が必要です。

- さらに、学卒者においては、デジタル化の急激な進展のなかで、これに対応する知識・技術を身につける機会がなく、就職・転職に支障を生じかねないことから、職業訓練においてもデジタル化に対応できる訓練を提供する必要があります。

地域における職業訓練を担う指導員が、急速に進展するデジタル化の知識・技能を身につけるためには、指導員が必要なときに、必要な情報を得られる環境を整備することが望まれます。

デジタル人材を育成するために、国や職業能力開発施設等と地域との連携を強化し、デジタル化に対応した訓練の指導が行えるよう、人材の派遣や情報提供、技術相談等の支援体制の構築が必要です。

- 小・中・高等学校においては、GIGAスクール構想により、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、令和2年度中に義務教育段階の児童生徒には1人1台、県立高校の生徒には3人に1台の端末環境が整備されました。加えて、令和3年度から県立高校での1人1台端末の整備を進めております。

これにより、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても学習が継続できることを可能にするとともに、ICTを効果的に活用した新しい時代の学びの実現を図ります。今後も情報技術を活用した学習活動を継続するため、機器等の維持・更新費用への財政支援が必要です。

さらに、ICTを効果的に活用するためには、教員がICT機器を活用して授業を分かりやすくすることや児童生徒に情報活用能力を育成することが必要であるため、国による学習教材の開発及び利用環境の整備や教員に対する研修の充実、情報通信技

術支援員（ICT支援員）の増員などに対しても技術的な支援や財政支援が必要です。

- デジタル施策を推進する地方自治体職員の育成も喫緊の課題です。全国的な研修機関において、基礎的な内容からセキュリティやネットワーク等の専門的内容まで、また特定分野も含めて、デジタル技術の進展に対応した施策形成を学ぶことができる研修の充実が望まれます。
- 本県では職員自らスペシャリストとしてのキャリアを選択できる複線型人事制度を設けるとともに、職務経験者採用により民間の優れたデジタル人材の確保に努めていますが、今後は、民間企業との人事交流など外部人材の登用も重要です。これを容易にする、国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方について、明確な方向性を示していただく必要があります。

③ 地方自治体の実務を踏まえたシステムの構築

- 地方自治体の情報システム等の検討に当たっては、国の職員と実際に現場で業務にあたる地方自治体職員とが、密に、連携しながら進めていくことが何よりも重要であり、自治体職員の意見については最大限取り入れていただく必要があります。
- 自治体の情報システム標準化・共通化については、住民記録や地方税など基幹業務（国が示した20業務）について、令和7年度末までに標準化・共通化への移行が義務付けられています。国において、全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めていただく必要があります。
- 標準化・共通化に対する財政支援として地方公共団体情報システム機構に基金を設け、自治体に共通クラウド基盤「ガバメントクラウド」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助を行うこととされましたが、一方で、自治体においては、基幹業務の外にも業務システムは存在しており、基幹業務とそれ以外の業務システムの間でデータ連携が必要です。

また、本県においては、既に電子申請システムを導入しており、県と5市4町1団体が共同利用していますが、今後、国において推進するマイナポータルを活用したオンライン申請が標準的な手段となれば、既存の電子申請システムを廃止し、マイナポータルに移行する必要が生じます。

つきましては、情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などに伴い発生した、基幹業務以外の業務システムにかかる改修や移行等の追加経費についても、基幹業務システムと同様の財政的支援が必要です。

④ デジタル基盤の整備

- 誰一人取り残されず、全ての方がデジタル化のメリットを享受できるようにするには、超高速で安定したブロードバンド環境をくまなく整備する必要がありますが、本県においては、整備費や維持管理費が多額であり、財政面のハードルが高いことから、離島を中心に、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境の未整備地域が残されています。ブロードバンド環境を必要とする未整備地域を解消するため、事業者による不採算地域におけるサービスの安定的な提供を確保するとともに、離島等条件不利地域における地方のニーズに即した様々な対策を進めていただく必要があります。
- デジタルトランスフォーメーションの基盤として進展が期待されている5Gについては、現状では、都市部を中心に整備が進められていますが、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要があります。5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めていただくとともに、ローカル5Gについても、中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術的・財政的支援を拡充し、国の実証実験により得られた成果の横展開についても積極的に支援していただく必要があります。

⑤ デジタルデバйд対策

- 国の「デジタル活用支援推進事業」については、令和7年度までの目標が示されており、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえて、着実に実施していただく必要がありますが、講習会の箇所数、実施回数及び参加者数等は地方自治体と共有がされていません。
- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるように情報活用能力の向上を図るため、地方自治体では、スマートフォン講座等を実施しており、支援を必要とする県民に多く参加していただくためには、実施状況などの情報を共有していただくとともに、支援が必要とする方々が参加できるよう効果的に事業を実施していただく必要があります。

⑥ マイナンバー制度の理解とカード取得の促進等

- デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度に関し、国において、制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うことで、国民のマイナンバー制度への理解の促進につながるよう、取組

を強化していただく必要があります。

- マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものです。政府においては、令和4年度中にはほとんどの住民に行き渡ることを目指していますが、現状では達成が困難と見込まれるなか、引き続き、その利便性・安全性等について、より積極的に周知・広報を実施していただく必要があります。
- マイナンバーカードの健康保険証利用や運転免許証との一体化の円滑な実施、また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルの使い勝手の向上など、利用者がマイナンバーカードを持つことの利便性を感じていただけるよう、関係機関と適切に連携を図りながら、マイナンバーカードの機能強化を着実に進めていただく必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方創生推進事務局）、デジタル庁（戦略・組織グループ、デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ）、総務省（自治行政局、自治財政局、情報流通行政局、総合通信基盤局）、財務省（主計局）、文部科学省（初等中等教育局、高等教育局）、厚生労働省（人材開発統括官）

【県関係課】 デジタル戦略課、情報システム課、地域活力推進課、自治振興課、人事・行革課、産業政策課、労働政策課、義務教育課、高校教育課

3 デジタル化の推進について

所管府省

デジタル庁、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

県関係課

デジタル戦略課、情報システム課、地域活力推進課、自治振興課、人事・行革課、産業政策課、労働政策課、義務教育課、高校教育課

提案・要望事項

①地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化
人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実施できるよう、財政支援を拡充・継続すること。

本県のデジタル化の進め方



《提案・要望》

取組を着実に実施するため
財政支援を拡充・継続

地域課題解決に向けた新たなサービスの実装と横展開

データ連携基盤の整備

地域社会のデジタル化

提案・要望事項

② デジタル人材の確保・育成
デジタル人材の確保・育成に向けて行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。
デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、より充実した研修を行うとともに、外部人材の登用を容易にする法制度や給与体系の在り方等について検討を進めること。

現状と課題

《デジタル社会実現の取組を担う人材の確保が急務》

⇒ 地方の創意工夫を生かした取組が継続的に必要

- ・人材育成講座や交流の場の提供、起業・創業・マッチング支援
- ・企業向けの技術講習会、個別コンサルティング支援
- ・大学等における環境整備やDX人材育成の取組
- ・GIGAスクール構想で整備した環境の維持・拡充とそれを活用した新たな学びを実現するための教材や人材の確保等
- ・デジタル施策を推進する自治体職員育成のための研修や官民人事交流等

《提案・要望》

・安定的・継続的な技術的な支援や財政支援
・関連制度の方向性検討

地域において量・質ともに十分なデジタル化を支える人材を育成
企業の競争力強化の源となる人材の育成
大学等においてDXが進展する社会を牽引する人材を育成
ICT環境を活用できる教員による充実した授業・指導を提供
自治体と民間企業との人事交流・人材登用により施策推進を加速



提案・要望事項

③ 地方自治体の実務を踏まえたシステムの構築

自治体の情報システムの標準化については、全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を実現できるよう、国において情報提供を適切に行うとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。基幹系業務システムの変更により影響を受けるシステムの改修等に対する経費に対するシステム改修等に対する経費を行うこと。

現状と課題

「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」

《自治体情報システムの標準化・共通化》
令和7年度末までの移行を義務付ける。

《自治体行政手続のオンライン化》
原則全自治体でマイナポータルからのオンライン手続を可能にする

⇒ 上記に伴い改修が発生(例)

・標準化対象システム以外の業務システムとのデータ連携に係る対応

・マイナポータルが標準的なオンライン申請手段となることによる既存システムの移行

地方自治体側で改修や移行等の追加経費を要する

《提案・要望》

- ・国と地方の綿密な意見交換の場を設定
- ・標準化対象以外の業務システムとのデータ連携に係る移行経費にも財政支援を

自治体の状況に対応したフォローアップにより、標準システムへの移行を確実に実現
財政的な支援により、標準化対象外システムとの間で生じる課題についても克服
国と地方自治体が一体となり事業展開



「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」(令和3年12月デジタル庁)を加工して作成

提案・要望事項

- ④ デジタル基盤の整備
ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保されるよう国が支援し、未整備地域の解消を図ること。
5Gの全国展開について、あらゆる手段を講じ、地域間の偏りが生じないよう基地局の整備を進めること。
- ⑤ デジタルデバイス対策
「デジタル活用支援推進事業」について、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえ、着実に実施するとともに、実施状況を地方自治体とも共有し、地方独自の取組みと連携することにより、効果的な事業実施に努めること。
- ⑥ マイナンバー制度の理解とカード取得の促進等
マイナンバー制度について分かりやすく丁寧な説明を行うことで、国民の制度への理解促進につながるよう、取組を強化すること。
カードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。

現状と課題

《デジタル基盤の整備》
都市部が中心になりがち ⇒ 地域間で整備状況に偏り

《デジタルデバイス対策》
すべての住民が情報活用能力を育むための機会を提供することが必要
(本県取組)初心者向けのスマートフォンやパソコン講座などを実施

《マイナンバー制度への理解促進とカードの普及拡大・利便性向上》
・マイナンバー制度はデジタルガバメントの基盤
・デジタル社会の基盤となるカードの普及拡大が必要

《提案・要望》

・5G基地局の早期整備に向けて、携帯電話事業者への支援・働きかけ
・地域社会のデジタル化を進めるための財政的支援

すべての地域においてデジタル化の恩恵を受けられることが出来る環境整備
携帯電話事業者による5G全国展開及び利活用の早期実現

・国と地方自治体の連携による効果的な取組

すべての県民が多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができる
すべての県民がデジタル化の便益を享受することができる

・マイナンバー制度についての周知強化
・マイナンバーカードの利便性や安全性等に関する積極的な周知
・マイナンバーカードの機能強化・利活用の推進

マイナンバー制度に対する国民の十分な理解と国民への普及
マイナンバーカードの機能強化・利活用の拡大

4 地方大学の振興について

【提案・要望事項】

① 「イノベーション・commons（共創拠点）」の推進について

地方の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）が、地域の課題を解決し新たな価値を創出する、地域の多様な主体によるイノベーション・commons（共創拠点）となるよう、地域連携プラットフォームなどの共創の枠組みの形成や円滑な運営に対し、人的・財政的な支援の充実を図ること。

また、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化を図るとともに、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援を行うこと。

さらに、国公立、私立を問わず、大学等がイノベーション・commonsとしての機能を発揮できるよう、老朽化対策を含む大学等施設の整備充実、機能強化を図るための必要な財政支援を行うこと。

② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について

大学等が地方創生に資する大学等を目指して改革を進め、それぞれの魅力を最大限に発揮できるよう、大学等への各種補助金・交付金等について、地域発展に貢献する大学等への交付額を拡充するなど、財政支援の充実・強化を図ること。

③ 希少糖研究の推進に向けた財政支援について

香川大学を発祥とする「希少糖」の研究は、国内外で希少糖の潜在的付加価値への認知が進むにつれ、昨今、研究開発における国際競争が激化しつつある。国際的な優位性を保ち、地域産業や社会生活への還元を図るためには、持続的な資金確保が重要であり、希少糖研究の推進に向けて、必要な財政支援を行うこと。

④ 感染症対策にかかる香川大学医学部附属病院への財政支援について

香川大学医学部附属病院は、地域の感染症対策の拠点として各医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の重篤患者や妊産婦患者を受け入れることとしている。当該感染症の状況を踏まえ、引き続き高度急性期医療と重点医療機関としての責務を十分な水準で果たせるよう、病院事業に対する必要な財政支援を行うこと。

⑤ 専門職大学の認知度向上と財政支援について

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学について、その質の確保や国民、企業等への認知度向上を図るとともに、県内初の専門職大学として昨年度開学した「せとうち観光専門職短期大学」が、コロナ禍で観光業界が大きく影響を受けて変わるなかでも、専門人材の育成という役割を担っていけるよう、運営に必要な財政支援を行うこと。

【現状・課題】

① 「イノベーション・commons（共創拠点）」の推進について

- 大学等は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材育成や産業振興に多大な貢献をされており、地方創生にとって重要な役割を担っています。

一方で地域の課題は、非常に複雑で困難なものが多く、絶えず変化しており、大学等、地方自治体、産業界等のそれぞれの立場からのみで地域課題を解決したり、新たな価値を創出したりすることは限界となっています。

このため、地域の多様な主体が課題認識を共有し、大学等の知見も活用しつつ、地域社会の維持・発展に向けて議論と実践を行う、大学等中心の「イノベーション・commons（共創拠点）」の構築・推進が求められています。

- そうしたなか、本県では、本年3月に、地域を支える人材の育成や定着、地域課題の解決に向けた議論と実践を行う新たな産学官連携の枠組みである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立しました。

今後、「大学・地域共創プラットフォーム香川」等の産学官連携の枠組みの形成や円滑な運営が行えるよう、人的・財政的支援を充実させるとともに、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援が必要です。

- また、「知の拠点」である大学等がイノベーション・commonsとしての機能を発揮するには、老朽化が著しい講義実習棟や研究棟などの教育研究施設の整備充実、機能強化が急務となっています。

ICT環境の整備や、一層のデジタル化への取組も求められるなか、老朽化に対応した施設改修による安全性の確保や時代の変化に対応した施設の整備充実、機能強化を図るため、また、地域の多様な主体が共に創造活動を展開するため、教育研究施設に対する財政支援が必要です。

② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について

- 本県の大学進学者の8割以上が県外大学に進学しており、本県における人口構成割合は、特に20歳代で全国平均を大きく下回っています。若者の県外流出に歯止めをかけるため、県の「第2期かがわ創生総合戦略」において「魅力ある大学づくり」を位置づけ、県内大学等の充実強化、連携強化を図る取組を行っています。

- 大学等は、地域の知の拠点として地域を支える優秀な人材を多数輩出するとともに、様々な分野で地域の活性化に貢献していますが、コロナ禍でデジタル化が急激に進むなか、地方への人の流れを促進し、一層の地域活性化を図るには、大学等における改革を進め、それぞれの魅力を高めながら、若者の地元定着など、地域の課題解決や地域発展に積極的に取り組む地方大学等に対して、国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金、国立高等専門学校運営費交付金等の拡充など、財政支援の充実・強化

が必要です。

③ 希少糖研究の推進に向けた財政支援について

- 香川大学を発祥とする「希少糖」は、現在、その血糖値上昇抑制や肥満抑制等の健康機能性が広く認知されるとともに、医療・農業・工業など多様な分野において、その新機能が注目されています。希少糖研究は、1991年、何森健教授による希少糖の生産酵素の発見を発端として、多種の希少糖の生産技術が開発され、応用研究や社会実装が進展し、令和3年度までに希少糖を活用した食品は、既に延べ3,000品目以上にのぼっています。
- 香川大学では、全学的な研究推進に向け国際希少糖研究教育機構を設置しており、現在70数名の医学・工学・農学等の複数分野の研究者により、50を超える課題の研究が進行中です。これとあいまって、企業の協働により、メキシコに世界初の希少糖D-アルロース専用工場ができ、令和3年10月には純品粉末製品が販売され、産業面では国際市場への展開が始まっています。一方、希少糖の重要機能についての認識が広まるにつれ、希少糖を巡る研究開発は、急速な国際競争の波にさらされつつあります。香川大学の希少糖の研究開発をグローバルに展開し、地域の産業や社会生活へのフィードバックを図るためには、研究資金の持続的な確保が重要です。

④ 感染症対策にかかる香川大学医学部附属病院への財政支援について

- 香川大学医学部附属病院は、新型コロナウイルス感染症対応を最優先に一般病床のうち2つの病棟等の機能を休止し、当該感染患者の受入体制を整備しました。
また、医学部及び附属病院の有する教育研究基盤を基礎として、感染症分野の専門人材の養成拠点を形成し、安定的に人材を輩出する「感染症教育センター」を設置するなど、県全体における感染症対策・医療支援・地域医療向上に貢献しています。
- しかし、令和3年度の本院の入院患者数は、コロナの影響をあまり受けていない令和元年度と比較して約14%も減少しており、入院診療への影響は甚大なものとなっています。空床補償による病床確保料や可能な限りの経営努力により、経営状況は回復に向かいましたが、当該感染症の状況を踏まえると、令和4年度以降も感染患者の受入や院内感染防止のために、引き続き診療機能の制限を余儀なくされることが想定されるとともに、さらにこうした状況が続いた場合、香川大学医学部附属病院は大きな減収によって多額の赤字が累積され、特定機能病院として継続的な診療が行えなくなることが想定されます。
このような事態とならないよう、また、大学病院としての高度医療の提供と当該感染症患者の継続的な診療が実施されるよう、引き続き病院事業に対する財政支援が必要です。

⑤ 専門職大学の認知度向上と財政支援について

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学が地方に設置されることは、県内大学の入学定員の増加や若者の県内定着につながるとともに、高度な専門技能や実践力を兼ね備えた質の高い専門職業人の供給による地域の産業競争力の強化や活力の増進に資するものと考えます。

専門職大学が若者や社会人から選ばれるものとなるためには、その質の確保と国民や企業等への認知度向上を図る必要があります。

- 本県では、県内初の専門職大学として、観光振興の専門人材の育成を目指す「せとうち観光専門職短期大学」が令和3年4月に開学しましたが、入学定員80名に対し、入学者は令和3年度16名、令和4年度12名にとどまるなど、大変厳しい状況にあります。

新型コロナウイルスの影響を受け、観光業界が大きく変わるなか、変化に対応でき実践力のある観光振興の専門人材の育成に向けて、専門職大学が役割を担っていくためには、地方においても運営が可能となる十分な財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（文教施設企画・防災部、高等教育局、科学技術・学術政策局）、厚生労働省（医政局、健康局）

【県関係課】 地域活力推進課、産業政策課、感染症対策課

4 地方大学等の振興について

所管府省

文部科学省（文教施設企画・防災部、高等教育局、科学技術・学術政策局）、厚生労働省（医政局、健康局）

県関係課

地域活力推進課、産業政策課、感染症対策課

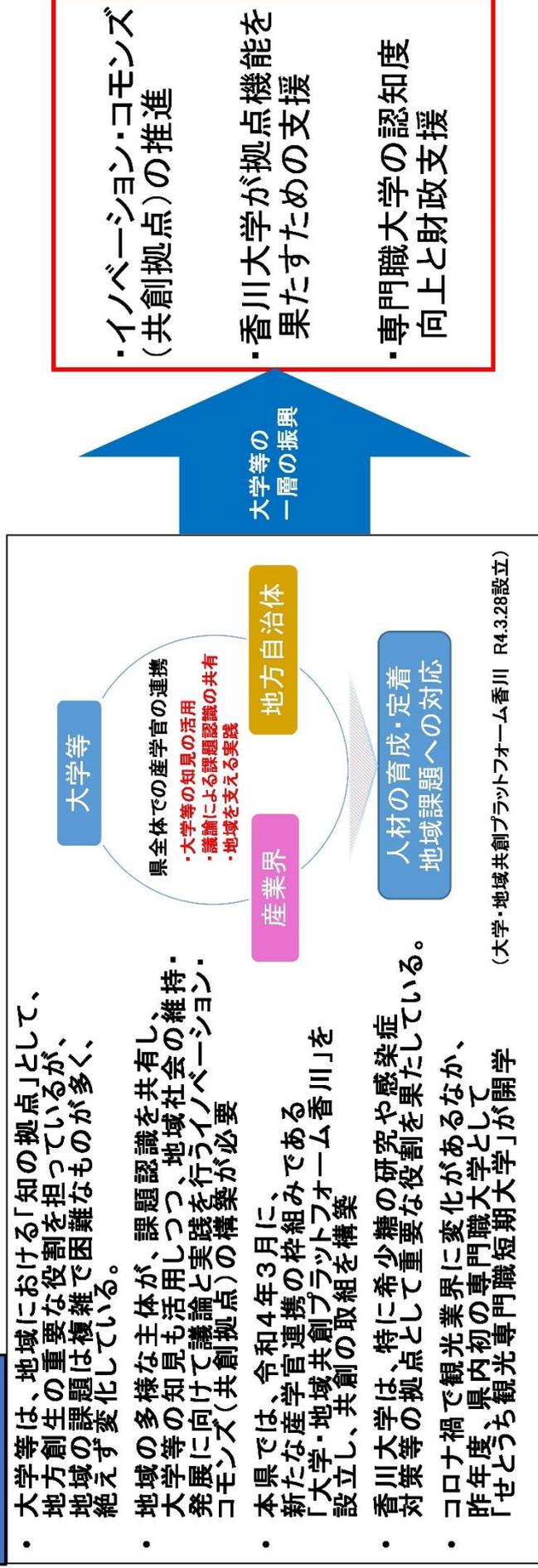
提案・要望事項

- 地方の大学等が地域の多様な主体によるイノベーション・コモンズ（共創拠点）となるよう、人的・財政的な支援の充実や大学等施設の機能強化等を図ること。
- 大学等が改革を進め、魅力を最大限に発揮できるよう、大学等への財政支援の充実・強化を図ること。
- 香川大学における希少糖研究の推進や医学部総合教育・研究棟の整備、感染症対策に係る医学部附属病院への必要な財政支援を行うこと。
- 専門職大学の認知度向上に向けた取組や運営への十分な財政支援を行うこと。

現状と課題

- ・ 大学等では、地域における「知の拠点」として、地方創生の重要な役割を担っているが、地域の課題は複雑で困難なものも多く、絶えず変化している。
- ・ 地域の多様な主体が、課題認識を共有し、大学等の知見も活用しつつ、地域社会の維持・発展に向けて議論と実践を行うイノベーション・コモンズ（共創拠点）の構築が必要
- ・ 本県では、令和4年3月に、新たな産学連携の枠組みである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立し、共創の取組を構築
- ・ 香川大学は、特に希少糖の研究や感染症対策等の拠点として重要な役割を果たしている。
- ・ コロナ禍で観光業界に変化があるなか、昨年度、県内初の専門職大学として「せとうち観光専門職短期大学」が開学

（大学・地域共創プラットフォーム香川 R4.3.28設立）



5 四国の新幹線導入について

【提案・要望事項】

新幹線については、もはや高速道路と並ぶ基礎的な社会経済基盤となっているが、四国はいまだに、新幹線空白地域であることから、道路鉄道併用橋である瀬戸大橋を有効活用し、岡山から四国の4県都を結ぶ四国の新幹線の早期実現のため、令和5年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じること。

【現状・課題】

- 新幹線は都道府県の約2/3において整備されており、もはや当たり前のインフラと言えます。また、国が目指している新幹線などの高速交通ネットワークを整備することによって、地方創生につなげていく「地方創生回廊」の実現には、現在整備中の整備新幹線だけでできるものでなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠です。
- 一方、四国においては、新幹線が基本計画にとどまっており、ついに、四国だけが新幹線空白地域となりました。四国の新幹線沿線の人口集積（1kmあたり人口11,050人）は、北陸新幹線（1kmあたり人口6,370人）や北海道新幹線（1kmあたり人口5,970人）の沿線の人口集積と比較しても何ら遜色ありません。全国的に、地方創生の取組が本格的に進められるなか、このままでは整備された地域と、そうでない地域との格差はますます広がり、交流圏や交流人口の拡大による経済発展や観光振興などの足かせになるものと強い危機感を抱いています。
- 四国の新幹線は、平成26年4月、四国4県や経済界等で設置した「四国の鉄道高速化検討準備会」が行った基礎調査の結果、瀬戸大橋を經由し四国内の県庁所在地を結ぶルートにおいて、B/C（費用便益比）が「1」を上回る結果が得られており、現在整備中の新幹線と比べ、投資効率性の面からも遜色がないものとなっています。
- 平成29年7月には、四国の新幹線の実現に向け、「四国新幹線整備促進期成会」を新たに設立し、平成30年6月に「四国アライアンス地域経済研究分科会」と連携して「新幹線を活かした四国の地域づくりビジョン調査」報告書を、令和元年8月には四国の新幹線が岡山県に与える波及効果について行った調査の結果を公表しています。
さらに同月、3回目となる同期成会の東京大会を開催し、「リニア中央新幹線が新大阪まで延伸されスーパー・メガリージョンが誕生する2037年を一つのターゲットとして、

四国の新幹線の開業を目指す。」との中長期目標が決議されたところです。

- 国においては、平成 29 年度から実施している新幹線基本計画路線を含む「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」において、これまでに、瀬戸大橋等の既存インフラの活用、単線での新幹線整備の効果やコスト縮減策、新幹線整備による需要予測への誘発需要の取り込み等が検討され、今年度も、効果的・効率的な整備・運行手法等にかかる具体的な調査を行うこととされています。

本調査を通じて、現行の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」による事業評価では加味されていない新幹線の整備効果の推計手法を確立し、現在検討を進められている同マニュアルの改訂に盛り込んでいただきたいと思います。

- また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るための調査等が行われてきたところですが、具体的な整備方策の検討に当たっては、四国の新幹線の整備も考慮していただきたいと思います。

- 昨年 3 月には、衆議院と参議院の国土交通委員会において、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の一部として「四国における新幹線についても検討を進めること。」が全会一致で採択され、同月、JR 四国が策定した長期経営ビジョンにおいても、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されたところであり、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めていただくことをお願いします。

- 2037 年のリニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせて四国の新幹線が実現できるよう、令和 5 年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じていただくことを強く要望いたします。

【所管府省】国土交通省（鉄道局）

【県関係課】交通政策課

5 四国の新幹線導入について

所管省庁 国土交通省(鉄道局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

四国の新幹線の早期実現のため、令和5年度予算編成において、法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じること

現状と課題

- ① 都道府県の約2/3において整備されている新幹線は、もはや高速道路と並ぶ基礎的な社会経済基盤。
- ② 国が進める「地方創生回廊」の実現のためには、整備中の整備新幹線だけではなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠。
- ③ 四国の人口集積は、整備中の沿線の人口集積と比較しても遜色ない。
- ④ 瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートでは、B/C(費用便益比)が「1」を上回る調査結果が得られている。
- ⑤ 「四国新幹線整備促進期成会」が、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸される2037年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指すことを決議。
- ⑥ 「幹線鉄道ネットワーク等」のあり方に関する調査を通じ、現行のマニュアルによる事業評価では加味されていない新幹線の整備効果の推計手法を確立し、マニュアルの改訂に盛り込むべき。
- ⑦ 新大阪駅について、結節機能強化や容量制約の解消を図るための具体的な整備方策の検討に当たっては、四国の新幹線の整備も考慮すべき。
- ⑧ 衆議院・参議院の国土交通委員会で「四国における新幹線についても検討を進めること。」との附帯決議が採択されたことや、JR四国の長期経営ビジョンにも新幹線が明記されていることから、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めるべき。

<四国の新幹線整備のイメージ>



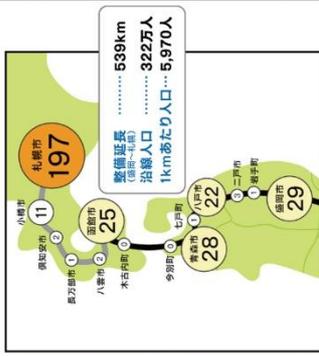
<新幹線沿線の人口集積>



北陸新幹線



北海道・東北新幹線



6 公共交通への支援について

【提案・要望事項】

人口減少の克服や地域活力の向上が喫緊の課題となるなか、公共交通は、住民の日常生活に欠かせない移動手段であることはもとより、地域経済の活性化や観光の振興による交流人口の拡大を図るための有効な手段であり、また、同時に、災害に強い国土づくりの観点からも重要であることから、その支援に当たっては、財源を十分に確保し、地域の実情に沿って内容の充実を図ること。

① 地域公共交通への支援

地域公共交通ネットワークを担う鉄道やバス等について、その確保・維持・改善を図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業や地域公共交通確保維持改善事業等にかかる十分な財源の確保及び地域の実情に応じた補助要件の緩和等、既存制度の拡充とともに、地元自治体が地域公共交通にかかる施策に積極的に取り組めるよう、交付税措置や起債措置の導入・拡充を図ること。また、昨今の燃油価格高騰により、公共交通事業者の経営が一段と厳しさを増していることから、燃油価格高騰に対応する助成制度の創設や既存制度拡充に努めること。

② JR四国への支援

JR四国の将来の経営自立には、経営の柱となる四国の新幹線の早期実現が不可欠であり、JR四国が昨年3月に策定した長期経営ビジョンにも、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記された。今後、四国における鉄道ネットワークを維持するためにも、本ビジョンの実現に向け、JR四国の様々な経営課題について、引き続き取り組んでいくこと。

③ 本四航路対策

本州・四国間の人流や物流において重要な役割を担っている本四間フェリーについて、一般国道としての機能確保、船舶でしか運べない製品の輸送や大規模災害発生時の代替輸送手段の確保の観点等から、地元と連携して早期に支援を行うこと。

また、フェリー等の船舶については、燃油価格高騰時における経営への影響が特に大きいことから、燃油高騰に対応した助成制度や、高速道路と比較した運賃の割高感軽減のための制度を創設すること。

【現状・課題】

① 地域公共交通への支援

- 本県では、面積当たりの延長が0.123km/k㎡（全国平均の2倍）と重要な社会基盤である鉄道網が、地域公共交通の骨格として大きな役割を担っています。このため、

鉄道を中心に、駅などの交通結節点において、バスや自動車等との乗り継ぎ機能を高め、「利便性と結節性」に優れた県全体のネットワークづくりを進めています。

- ことでんについては、設備の老朽化が進み、今後、更新費用等の増大も見込まれており、必要な設備更新が行えずに安全で安定的な運行に支障を来すことがないよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業にかかる十分な財源の確保が必要です。また、ことでん栗林公園駅・仏生山駅間については、新駅の整備や複線化が進められていますが、鉄道関連事業については、地元自治体の財政負担に対して、起債措置が講じられておらず、交付税措置も十分とはいえません。
- バス等についても新型コロナウイルスの感染拡大の影響で利用者が大幅に減少しており、地域公共交通確保維持改善事業の補助要件を満たすことが困難になってきている路線があることから、令和3年度補正予算で実施された交付額の特例措置の継続や、公共交通をめぐる地方の厳しい状況に鑑み、補助要件の緩和、補助上限額の引き上げ等の既存制度の拡充が必要です。
- また、昨今の燃油価格高騰は、公共交通事業者の経営に大きな影響があることから、新たな助成制度の創設など燃油価格高騰への対策が必要です。

② JR四国への支援

- JR四国に対しては、令和2年度に、令和3年度からの5年間で1,025億円の支援をはじめとして、経営自立に向けた取組を進めるための支援の継続・拡充が決定しましたが、JR四国の将来の経営自立には、経営の柱となる四国の新幹線の早期実現が不可欠であり、JR四国が昨年3月に策定した長期経営ビジョンにも、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されました。今後、四国における鉄道ネットワークを維持するためにも、本ビジョンの実現に向け、JR四国の様々な経営課題について、引き続き取り組んでいくことが必要です。

③ 本四航路対策

- 本四間フェリーは、トラックドライバーの不足に伴うモーダルシフトが進展するなか、生活交通のみならず、物流コストの低減や船舶でしか運べない製品の輸送、強風による荒天時には本四道路や鉄道の代替輸送手段、災害時に陸路が遮断された場合には緊急輸送手段などとして、重要な役割を担っております。
- 宇高航路については、これまでの高速道路施策や平成26年4月からの本四高速の全国共通料金化による影響を受け、厳しい経営状況にあったことから、当面の緊急的な措置として、岡山県・香川県・玉野市・高松市で支援を行っていましたが、令和

元年12月に運航休止となりました。航路の再開に向けては、2県2市による支援だけでは、根本的な解決にはならないと考えており、国による効果的な支援制度を早急に創設するなどの対策が必要です。

- また、フェリー等の船舶については、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高いことから、燃油が高騰した場合に対応する助成制度を創設するなどの対策が求められています。また、高速道路料金施策の恩恵を享受していない小豆島等の離島においては、航路の運賃に対する割高感が残っており、自家用車を利用した観光入込客数減少や輸送コスト増大等、地域活性化に大きな支障を来しているとの意見があります。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、鉄道局、海事局）

【県関係課】交通政策課

6 公共交通への支援について

所管官庁

国土交通省(総合政策局、鉄道局、海事局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

人口減少や地域活力向上が喫緊の課題となる中、公共交通は、住民の日常生活に欠かせない移動手段であることはもとより、地域経済の活性化や観光の振興による交流人口の拡大を図るための有効な手段であると同時に、災害に強い国土づくりの観点からも重要であることから、その支援に当たっては財源を十分に確保し、地域の実情に沿って内容の充実を図ること。

現状と課題

①地域公共交通への支援

【現状・課題】

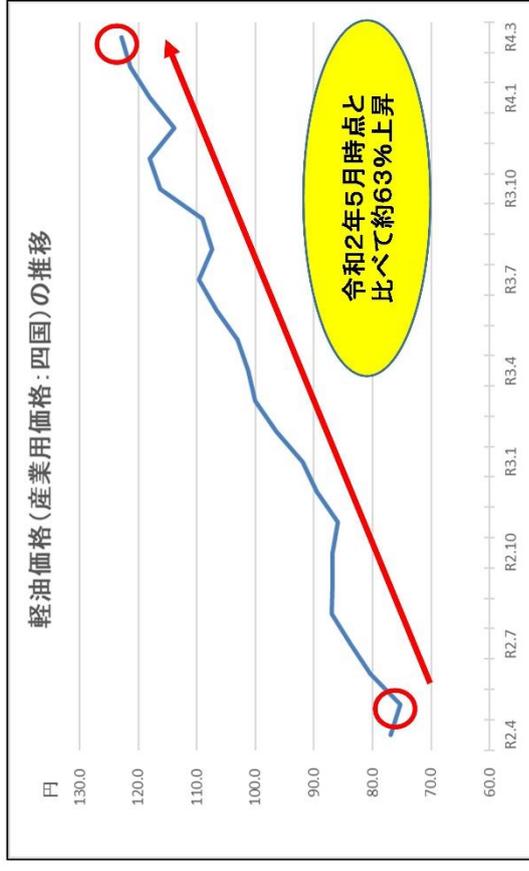
- 鉄道を中心に、「利便性と結節性」に優れた地域公共交通ネットワークの構築を目指し、地域鉄道の安全で安定的な運行や新駅・複線化整備、バス路線等の維持・確保に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、燃油価格高騰により、公共交通事業者の経営が厳しさを増している。

ことでのん複線化事業



【提案・要望事項】

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業や地域公共交通確保維持改善事業に係る十分な財源の確保及び補助要件の緩和等既存制度の拡充
- 鉄道関連事業に係る地元自治体の財政負担に対する交付税措置や起債措置の導入・拡充
- 燃油価格高騰に対応する新たな助成制度の創設や既存制度の拡充



現状と課題

②JR四国への支援

【現状・課題】

- 令和3年度から、経営自立に向けた取組みを進めるための国の支援が継続・拡充されたが、将来の経営自立には、経営の柱となる四国の新幹線が必要
- 「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」中間整理において、四国が目指すべき将来像として、「新幹線を骨格とした公共交通ネットワークの構築」が示されたことを受け、JR四国の「長期経営ビジョン2030」にも、地域とともに新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことを明記



【提案・要望事項】

- 将来の経営の柱となる四国の新幹線が実現するまでの間、四国における鉄道ネットワークを維持するため、JR四国の様々な経営課題に対する継続的な取組みの実施。

③本四航路対策

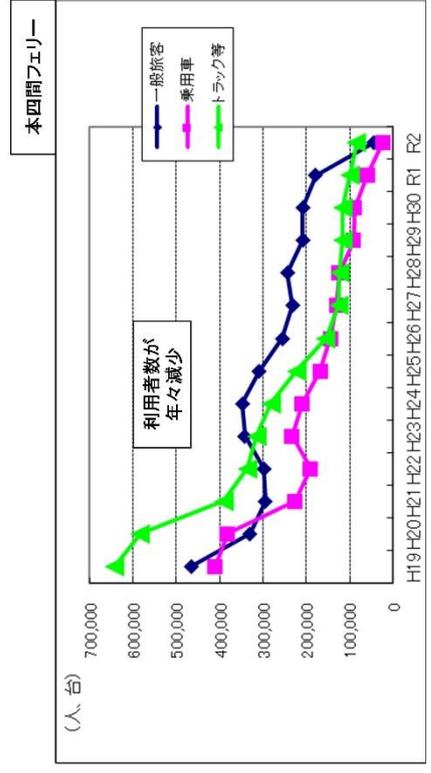
【現状・課題】

- 本四間フェリーは、本州・四国間の人流・物流を担う重要な航路。
- 宇高航路は、令和元年12月に運航を休止。
- 高速道路料金と比べて航路運賃が割高との声もある。



【提案・要望事項】

- 本四間フェリーについて、国による効果的な支援策が必要。
- フェリー等の船舶について、燃油高騰時における助成制度や高速道路と比較した運賃の割高軽減のための制度等の創設。



7 離島への航路の存続に向けた支援について

【提案・要望事項】

人口減少・少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響などにより、離島への航路の利用者数は大幅に減少し、航路事業者の経営状況は厳しさを増し、本県では、補助対象航路以外の一部の離島への航路にあっては減便や休止となるなど、深刻な影響が出始めており、さらに昨今の燃油価格の高騰が航路事業者の経営を圧迫している。

離島への航路は、人々の往来や生活物資の輸送、交流人口の拡大など、離島の生活や経済活動に必要不可欠であることから、その存続に向けて、支援制度の拡充・創設や十分な財源の確保などを行うこと。

- ① 離島への航路が安定的に運航されるよう、事業規模に応じた経営支援等を行うこと。
- ② フェリー等の船舶は燃油価格の高騰による影響を受けやすい特性があることから、補助対象航路以外の離島への航路も含め、燃油高騰時における助成制度や高速道路と比較した運賃の割高感軽減のための制度を創設すること。
- ③ 多額の経費を要し、経営に大きな影響を及ぼす船舶の建造に対して、社会資本整備総合交付金の弾力的な運用を可能にするなど、補助対象航路以外の離島への航路も含め、支援制度の拡充・創設を行うこと。
- ④ 離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路整備に対して、必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 人口減少・少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響により、離島への航路の利用者数は大幅に減少し、航路事業者の経営は非常に厳しい状況に置かれており、さらに、昨今の燃油価格の高騰は、航路事業者の経営を圧迫しており、その結果として運賃値上げにつながれば、離島住民の生活はもとより社会、経済活動に悪影響が及ぶ可能性があります。
- 島民の生活を守り、離島の活性化を図るためには、補助対象航路はもとより、補助対象航路以外の離島への航路に対する支援が不可欠であり、支援制度の拡充・創設や財源確保が求められています。
- フェリー等の海上交通については、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高いことから、燃油高騰時における経営への影響が大きく、航路事業者の経営や運賃を安定させるためには、補助対象航路以外の離島への航路も含め、燃油が高騰した場合に対応する助成制度の創設等が必要です。

- また、高速道路料金施策の影響により、航路の運賃に対する割高感があり、自家用車を利用した観光入込客数減少や輸送コスト増大等、地域活性化に大きな支障を来しているとの意見があります。
- 船舶の建造には多額の費用が必要であり、船舶共有建造制度はありますが、航路事業者の存続のためには、補助対象航路に対する支援制度の拡充に加え、補助対象航路以外の離島への航路に対する支援も必要であることから、社会資本整備総合交付金等の活用や、効率化船舶の建造事業の補助対象に補助対象航路以外の離島への航路も加えるとともに、補助率を嵩上げするなど、既存支援制度の拡充等が求められています。
- 離島への航路は、離島の人流と物流を支える重要な役割を担うとともに、離島の賑わいづくりに大きく貢献しており、発着港となる港湾の利便性の向上を図るには、これらの港湾と接続する道路の整備が必要です。
- 特に、本県最大の離島である小豆島においては、航路の発着港である土庄港等に接続する国道 436 号では平木工区や安田工区など 8 か所において、また、坂手港に接続する県道坂手港線では苗羽^{のうま}工区において、道路整備を進めています。
- 以上のことから、離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路整備に対して、必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、海事局、道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】交通政策課、道路課

7 離島への航路の存続に向けた支援について

所管官庁

国土交通省(総合政策局、海事局、道路局)、財務省(主計局)

県関係課

交通政策課、道路課

提案・要望事項

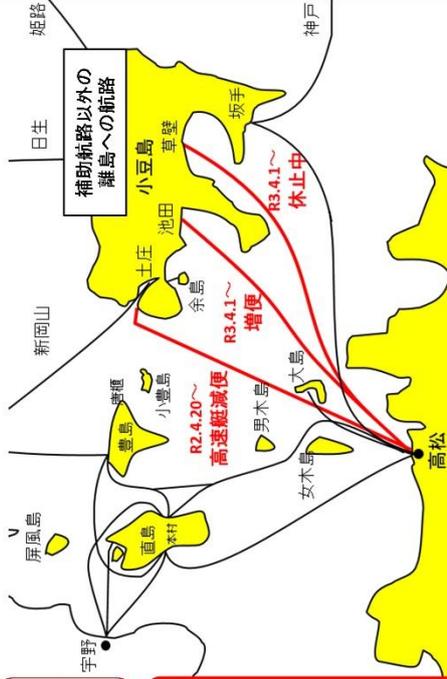
- ① 離島への航路の安定した運航が可能となるよう、事業規模に応じた経営支援等を行うこと。
- ② フェリー等の船舶は燃油価格の高騰による影響を受けやすい特性があることから、補助対象航路以外の離島への航路も含め、燃油高騰時における助成制度や高速道路と比較した運賃の割高感軽減のための制度を創設すること。
- ③ 多額の経費を要し、経営に大きな影響を及ぼす船舶の建造に対して、社会資本整備総合交付金の弾力的な運用を可能にするなど、補助対象航路以外の離島への航路も含め、支援制度の拡充・創設を行うこと。
- ④ 離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路整備を行うこと。

現状と課題

■ 要望事項① 離島への航路が安定的に運航されるよう、事業規模に応じた経営支援等を行うこと。

補助対象航路以外の離島への航路に対しても、経営支援が必要！

- 高松～土庄航路 令和2年4月20日から高速艇減便
- 高松～草壁航路 令和3年4月1日から運航休止
- 高松～池田航路 令和3年4月1日から増便



■ 要望事項③ 多額の経費を要し、経営に大きな影響を及ぼす船舶の建造に対して、社会資本整備総合交付金の弾力的な運用を可能にするなど、補助対象航路以外の離島への航路も含め、支援制度の拡充・創設を行うこと。

■ 要望事項② 燃油高騰時における助成制度や高速道路と比較した運賃の割高感軽減のための制度を創設すること。

燃油高騰が航路事業者の経営を圧迫！

- フェリー等の海上交通は経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べ高い
- 航路事業者の経営が悪化した結果、運賃値上げに繋がれば、離島住民の生活に悪影響が及ぶ可能性がある



■ 要望事項④ 離島への航路と一体となって人流や物流を支える道路整備に對して、必要な予算を確保すること。



■ 本県最大の離島である小豆島において、航路の発着港の利便性向上を図るため、国道436号や県道坂手港線の整備が必要！

8 高松空港の機能強化について

【提案・要望事項】

平成 30 年 4 月から高松空港株式会社による空港運営が開始された高松空港は、同社と本県を含む地元の関係団体との緊密な連携・協力のもと、空港の飛躍・発展と交流人口拡大による地域の活性化に向けて積極的な取組を進めているところである。

高松空港は、本県の最優先課題である人口減少対策や地域活力向上対策の取組を進めるうえで、産業や観光の振興、拠点性の確保において重要な役割を担う広域交通インフラであること、また、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていることなどから、空港運営の民間委託の成果を挙げ、四国の人流や防災等の拠点空港としてその機能を十分に発揮させるため、航空ネットワークの拡充とそれを支える利用環境の改善に取り組んでいく必要があることから、以下の点について配慮すること。

- ① 高松空港の運営の民間委託が真に地域活性化に資するとともに、民間委託により、高松空港が四国の拠点空港として、また、西日本のゲートウェイとして発展していけるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進め、運営が民間委託された空港が不利にならないよう施策の均衡を図るとともに、運営を民間委託した「訪日誘客支援空港」に対する支援を拡充すること。
- ② 国際定期路線は外国人観光客の誘客等、地方経済の活性化に寄与していることから、国際定期路線の誘致に積極的に取り組む地方空港に対しては、航行援助施設利用料の軽減措置を行うこと。
- ③ 高松空港が国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていること、また、空港運営の民間委託の成果をあげ、四国の人流や防災等の拠点空港としてその機能を十分に発揮させるため、令和 2 年度の本県提案内容も考慮しつつ、費用便益比分析マニュアルの見直しを進め、カテゴリⅢの計器着陸装置を早期に導入するなど、高松空港の就航率改善に向けた取組を進めること。
- ④ 航空機の安全な運航のため、すべての空港で整備することとされている滑走路端安全区域（RESA）について、事故の際、航空機の損傷を軽減できるよう、地元と情報共有を図りながら、必要な施設として早期に整備を進めること。

【現状・課題】

- 高松空港は、航空自由化や交通体系の変化、長引く航空需要の停滞等により、その航空ネットワークは平成 22 年度には 3 路線まで縮小しましたが、その後、航空ネットワー

クの再拡充と利用環境の改善に重点的に取り組むことで、上海線（平成 23 年 7 月）、台北線（平成 25 年 3 月）、成田線（平成 25 年 12 月）、香港線（平成 28 年 7 月）が新たに開設されるなど、高松空港は再生・発展に向けて歩み始めました。

- 平成 30 年 4 月から高松空港株式会社による空港運営が開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての国際線が運休するなど、空港を取り巻く環境が大きく変化するなか、これまで以上に、民間の資金や経営能力を活用し、地域の実情やニーズを反映した自由度の高い空港運営を実現する必要があります。
- 高松空港株式会社に空港運営が民間委託された後も、国は高松空港の所有者であり、運営委託の実施主体であることから、引き続き、安全・安心の確保に責任を持つとともに、地域活性化に資するものとなるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進める必要があります。
- 高松空港の滑走路更新等の施設整備は高松空港株式会社の負担により行うこととなりますが、法令変更等に伴い施設の改修・整備が必要となる場合もあり、規模によっては、同社では対応しきれないことも懸念されます。

地方管理空港においては、滑走路等の改良などを施工する場合には、その工事に要する費用は、国が 2 分の 1 を負担することとなっていることも鑑みれば、運営が民間委託された空港における施設整備に対しても、不利にならないよう配慮が必要です。
- 平成 29 年度に認定された「訪日誘客支援空港」には、国際線の運航再開等の促進策として、着陸料の割引・補助や、空港受入環境の整備等に対する補助制度が設けられていますが、民間委託の効果を最大限発揮し、一層の地域活性化を図るためには、運営が民間委託された空港に対する支援を拡充することが必要です。
- また、航行援助施設利用料についても引き下げを行うことが必要です。
- 高松空港は、国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていますが、標高 185m の高台に位置するため、降雨や濃霧など天候の影響を受けやすく、視界不良により着陸できない場合があることから、大規模災害発生時に求められる重要な役割を果たせないおそれがあります。

本県は、大規模災害発生時、四国の防災拠点としての機能も求められています。

 - ・高松サンポート合同庁舎には、政府の「緊急災害現地対策本部」が設置されます。
 - ・高松港は、防災拠点港湾の中核として緊急物資搬入のため優先的に啓開される港湾とされています。（緊急確保航路指定済）
- 高松空港は、周辺に急峻な谷があるという地形的な特性上、計器着陸装置自体を設置するための用地や飛行高度計測のための用地の確保に工夫が必要となっており、「便益」

に比し多額の経費を要するとされる点が大きな課題となっています。

しかしながら、実際の欠航に加え、降雨や濃霧など天候の影響により、他空港への着陸や出発空港への引き返しの可能性があるという条件付き運航となることも多く発生しており、こうしたことは、航空便に対する信頼感の低下、利用者の減少などをもたらし、さらには、地域及び本県の拠点性の低下、地域経済への悪影響が懸念されます。

- 本県では、令和元年度に費用便益比の向上について検討し、便益では、視界不良による条件付き運航でない場合でも、信頼性の低下により、鉄道等を選択する利用者もいることから、計器着陸装置の整備による航空需要の増加の便益を定量化するとともに、費用では、土木工事について工法の比較検討を行い、コストの削減策をとりまとめました。
視界不良による条件付き運航となった際や、条件付き運航になっていない場合でも、そのリスクを回避するため鉄道を利用していた旅客が発生していると考えられ、「就航率が向上すれば、航空を利用していた旅客」は、潜在的な航空需要と考えております。このことについては、空港整備の計画段階評価に「就航率の向上による需要増加」が含まれていることから、このような考えに立つことには整合性があると考えております。
- 今後、国において、専門家の御意見を参考にしながら、便益計測手法の精度向上のための検討等を行うと伺っており、令和2年度の本県提案内容も考慮しつつ、就航率の向上に伴う需要増加を定量的に評価できる便益として費用便益比分析マニュアルに盛り込んでいただくことや、コスト削減策についても具体的に検討いただきたいと考えております。
高松空港の運営の民間委託の成果をあげるためにも、現在の高松空港の基本機能を損なうことなく、早急に計器着陸装置の整備を進め、就航率改善に向けた取組を進めていただくよう、強く要望いたします。
- 滑走路端安全区域（RESA）の整備について、高松空港では現在、本体工事着手に向けた準備工事が進められているところですが、整備に当たっては直轄空港整備費負担金を伴うことから、地元に対して緊密に情報提供を行うとともに、早期に整備を完了させる必要があります。

【所管府省】国土交通省（航空局）

【県関係課】交通政策課

8 高松空港の機能強化について

所管府省 国土交通省(航空局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

- ① 高松空港の運営の民間委託が真に地域活性化に資するとともに、民間委託により、高松空港が四国の拠点空港として、また、西日本のゲートウェイとして発展していけるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進め、民間委託した訪日誘客支援空港に対する支援を拡充するとともに、民間委託された空港が不利にならないよう施策の均衡を図ること。
- ② 国際定期路線の誘致に積極的に取り組む地方空港に対しては、航行援助施設利用料の軽減措置を行うこと。
- ③ カテゴリーⅢの計器着陸装置を早期に導入するなど高松空港の就航率改善に向けた取組みを進めること。
- ④ 滑走路端安全区域(RESA)整備について、地元と情報共有を図りながら、早期に整備を進めること。

現状と課題

- ◎ 高松空港の運営の民間委託
 - ▶ 平成30年4月から、民間による運営を開始。
 - ▶ 民間委託後も航空ネットワークの拡充とそれを支える利用環境の改善に取り組んでいく必要。
 - ▶ 高松空港の運営委託が真に地域活性化に資するとともに、高松空港が四国の拠点空港・西日本のゲートウェイとして発展していくためには、
 - ・ 民間委託された後も国は空港の所有者であり、引き続き安全・安心の確保に責任を持つ必要
 - ・ 施設の改修や整備について、規模によっては民間では対応しきれない懸念
 - ・ 「訪日誘客支援空港」への支援メニューを拡充するとともに、各種施策において、民間委託された空港が不利にならないよう施策均衡を図る必要
- ◎ 就航率の改善
 - ▶ 四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付け
 - ▶ 高台に位置し濃霧等の影響で一定数の欠航が発生
 - ▶ 現在東側からILS-CATIで誘導
- ◎ 滑走路端安全区域(RESA)の整備
 - ▶ 事故の際、航空機の損傷を軽減できるよう、早期に整備する必要
 - ▶ 整備に当たっては、地元負担金(直轄空港整備負担金1/3)が求められることから、地元へ情報提供しながら検討を進めることが必要

ILS-CATⅢ

- 計器着陸装置 (Instrument Landing System)。着陸のために進入中の航空機に対し電波を放射し、滑走路への進入コースを指示する無線着陸援助装置。
- 進入方向 (横位置) を示すローカライザー、降下経路 (縦位置) を示すグライド・スロープなどから構成される。
- CATⅢは、ILSの設置・運用精度により、カテゴリー化された区分の一つで、I・IIに比べ、視界不良下で着陸できる可能性が高まる。

現状と課題

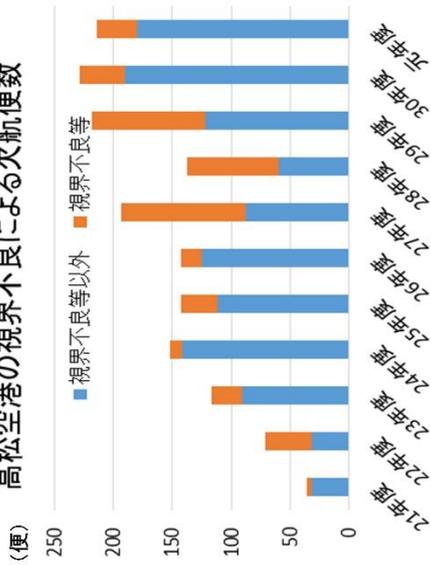
- 【現状】 ▶ 現在東側から ILS-CAT I で誘導
- ▶ 周辺に急峻な谷があるという地形的な特性から「便益」に比し多額のコストを要する
 - ▶ 濃霧等の影響で近年一定数の欠航が発生 (ダイバートや引き返す可能性という条件付き運航も)
 - ▶ 四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付け

- 【課題】 ▶ 大規模災害発生時に求められる役割を果たせないおそれ
- ▶ 航空便に対する信頼感の低下、利用者数の減少の懸念
 - ▶ 地域及び本県の拠点性の低下、地域経済への悪影響の懸念

CATⅢ整備のためには、

- ▶ コストに対する便益 (B/C) の向上のため、整備工法の工夫や新たな便益の定量化が必要

高松空港の視界不良による欠航便数



※欠航便数は、本県で把握しているものであり、ILS-CATⅢの整備効果を直接表すものではない。

費用便益比分析への提案

【整備工法の工夫】

- ▶ 電波高度計用地 補強土壁工法採用による土木工事費の削減
- ▶ ローカライザー用地造成範囲見直しによる土木工事費の削減

【新たな便益の定量化】

- ▶ 就航率改善による航空利用転換
- ▶ 条件付き運航の減少による航空利用転換
- ▶ 大規模災害発生時における臨時便運航の便益

本県の提案内容も考慮しつつB/Cの向上を図り、基本機能を損なうことなく、計器着陸装置の整備を



補強土壁工法整備例

ローカライザー整備例

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(1) 社会資本整備にかかる公共事業予算の確保

【提案・要望事項】

地域経済や県民生活を支え、災害に強く、安全で安心できる住みよい県土づくりを推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算を確保すること。

また、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」等について、取組の加速化・深化を図るとした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の各年度予算を十分に確保するとともに、完了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保すること。

【現状・課題】

- 県民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、国土強靱化に向けた防災・減災対策や将来を見据えた戦略的なインフラ老朽化対策、持続的な経済成長の確保等に資する社会資本整備の必要性は高まっています。
- このようななか、本県では、令和3年10月に新たな香川づくりの指針である『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画」を策定し、「安全と安心を築く香川」、「新しい流れをつくる香川」、「誰もが輝く香川」の3つの基本方針を定め、「安全と安心を築く香川」では、「災害に強い香川をつくる」、「安心につながる社会資本を整える」、「交通事故のない安全安心の香川をつくる」といった重点施策に、また、「新しい流れをつくる香川」では、「四国における拠点性を確立する」、「交流人口を回復・拡大する」、「デジタル社会を推進する」などの重点施策に取り組んでいます。
- 1つ目の基本方針である、「安全と安心を築く香川」のもと、「災害に強い香川をつくる」については、平成27年3月に策定した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、甚大な被害が想定されるなど優先度の高い箇所から、防災・安全交付金や事業間連携河川事業を活用し、地震・津波対策に取り組むとともに、令和3年8月に策定した「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、大規模特定河川事業や事業間連携砂防等事業などを活用し、治水対策、土砂災害対策等に重点的に取り組んでいます。
- また、「安心につながる社会資本を整える」については、「香川県公共土木施設アセス

トマネジメント基本方針」により策定した個別公共土木施設の具体的な長寿命化計画に基づき、インフラメンテナンス事業等を活用して、橋梁などの老朽化対策に計画的かつ効率的に取り組んでいます。

- さらに、「交通事故のない安全安心の香川をつくる」については、人口 10 万人当たりの交通事故死傷者数が恒常的に全国ワースト上位となる等、危機的な状況が続いているなか、防災・安全交付金や新たに創設された、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）等を活用し、歩道の設置や防護柵等の交通安全施設の整備等に集中的に取り組んでいます。
- 2つ目の基本方針である、「新しい流れをつくる香川」のもと、「四国における拠点性を確立する」については、本県の成長力強化や地域活性化につながる高規格道路や空港・港湾等のアクセス道路など、幹線道路等の整備に、防災・安全交付金や個別補助事業である道路改築事業等を活用し重点的に取り組むとともに、物流拠点や大規模災害時の復旧拠点となる高松港などの整備にも計画的に取り組んでいます。
- また、「交流人口を回復・拡大する」については、現在、令和 6 年度の開設に向けて整備中である新県立体育館を活用したサンポート高松地区のにぎわいづくりのため、都市構造再編集中支援事業を活用した施設周辺の快適な歩行空間の整備等に取り組んでいます。さらに、「デジタル社会を推進する」については、建設現場におけるデジタル技術の活用や、ドローンを用いた公共土木施設の点検等に積極的に取り組んでいます。
- 一方、本県では、平成 27 年 12 月に「香川県国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害等から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策に取り組むとともに、平成 30 年度から「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」として取り組んだことにより、道路の法面对策による災害に強い道路ネットワークの確保や、河道内の樹木伐採や掘削による氾濫危険性の解消など、県内の重要インフラの機能強化を一段と進めることができました。
- その後、国の国土強靱化基本計画の見直しや近年の大規模災害における課題を踏まえ、令和 3 年 10 月に「香川県国土強靱化地域計画」を改訂し、これまでの取組の加速化・深化を図るために、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に沿って、流域治水対策や地震・津波対策をはじめとする防災・減災対策等に取り組んでいます。
- 以上のように本県では、『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画や「香川県国土強靱化地域計画」に基づき、社会資本の整備を進めてきていますが、今後 30 年

以内の発生確率が70～80%と切迫している南海トラフ地震や近年の激甚化・頻発化する風水害に対する防災・減災対策、高度経済成長期に集中的に整備を行ったインフラの老朽化対策、頻発する交通死亡事故を抑止するための交通安全対策、また、成長力強化や地域経済活性化に資する幹線道路や港湾施設の整備、魅力あるまちづくりを実現するための都市再生整備など、県民の安全と安心を築き、新しい流れをつくるための社会資本整備は、コロナ禍においても引き続き対応していく必要があります。

- このことから、今後も地域経済や県民生活を支え、災害に強く、安全で安心できる住みよい県土づくりを推進するため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算の確保を要望します。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の各年度予算を十分に確保するとともに、完了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することを要望します。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局）、
財務省（主計局）

【県関係課】 技術企画課、土木監理課

安全と安心を築く香川

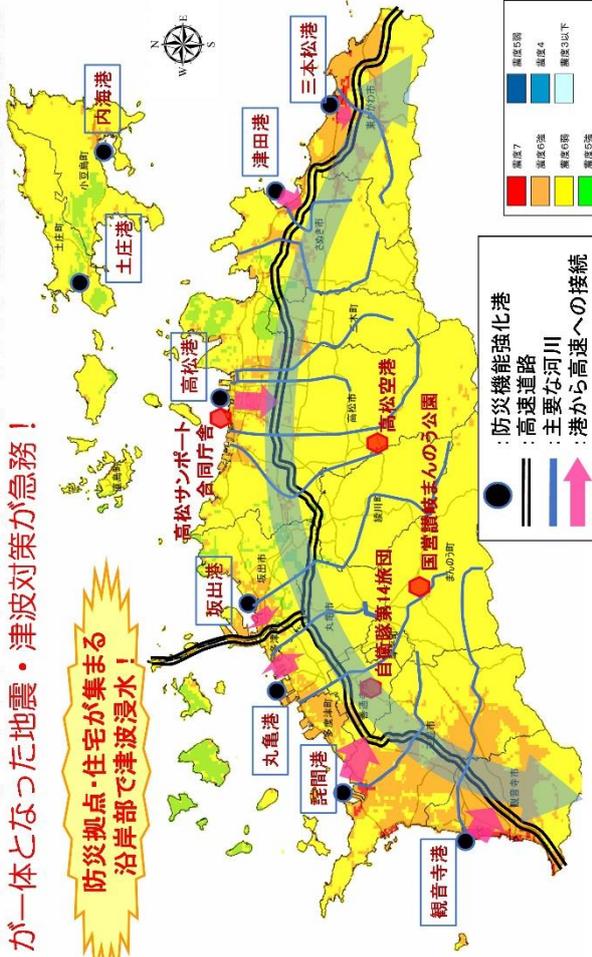
重点
施策

災害に強い香川をつくる

南海トラフ地震・津波対策の推進

沿岸部の住民の生命を守り、「四国おろぎ作戦」により、海上輸送拠点と四国8の字ネットワークを確実につなぐため、**港湾事業と河川事業**が一体となった**地震・津波対策が急務!**

**防災拠点・住宅が集まる
沿岸部で津波浸水!**



香川県 地震・津波対策海岸堤防等整備計画

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策として、平成27年3月に策定。地震直後に堤防等が沈下し、甚大な被害が想定されるなど特に優先度の高い箇所は、重点的・集中的に対策工事を実施。

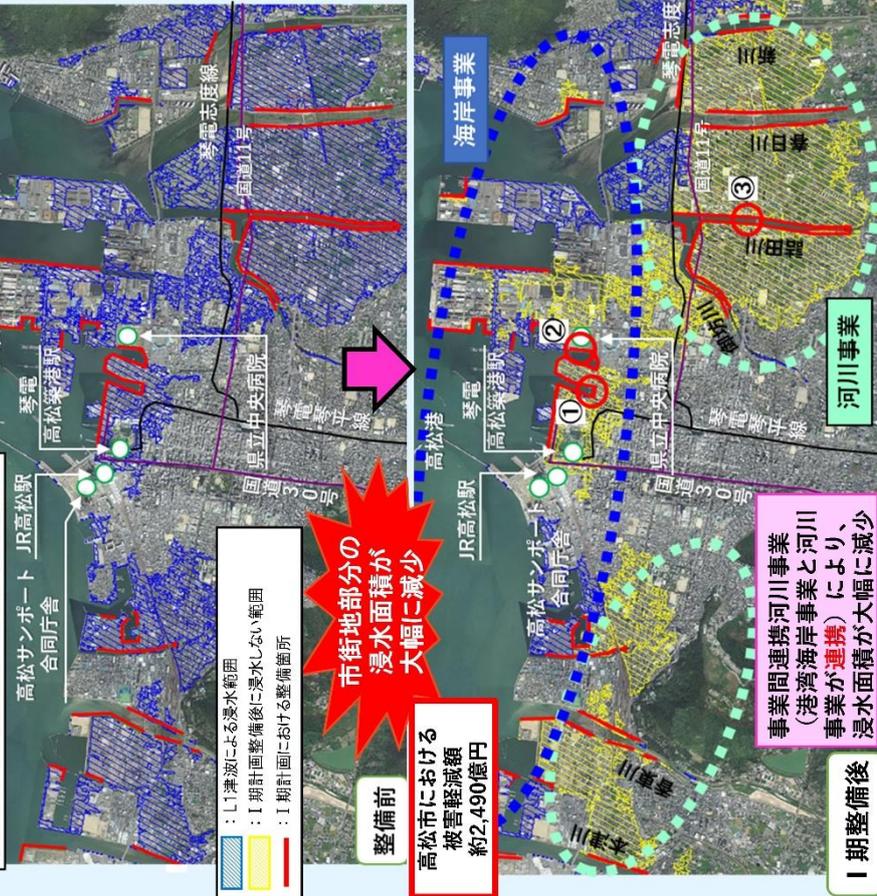
海岸堤防と河川堤防を合わせて
I期前計画
(5年間)は、事業費96億円
で整備完了、I期後
期計画(5年間)
は、事業費110
億円で整備予定

地震・津波対策(I期計画)の整備効果(県全体)



事業の整備効果と実施状況

I期計画の整備効果予測【高松市】



I期整備後

整備状況



安全と安心を築く香川

重点
施策

災害に強い香川をつくる

大規模な風水害に強いまちづくりの推進

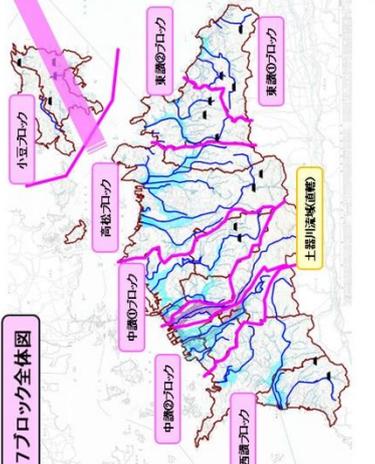
「流域治水」に基づく治水・砂防事業等を推進

「香川県流域治水プロジェクト」を令和3年8月に策定

・県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割し、ハード・ソフトの両面から流域治水を推進するための対策を3つに分類

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

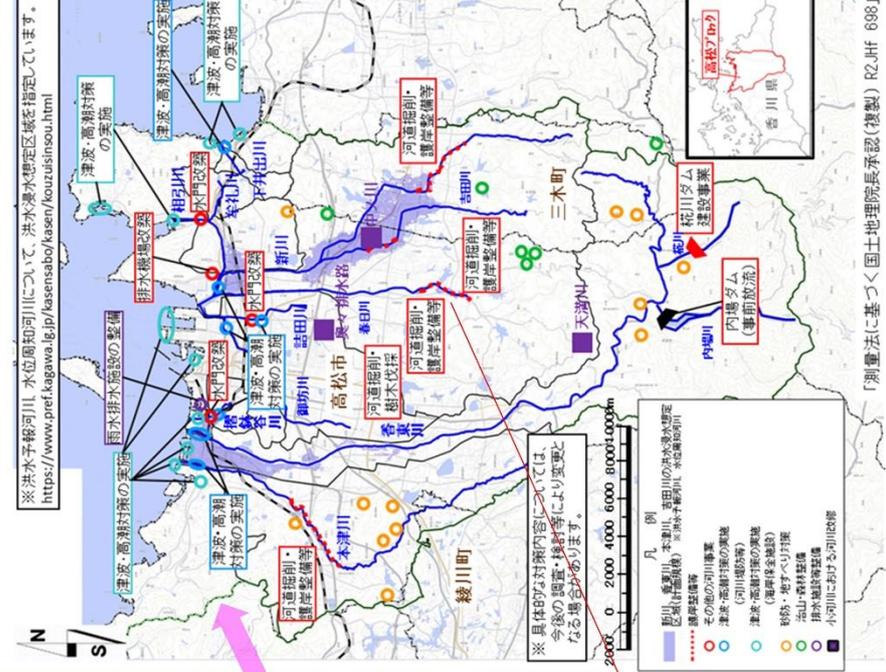
7ブロック全体図



【対策例】氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
・護岸整備等による河川改修(県)
【大規模特定河川事業 春日川】



香川県流域治水プロジェクト(高松ブロック)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R2.JHF 698」

「大規模特定河川事業」・「河川メンテナンス事業」 「事業間連携砂防等事業」・「砂防メンテナンス事業」 による重点的な整備

治水・砂防事業

- ① 春日川 大規模特定河川事業 (R4~)
- ② 新川 大規模特定河川事業 (R4~)
- ③ 相引川河川メンテナンス事業 (R4~)
- ④ 東大谷南川事業間連携砂防等事業 (高松市) (R4~)
- ⑤ R4創設の「河川メンテナンス事業」に移行

● R4創設の「砂防メンテナンス事業」に移行

● R4創設の「河川メンテナンス事業」に移行

● R4創設の「河川メンテナンス事業」に移行

● R4創設の「河川メンテナンス事業」に移行

● R4創設の「河川メンテナンス事業」に移行

ダム再開発等

- 事前放流運用開始 (令和2年7月)
- ダム洪水調節機能協議会の設置(令和3年9月)
- ダム下流の洪水浸水想定区域図の作成に着手 (令和2年11月)

● 事前放流運用開始 (令和2年7月)

● ダム洪水調節機能協議会の設置(令和3年9月)

● ダム下流の洪水浸水想定区域図の作成に着手 (令和2年11月)

安全と安心を築く香川

重点
施策

安心につながる 社会資本を整える ・ 交通事故のない安全安心の香川をつくる

公共土木施設の老朽化対策の推進

高度成長期に大量の社会資本の整備 → **老朽化が顕著!!**

↑ **計画的・効率的な維持管理により施設の長寿命化を図り、社会資本ストックを将来世代に確実に引き継ぐ!!**

- 各施設の長寿命化計画に基づき、計画的・効率的に補修工事を実施しているが、今後、老朽化が進行し、**補修費用が増大!** → **必要な予算の確保が課題!**
- 令和2年度から、「道路メンテナンス事業」が個別補助化され事業の必要額を確保! → 遅れていた対策の推進が可能に!
- 令和4年度から、河川・ダム・砂防・海岸分野において新たに創設された各種「インフラメンテナンス事業」を活用し、老朽化対策を推進するために新たに創設された「港湾メンテナンス事業」を活用!
- 道路・河川・港湾等はもとより、水質保全に欠かせない重要なライフラインである下水道も、**老朽化対策に必要な予算の確保が不可欠!**

要対策箇所

道路管理施設



【個別補助事業】緊急輸送道路

国道438号(犬の馬場橋)

下水道施設



【交付金事業】遠方監視装置内部の機器更新

中讃流域下水道
後南第二中継ポンプ場

河川管理施設



【個別補助事業】減速機更新

相相川排水機場

港湾施設

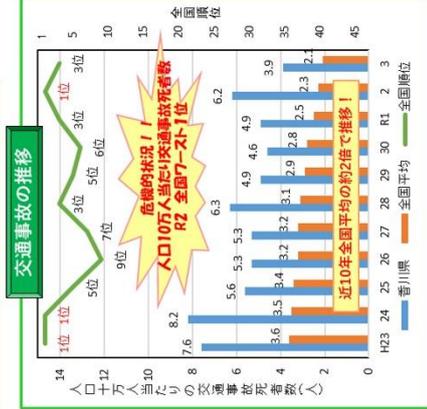


【個別補助事業】

大部港(大部地区)物揚場-3.0m

詫間港(経面地区)岸壁-7.5m

交通事故の抑止



通学路等における
自転車歩行者道の整備

交通事故死者数の半数を占める、歩行者、自転車利用者の安全を確保

渋滞対策に資する
幹線道路整備・交差点改良

用水路等への転送防止対策

通学路の台同点検を踏まえた交通安全対策

歩道の設置等のハード対策を推進



新しい流れをつくる香川

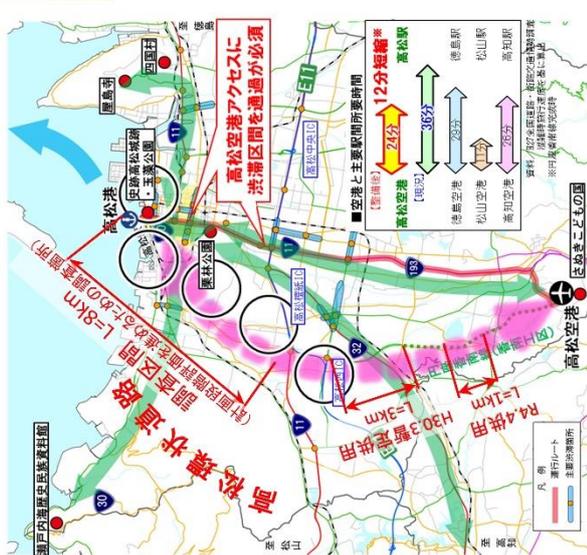
重点施策

四国における拠点性を確立する

幹線道路等の整備

- ◆ 高松環状道路・県道円座香南線（高規格道路）

【直轄事業】 【個別補助事業】



- JR高松駅や高松港などのあるサンポート高松地区と高松自動車道・高松西IC、世界とつながる高松空港を結び、交通結節機能を強化することが必要！
- 国道11号などの高松市中心部に於ける交通渋滞の緩和等に期待！

広域道路ネットワークの整備が急務！

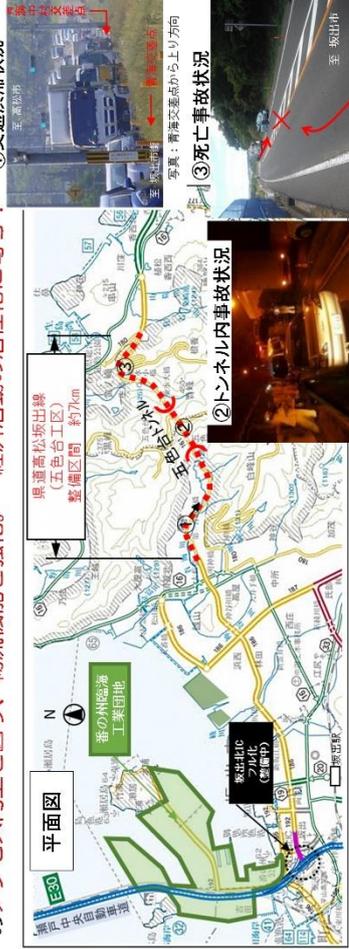


防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算により整備が加速

R4.4.12に開通した香南工区のバイパス区間1km

◆ 県道高松坂出線（空港・港湾等のアクセス道路）

坂出北ICのフル化の供用に合わせ整備を行うことで、高松港と番の川臨海工業団地のアクセス向上を図り、物流機能を強化。→経済活動の活性化に寄与！ ①交通渋滞状況



重要港湾の整備

- ◆ 高松港複合一貫輸送ターミナル 【直轄事業】

現状

- 日本を代表する国際港である神戸港を結ぶ航路が開設
- 四国をはじめ全国各地の企業が利用する広域的な物流拠点となっている

課題

- 貨物需要の増加により積み残しが顕在化していることから、フェリー事業者において大型化した新造船の就航を計画しており、それに対応した係留施設等の早期整備が必要である。
- 大規模地震時の緊急物資輸送機能を確保するため、フェリー輸送に対応した耐震強化岸壁の整備が必要である。

整備効果

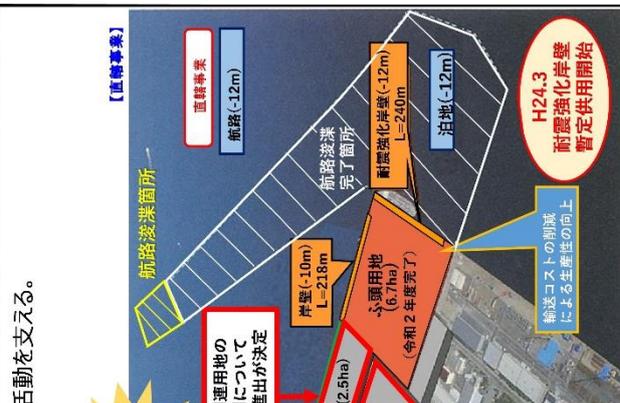
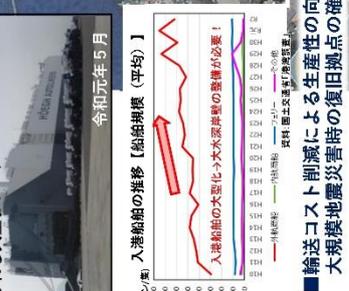
- トラックの積載台数が約3割増加するなど、物流の効率化・輸送コストの削減が図られ、経済活動の活性化が期待される。
- 大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確認し、復旧活動を支える。

◆ 高松港国際物流ターミナル

整備効果

- 船舶の大型化に伴う輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震時の復旧拠点の確保を図る。

世界最大規模の自動車専用船に積積される大型クレーン



新しい流れをつくる香川

重点
施策

交流人口を回復・拡大する・デジタル社会を推進する

新県立体育館を活用したにぎわいづくり

◆新県立体育館周辺の整備

【個別補助事業】

サンポート高松地区は、高松港をはじめ、JR高松駅や琴電高松薬港駅などの集まる交通結節機能やワオーターフロントという優れた環境を生かし、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などの集積する**四国の中枢都市拠点**であり、現在、新県立体育館の整備、JR高松駅ビルの開発、徳島文理大学の移転及び外資系高級ホテルの整備など、地区の拠点性を高める計画が進められている

【新県立体育館イメージ】 令和6年度開設予定！



現状

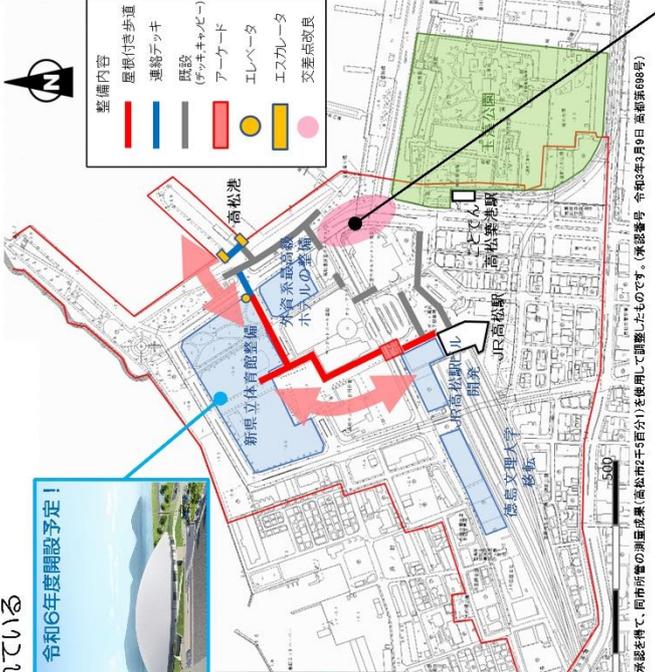
キャパピー（屋根付き歩道）等による安全で快適な動線確保が必要



整備イメージ

この地図は高松市長の承認を得て、同市長官舎の測量成果（高松市平4百41分）を使用して調整したものです。（承認番号 令和5年5月8日 高都第608号）

- | 整備内容 | |
|--------|--------|
| 屋根付き歩道 | （赤線） |
| 連絡デッキ | （青線） |
| 既設 | （黒線） |
| アークゲート | （赤線） |
| エレベータ | （黄色丸） |
| エスカレータ | （黄色線） |
| 交差点改良 | （ピンク丸） |



新県立体育館の整備にあわせて

- ・安全で快適な歩行空間の確保（デッキ）
- ・回遊性の確保（キャパピー）
- ・周辺道路の渋滞対策（交差点改良）

安全で快適なまちづくり
にぎわい、魅力あるまちづくり



現状

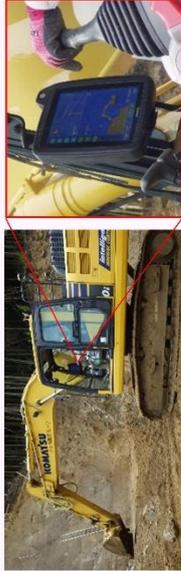
交差点改良等による渋滞対策が必要

デジタル技術の活用（インフラ分野のDX）

建設現場の生産性向上

ICT活用工事の拡大及び遠隔臨場等の推進

◆建設現場におけるデジタル技術の活用に積極的に取り組み、生産性の向上を図る！



地域建設産業のICT活用を通じた生産性向上

工事における遠隔臨場の実施

維持管理の省力化

ドローンを活用した公共土木施設の点検等

◆河川巡視や砂防施設の点検、災害時の状況把握等、ドローンの導入による**公共土木施設の維持管理体制の高度化を図る！**

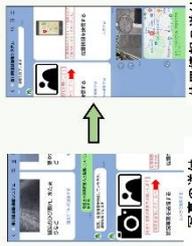


河川巡視 ドローンでの災害調査事例

道路異常通報システムの導入

◆スマートフォン機能を利用した道路異常通報システムの導入を推進！

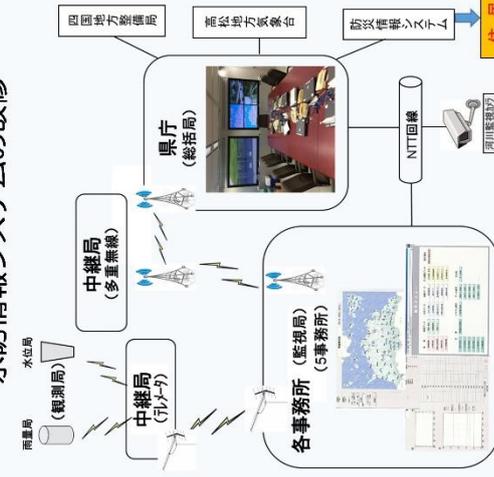
システムイメージ



位置情報の送信
写真の送信
位置情報の送信

防災機能の強化

水防情報システムの改修



◆水防情報システムの改修により、迅速な情報の収集・提供が可能
処理速度の向上、外部への情報提供の迅速化等
→**早期の住民避難につなげる！**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進

平成30年度補正予算から令和2年度まで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に沿って、集中的に対策を実施してきた。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等に備えた事前防災を加速するため、継続して事業を推進する必要がある！

令和2年度補正予算から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って、重点的・集中的に対策を実施している。

国土強靱化の進度を更に加速するために、引き続き「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」に**必要な予算の確保が不可欠!**

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による効果

○ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、

- ・道路の法面対策を行ったことにより、災害に強い道路ネットワークを確保!
- ・河川内の樹木伐採や河道掘削等を行ったことにより、治水安全度が向上!



県道大屋高築港宇多津線 【交付金事業】



財田川



対策後

【交付金事業】

国土強靱化地域計画の策定

県内の17市町 全てで策定済!

◆ 県は、平成27年12月に「香川県国土強靱化地域計画」を策定 → 大規模自然災害等から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策に取り組んできた。

◆ 令和3年10月に、計画の改定を行い、新たな地域計画を策定! → 取組のより一層の加速化・深化を図る!

基本目標

- ・県民の生命を守る
- ・県と地域社会の重要な機能を維持する
- ・県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ・迅速な復旧・復興を行う
- ・四国の防災拠点としての機能を果たす



自治体名	策定完了時期
県	H27.12策定 R3.10改訂
市	R2.7策定 R2.3策定 R2.6策定 R2.7策定 R2.8策定 R2.8策定 R2.7策定
町	R2.6策定 R2.7策定 R2.3策定 R2.8策定 R2.3策定 R2.6策定 R2.6策定 R2.9策定 R2.6策定
市町数計	17市町

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による効果

令和2年度 補正 案箇所



対策前



対策後

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
県道美馬道江線



整備中

災害に強い国土幹線道路 ネットワークの機能強化対策



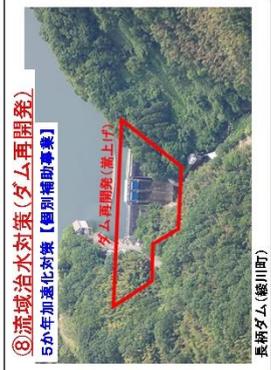
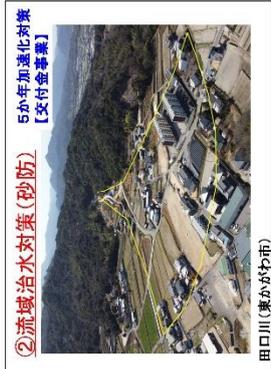
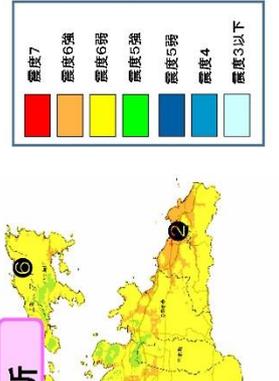
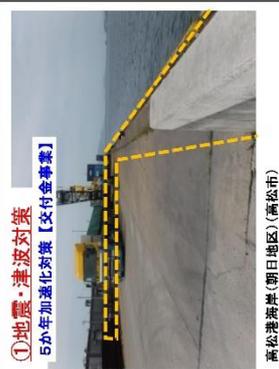
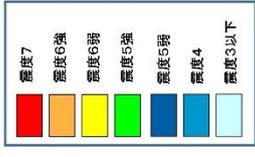
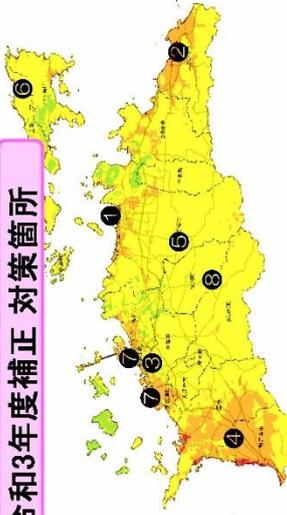
整備後

県道丹座香南線(香南工区)

バイパス区間開通

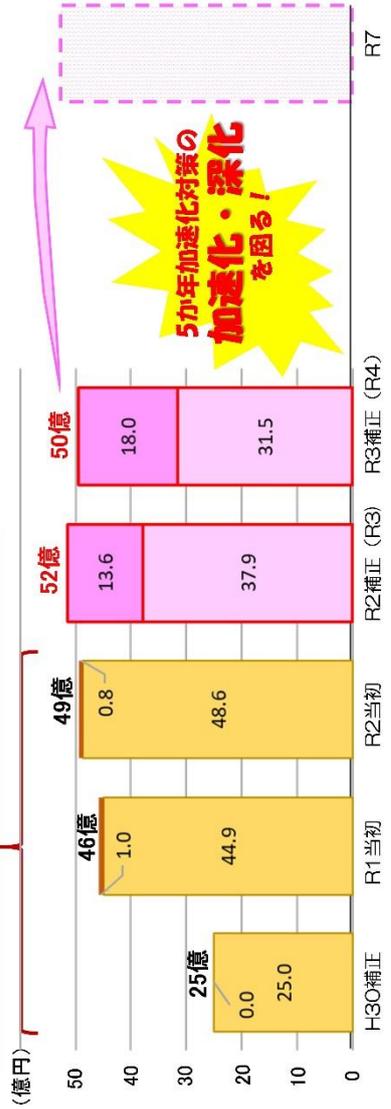
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進

令和3年度補正 対策箇所



3か年緊急対策・5か年加速化対策の事業費

3か年緊急対策を活用し、集中的に対策を実施
配分事業費 総額120億円
(平均 約40億円/年)



【道路】 5か年加速化対策 実施箇所数

事業区分	R2年度補正 実施箇所数	R3年度補正 実施箇所数	合計
道路ネットワークの機能強化対策	12	15	27
老朽化対策(補強)	8	19	27
老朽化対策(補設)	3	7	10
老朽化対策(付置物等)	5	2	7
土砂災害防止対策	7	5	12
合計	35	48	83

【河川】 5か年加速化対策 実施箇所数

事業区分	R2年度補正 実施箇所数	R3年度補正 実施箇所数	合計
樹木伐採・河道掘削	4	7	11
堤防整備	9	12	21
老朽化対策	2	1	3
防災情報等の高度化	-	1	1
合計	15	21	36

○流域治水対策やインフラ老朽化対策等、重点的かつ集中的に防災・減災対策等に取り組んでいる！

○激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震などに備えた事前防災を加速するため、継続して事業を推進する必要がある！

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に執行するために、引き続き、必要な予算の確保が不可欠！

→ 国土強靱化の加速化・深化を図る！！

(2) 広域道路ネットワークの整備及び交通安全対策等道路事業の推進

【提案・要望事項】

① 広域道路ネットワークの整備推進等

人流・物流の円滑化や活性化により、生産性向上、地域活性化等を図るため、「四国地域 新広域道路交通計画」にて広域道路ネットワークに位置付けられた高規格道路や直轄国道の整備推進等のために必要な予算を確保すること。

② 空港・港湾等のアクセス道路の整備推進

高速交通体系のストック効果を生かした I C の整備や、貨物輸送の効率化を図る港湾の整備等に合わせて行うアクセス道路の整備推進のために必要な予算を確保すること。

③ 交通安全対策の推進等

通学路等における交通安全対策及び安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するために必要な予算を確保すること。

④ 道路施設の老朽化対策等の推進

道路施設が、将来にわたりその機能を発揮できるよう、老朽化対策等を推進するために必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

① 広域道路ネットワークの整備推進等

○ 「四国地域 新広域道路交通計画（令和3年6月）」における「広域道路ネットワーク」として、本県では、瀬戸中央自動車道や平成31年3月に全線4車線化の整備が完了した高松自動車道のほか、JR高松駅や高松港などのあるサンポート高松地区と、高松自動車道の高松西 I C、高松空港とを結ぶ高松環状道路や高松空港連絡道路が「高規格道路」に、また、国道11号などの直轄国道等が「一般広域道路」に位置付けられています。

○ 人流・物流の円滑化により、生産性の向上や地域活性化等を図るためには、この広域道路ネットワークの構築が不可欠であり、国の直轄事業として、計画段階評価を進めるための調査を行っている高松環状道路や、東かがわ市及び観音寺市・三豊市で整備中の国道11号、また、高松空港連絡道路として県事業で実施している県道円座香南線（香南工区）の整備推進等を進めていく必要があります。

1) 高松環状道路（高規格道路）整備の促進

- 「高松環状道路（L=約 40km）」は、平成6年に地域高規格道路の計画路線として指定され、そのうち、高松市檀紙町付近からサンポート高松地区付近までの約8kmについて、平成11年に調査区間、さらに、令和2年度からは「計画段階評価を進めるための調査箇所」とされたところです。
- 高松環状道路の上記区間の整備により、サンポート高松地区と高松自動車道、さらには後述の高松空港連絡道路を經由し高松空港とが結ばれ、交通結節機能が強化されるとともに、国道11号などの高松市中心部における交通渋滞の緩和が図られることが期待されています。
- また、近年、自然災害が激甚化していることに加え、南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、四国の防災拠点となる国の合同庁舎等が立地するサンポート高松地区と国の空港防災拠点計画において四国唯一の「航空輸送上重要な空港」に位置付けられている高松空港を信頼性の高い高規格道路で結ぶことは、防災面からも急務であると考えています。
- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長等に資する高松環状道路の高松市檀紙町付近からサンポート高松地区付近までの区間について、早期に計画段階評価の進捗が図られることを要望します。

2) 県道円座香南線（高規格道路）道路改築事業の推進

- 県道円座香南線は、高松自動車道と高松空港を結ぶ高松空港連絡道路等の高規格道路であり、本県の高速交通体系のストック効果と高松空港の拠点性を最大限に生かし、生産性の向上や交流人口の拡大とともに、地域活性化に資する民間投資を後押しする重要な道路です。
- そのため、平成30年3月に完了した^{なかつま}中間工区に引き続き、分かりやすいアクセスルートや時間短縮、定時性の確保のため、平成30年度から香南工区6kmの整備に取り組んでおり、そのうち、優先的に整備を進めてきたバイパス区間約1kmについて、本年4月に供用を開始したところではありますが、空港アクセスの利便性のより一層の向上が必要であり、引き続き、県道三木綾川線等と立体交差する高架橋等の整備を推進しています。
- また、県道円座香南線（高規格道路）は、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するための「災害に強い国土幹線道路ネットワーク」に位置付けられたことから、

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」としても、整備を推進しています。

- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長や国土強靱化に資する高規格道路のより一層の整備推進のため、道路改築事業（高規格道路）の補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

3) 国道11号整備の促進

- 国道11号は、県内を東西に貫き、徳島・愛媛両県に通じる本県の主要幹線道路であり、地域経済の活性化や、人流及び物流と地域発展の大動脈として重要な路線です。
- それにも関わらず、東讃及び西讃地域の一部区間において、慢性的な交通混雑や多くの交通事故が発生し、日常生活に大きく影響を及ぼしているほか、高速道路ICや都市・公共施設へのアクセス性が十分でないなど、人や物の交流や、経済活動面でも大きな課題を抱えています。
- 現在、国道11号大内白鳥バイパス整備及び豊中観音寺拡幅が進められており、交通混雑の緩和や交通事故の軽減が図られていますが、当該国道は大規模災害時の緊急輸送道路にも指定されており、防災上も極めて重要な路線であることから、早期の完成が望まれています。
- このうち、国道11号大内白鳥バイパスでは、計画区間9.2kmのうち、昨年12月18日の1.4km区間の暫定供用を含め、これまでに5.9kmの区間が暫定供用されていますが、残区間の早期開通が望まれています。また、国道11号豊中観音寺拡幅では、さぬき豊中ICから観音寺側の1.3kmの区間について、令和5年春頃の4車線化完了を目指し、鋭意事業を進めていただいています。早期の事業効果の発現のためにも、より一層の事業の進捗が望まれています。
- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長及び地方創生に寄与する国道11号の「ストック効果」の最大化による「生産性の向上」に向け、国において整備が推進されるよう要望します。

② 空港・港湾等のアクセス道路の整備推進

1) 県道高松坂出線（空港・港湾等のアクセス道路）道路改築事業の推進

- 県道高松坂出線は、県都高松市と香川県随一の大型工業団地「番の州臨海工業団地」を有する坂出市を最短で結び、本県の臨海部の産業振興や物流の効率化のために大変

重要な道路であり、平成 31 年 4 月に国土交通大臣により「重要物流道路」として指定されています。

- また、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%と切迫している南海トラフ地震などの大規模災害時において四国の復興の拠点を担う本県にとって、本路線は、第 1 次緊急輸送道路に指定されており、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての機能強化が必要です。
- そのようななか、本路線の交通量は、2 車線での最大許容交通量である 1 日あたり 9,000 台を大きく超え、平成 27 年には 15,300 台となっていることに加え、現在の 2 車線では、交通事故が発生すると通行止めとなり、迂回路もないことから 4 車線化の整備が急務となっています。
- さらに、本路線は、令和 6 年度の供用開始を目指してフルインター化が進められている瀬戸中央自動車道坂出北 I C や貨物輸送の効率化等の物流機能の強化が進む高松港を連絡するアクセス道路であり、迅速かつ円滑な物流・人流を確保し、本県を支える産業等の生産性向上を図るためにも、4 車線化の整備が必要となっています。
- そのため、令和元年度から本路線の 4 車線化整備に取り組んでおり、坂出北 I C のフルインター化の供用開始に合わせた令和 6 年度の供用開始を目指し、整備を推進しています。そのうち、トンネル工事については、令和 3 年度に坂出側からのトンネル工事に着手しており、令和 4 年度には、もう一方の高松側からのトンネル工事に着手します。
- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長に資する I C や港湾の整備に合わせて行うアクセス道路のより一層の整備推進のため、空港・港湾等のアクセス道路補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

③ 交通安全対策の推進等

- 本県における人口 10 万人当たりの交通事故死者数は、平成 23 年、平成 24 年と 2 年連続で全国ワースト 1 位となったことから、交通死亡事故抑止対策に取り組んでおり、近年、交通死傷事故件数は減少傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの交通事故死者数は恒常的にワースト上位となっており、特に令和 2 年は、平成 24 年以来再び全国ワースト 1 位となり、昨年も全国ワースト 3 位という危機的な状況となっています。

1) 直轄国道の交通安全対策の促進

- 本県における直轄国道での交通死傷事故件数は、過去5年間において全体の約2割を占めており、人口10万人あたりの交通事故死者数についても、全国ワースト1位となった令和2年は直轄国道が全体の約2割（その約6割は歩行者・自転車利用者）を占めています。
- また、日本損害保険協会が発表した令和2年の「全国交通事故多発交差点マップ」では、全国でもワースト10になっている国道11号上天神西交差点のほか、県内ワースト5に入ったすべての地点が高松市内における国道11号の交差点となっており、直轄国道における交通安全対策は急務となっています。
- 国道11号、国道32号及び国道319号において、安全・安心確保のための交通安全対策として、屋島地区他9地区で、自転車通行環境整備、交差点改良、歩道整備及び視距改良事業が実施されており、県内の交通事故抑止に寄与するものと期待しているところです。
- また、本県東部の国道11号においては、現状で約1万台/日の交通量があり、さらに大型車の混入率は3割を超えている状況であり、徳島県側（県境から徳島県側の鳴門市北灘町まで）の約4.4km区間においては、平成9年度までに歩道の整備がされていますが、香川県側（東かがわ市の馬宿川から県境付近）の約3.0km区間は、歩道の整備が十分ではなく、通学の生徒や高齢者を中心とした歩行者等の交通事故が危惧され、整備が望まれています。
- 以上のことから、誰もが安全に利用できる円滑な道路環境の整備のため、国においてより一層の直轄国道の交通安全事業の整備が推進されるよう要望します。

2) 県管理道路の交通安全対策の推進

- 県管理道路では、交通死亡事故を抑止するため、本県の交通事故の特徴の一つである交差点での事故に着目し、平成25年度から「交差点のカラー舗装化」等の即効性の高い交通安全対策とともに、交通死亡事故の発生を確実に減少させるため、通学路等での歩道等の整備に取り組んできたところです。
- しかし、人口10万人あたりの交通事故死者数は減少傾向にあるものの全国ワースト上位が続いており、交通事故死者数の半数以上を歩行者や自転車が占め、また、高齢者の被害が交通事故死者数の約6割を占めており、さらにその6割以上は歩行中や自転車乗車中となっています。これらの事故は、歩道や横断防止柵、転落防止柵が整

備されていないところで多発しており、特に近年では、道路脇の用水路等への転落による死亡事故が続発しています。

- また、令和3年6月に千葉県^{やちまた}八街市で発生した通学路での交通死傷事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁からの要請により、関係機関と連携し、県内1,555か所で通学路における合同点検を実施したところ、これまでに県管理道路では259か所において、歩道の設置や防護柵等の交通安全施設の整備などの対策が急務となっています。
- 加えて、幹線道路の渋滞により、通過交通が生活道路に流入し、生活空間の安全を悪化させ、交通事故の増加要因となっているため、幹線道路の渋滞対策に資する交差点の改良や拡幅整備などを推進し、幹線道路の機能強化を図る必要があります。
- このことから、県管理道路では、これまでの取組に加え、通学路の合同点検等を踏まえた交通安全対策を可能なものから速やかに実施していくため、即効性の高い防護柵の設置や路面標示等の対策を165か所で行うほか、歩道等の整備を94か所で進めるとともに、幹線道路の機能強化にも鋭意取り組んでいます。
- さらに、道路脇の用水路等への転落事故対策も喫緊の課題と考え、令和3年3月に「香川県用水路等転落事故防止対策ガイドライン」を策定し、昨年度からガイドラインに沿った対策を実施しています。
- 以上のことから、通学路における交通安全対策や安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力で推進するため、令和4年度から創設された交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）や交通安全対策補助制度（地区内連携）、防災・安全交付金を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

④ 道路施設の老朽化対策等の推進

- 高度経済成長期に建設された道路施設の老朽化が進行しており、20年後には、建設後50年を経過した橋梁の割合が8割を超える状況が見込まれることから、将来にわたりその機能を発揮できるよう、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進することが、県民の安全・安心の確保のため喫緊の課題となっています。
- そのため本県では、平成26年度から平成30年度の5か年で、橋梁など法定点検の対象となる県管理施設1,630施設を近接目視により点検した結果、208施設が早期（次期点検までの5年以内）に措置を講ずべき状態であることが判明しました。

- このことから、令和2年度から創設された道路メンテナンス事業補助制度などを活用し、令和3年度末までに早期に対策の必要な208施設全てに着手し、129施設の老朽化対策を完了しています。
- 令和4年度も道路メンテナンス事業補助制度を活用して、79施設で老朽化対策を実施することで、さらに45施設が完了する予定であり、令和4年度末には合計で174施設の老朽化対策を完了する予定です。
- 引き続き、老朽化対策が未完了である34施設についても早急に対策を講じるとともに、道路施設の機能を確実に保全していくため、今後も定期点検の結果を踏まえて長寿命化修繕計画を見直し、計画的かつ効率的な老朽化対策を実施していく必要があります。
- また、法定点検の対象となる道路施設だけでなく、ひびわれなど損傷した舗装や風化した危険な法面など法定点検の対象外となる道路施設等についても、道路の安全・安心な通行を確保するために、老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化の取組を加速させる必要があります。
- 以上のことから、今後も地域経済や県民生活を支え、強靱な県土づくりを地域の実情に応じて進めていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むなど、道路施設が、将来にわたりその機能を発揮できるよう、老朽化対策等を推進するため、道路メンテナンス事業補助制度や土砂災害対策道路事業補助制度、防災・安全交付金を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】道路課

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (2) 広域道路ネットワークの整備及び交通安全対策等道路事業の推進

提案・要望事項

所管府省 国土交通省(道路局)、財務省(主計局)

県関係課 道路課

① 広域道路ネットワークの整備推進等

- 1) 高松環状道路(高規格道路)整備の促進
交通結節機能の強化、中心市街地における通過交通排除、防災拠点の機能強化等、多くの効果が期待できる高規格道路高松環状道路の計画段階評価の早期進捗を図ること。

**早期に四国地方小委員会を開催し、
計画段階評価の進捗を図るよう要望します。**

現状と課題

高松環状道路の整備により、サンポート高松地区と高松自動車道、高松空港連絡道路を經由し高松空港とが結ばれ交通結節機能が強化されるとともに、高松市の中心部における交通渋滞の緩和等が期待される。

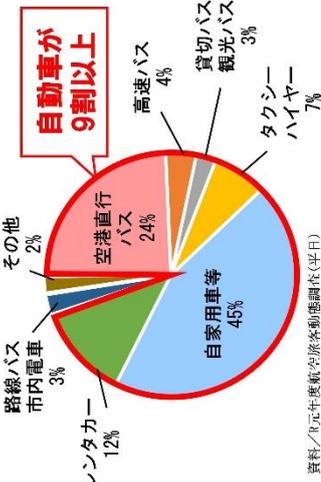
また、近年、自然災害が激甚化していることに加え、南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、四国の防災拠点となる国の合同庁舎等が立地するサンポート高松地区と高松空港を信頼性の高い高規格道路で結ぶことは、防災面でも急務である。



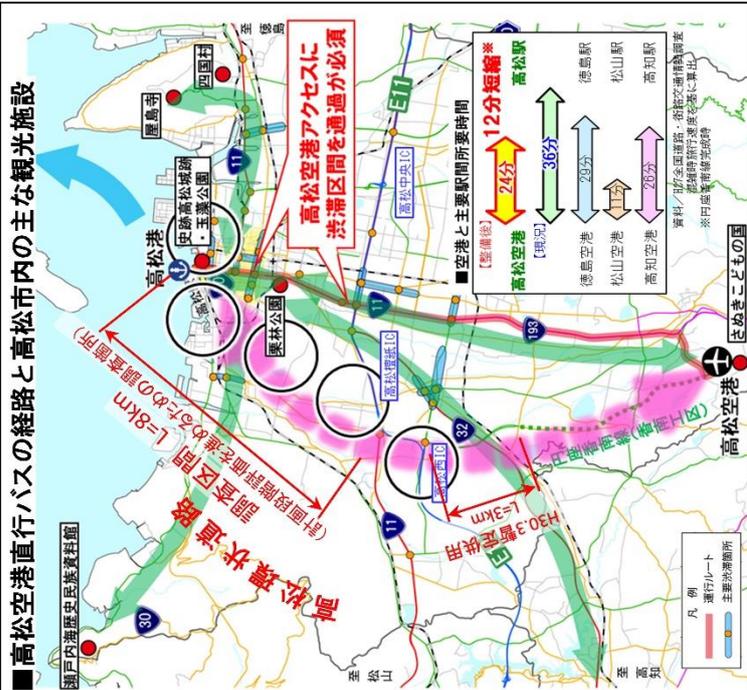
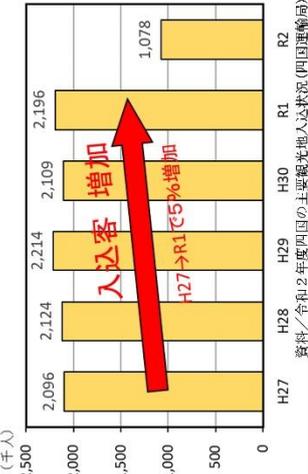
国道11号(中央通り)の渋滞状況

期待されるストック効果

■ 高松空港との移動交通手段



■ 高松市の主要観光施設の入込客数推移



提案・要望事項

- ① 広域道路ネットワークの整備推進等
- 2) 県道円座香南線(高規格道路)道路改築事業の推進
産業や観光振興、国土強靭化に重要な役割を担う県道円座香南線(高規格道路)道路改築事業の推進のために
必要な予算を確保すること。

現状と課題

・県道円座香南線は、「四国地域 新広域道路交通計画(令和3年6月策定)」において、高松自動車道と高松空港を結ぶ高松空港連絡
道路等の高規格道路に位置付けられており、本県の高速交通体系のストック効果と高松空港の拠点を最大限に生かし、生産性の向上
や交流人口の拡大とともに、地域活性化に資する民間投資を後押しする重要な道路です。

・近年の激甚化・頻発化する災害に対するための「災害に強い国土幹線道路ネットワーク」に位置付けられたことから、「防災・減災、国
土強靭化のための5か年加速化対策」として、その整備が急務となっています。



H30.3.4に高架区間が開通した中間工区



高松空港民間運営開始
(平成30年4月1日)



「防災・減災、国土強靭化のための
5か年加速化対策」予算により整備
が加速

R4.4.12に開通した香南工区のバイパス区間1km



災害に強い国土幹線道路ネットワークとしての役割

期待されるストック効果

魅力ある観光地域形成のための高規格道路

【県道円座香南線(高規格道路)(事業主体:香川県)】

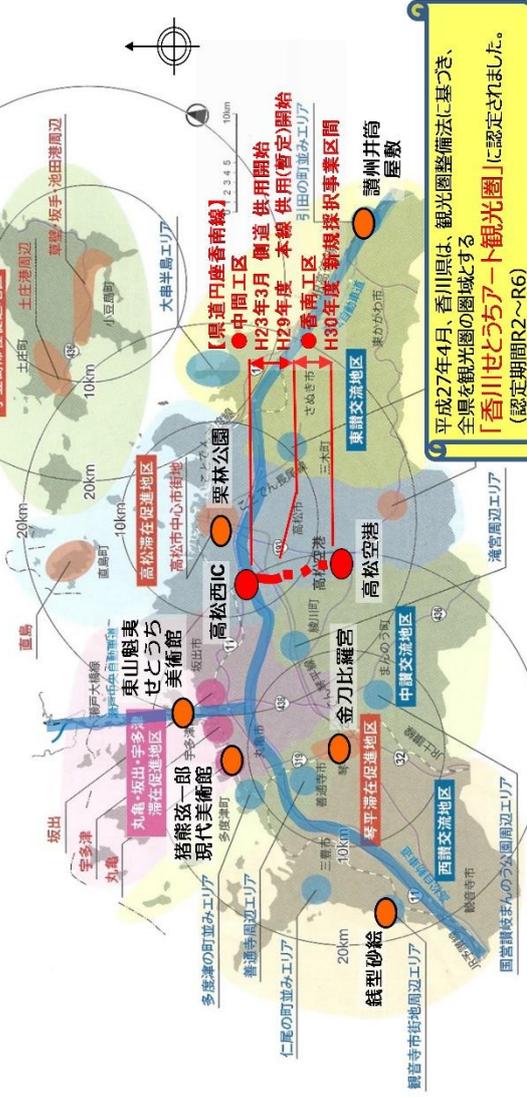
- 高松空港から県内各地へのアクセス性が向上し、観光客数が増加
- 平成29年度に中間工区の本線が供用(暫定)され、連続する香南工区を整備することにより、更なる観光客数の増加が期待され、交流人口拡大を支援
- ※高松空港利用者の増加に県道円座香南線(高規格道路)の開通が寄与しており、一層の増加を期待

県道円座香南線開通により、高松空港からのアクセス時間の短縮や定時性が向上

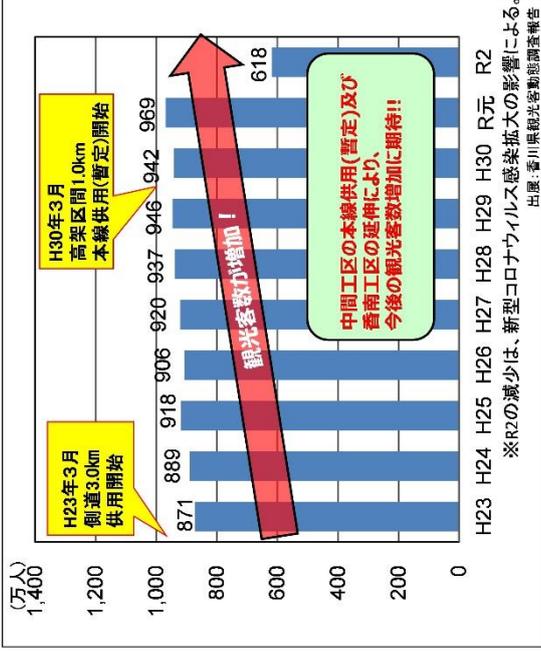
R1県外観光客の航空機利用者は
側道供用開始後 2倍以上増加

観光圏内の移動の利便性の向上により、滞在交流型観光を推進!

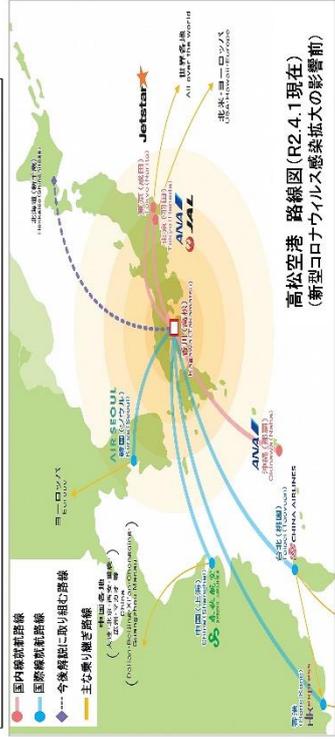
「香川せとうちアート観光圏」
～せと、人、アートでおもてなし～



■ 香川県への県外観光客数の増加



※R2の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による。
出展:香川県観光動向調査報告



高松空港 路線図(R2.4.1現在)
(新型コロナウイルス感染症拡大の影響前)

提案・要望事項

- ①広域道路ネットワークの整備推進等
 - 3)国道11号整備の促進
- 国において、国道11号大内白鳥バイパス、豊中観音寺拡幅など、直轄国道の整備推進を行うこと。

現状と課題

- 国道11号の東讃及び西讃地域の一部区間において、慢性的な交通混雑や多くの交通事故が発生し、日常生活に大きく影響を及ぼしているほか、高速道路ICや都市・公共施設へのアクセス性が十分でないなど、人や物の交流や、経済活動面でも大きな課題を抱えています。



国道11号 東讃地域(東かがわ市)の渋滞状況



国道11号 西讃地域(観音寺市)の渋滞状況

期待されるストック効果

■ 生産日本一の手袋産業を支援
(国道11号大内白鳥バイパス)

東讃地域は手袋の出荷額全国一位
そのシェアなんと96%！

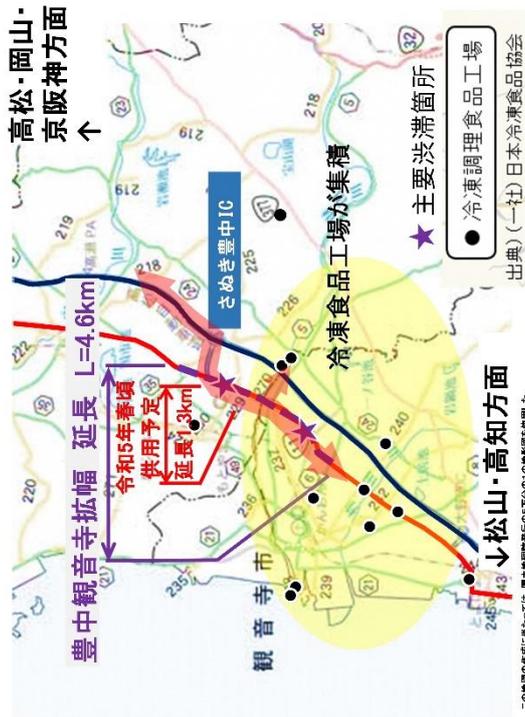


白鳥大内ICとのアクセス性
向上による物流の効率化！

渋滞対策や安全性の高い常時通行可能な道づくりにより「生産性の向上」に寄与！！

■ 冷凍調理食品産業を支援
(国道11号豊中観音寺拡幅)

西讃地域は、20年以上にわたり全国トップシェアを誇る香川県の冷凍調理食品主要生産地！



さぬき豊中ICとのアクセス性
向上による物流の効率化！

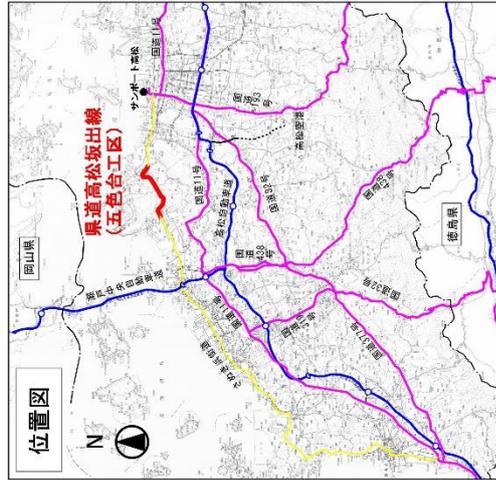
提案・要望事項

②空港・港湾等のアクセス道路の整備推進

1) 県道高松坂出線(空港・港湾等のアクセス道路)道路改築事業の推進
 高速交通体系のストック効果を生かしたICの整備や貨物輸送の効率化を図る港湾の整備等に合わせた行う、
 県道高松坂出線の4車線化のために必要な予算を確保すること。

現状と課題

- ・ 県道高松坂出線は、県都高松市と香川県随一の大型工業団地「番の州臨海工業団地」を有する坂出市とを最短で結び、本県の臨海部の産業振興や物流の効率化のために大変重要な道路で、平成31年4月に国土交通大臣により「重要物流道路」に指定されました。
- ・ 本路線の交通量は、2車線での最大許容交通量を大きく超えており、今後坂出北ICのフル化や新県立体育館の整備などに伴い交通量の増加が見込まれることから、一層の渋滞の発生の恐れがあるほか、歩道が設置されておらず交通事故の危険性が高まる恐れがあるなど、物流の効率化や交流人口の拡大、交通安全、災害時ネットワークの確保のため、4車線化の整備が必要となっています。



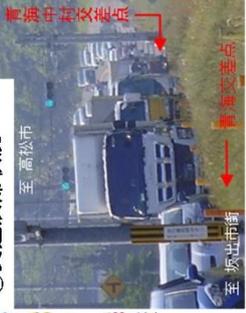
②トンネル内事故状況



③死亡事故状況



①交通渋滞状況



写真：青海交差点から上り方向

期待されるストック効果

【県道高松坂出線(五色台工区)(事業主体:香川県)】



高松坂出線
4車線化

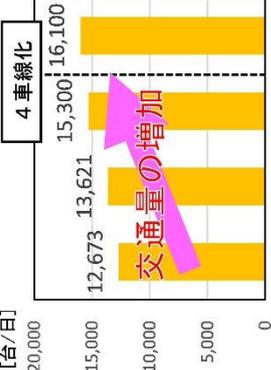
坂出北ICフル化
番の州臨海工業団地

高松港の整備

坂出北ICや高松港の整備と連携して行う
アクセス道路の整備により
物流機能を強化

地方を支える産業等の生産性向上に寄与!

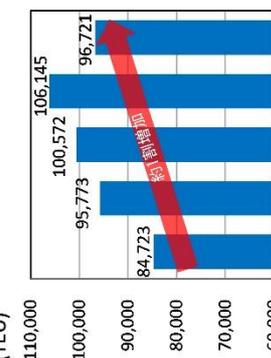
◆五色台 tunnels の通行台数の推移 [台/日]



◆坂出市の製造品出荷額等の推移 (億円)



◆高松港のコンテナ取扱量の推移 (TEU)



出典: 香川県調べ
出典: 工業統計調査
出典: 工業統計調査
出典: 経済センサス調査 (H28)

提案・要望事項

③交通安全対策の推進等

1) 直轄国道の交通安全対策の促進

誰もが安全に利用できる円滑な道路環境の整備のため、国においてより一層の直轄国道の交通安全事業の整備推進を行うこと。

現状と課題

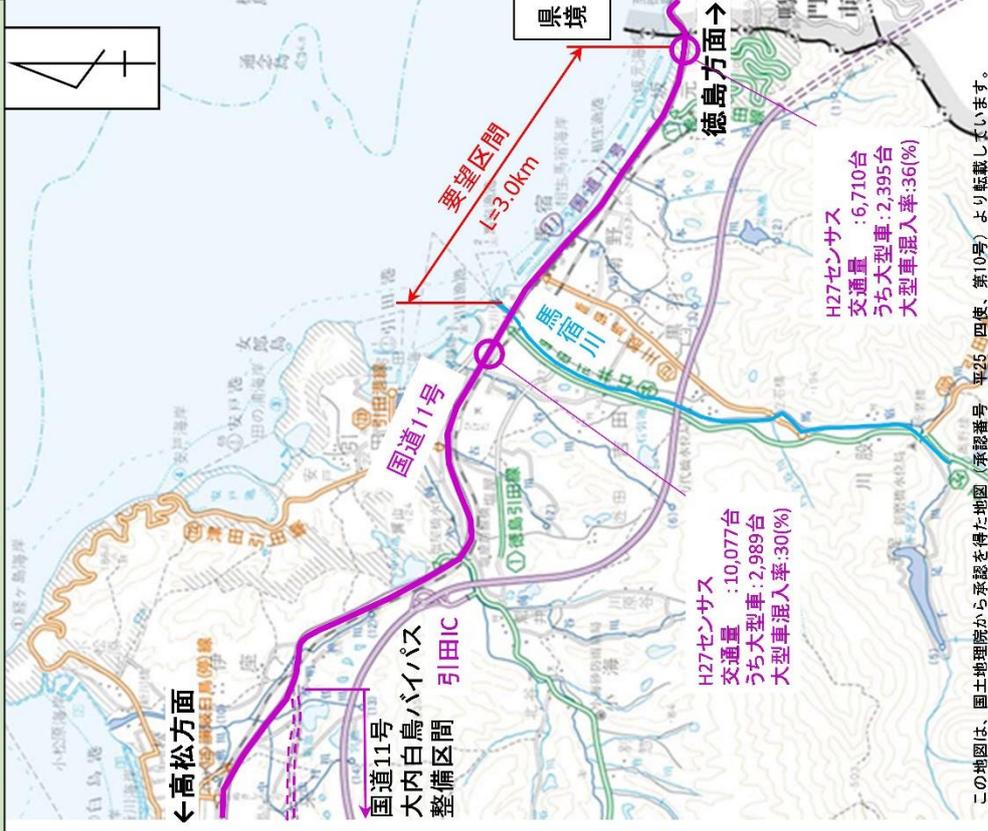
- ・要望区間は、現状で約1万台/日の交通量があり、さらに大型車の混入率は3割を超えている状況です。
- ・徳島県側は歩道の整備がされていますが、香川県側（東かがわ市の馬宿川から県境付近）の約3.0km区間は、歩道の整備が十分ではなく、通学の生徒や高齢者を中心とした歩行者等の交通事故が危惧されています。
- ・これらのことから、国においてより一層の直轄国道の交通安全事業の推進が望まれています。



国道11号（東かがわ市）の状況

期待されるストック効果

特に大型車の交通量が多く、歩道の整備が十分でない直轄国道で、交通安全事業での整備を行うことによる、歩行者等の交通事故防止。



提案・要望事項

③交通安全対策の推進等

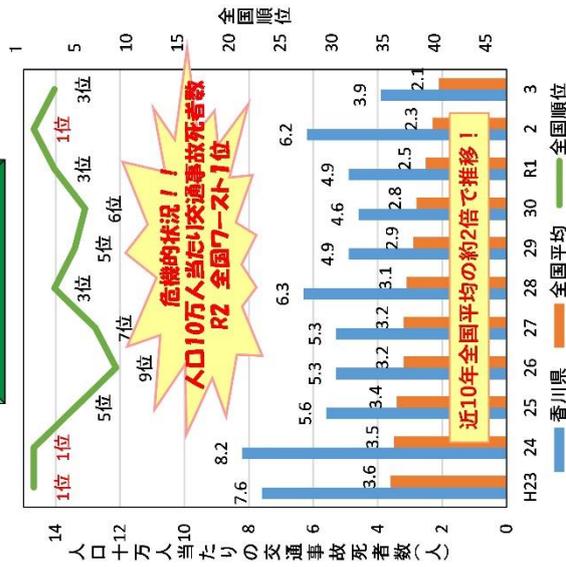
2) 県管理道路の交通安全対策の推進

通学路の交通安全対策及び安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するために、令和4年度から創設された交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)等を活用した事業に必要な予算を確保すること。

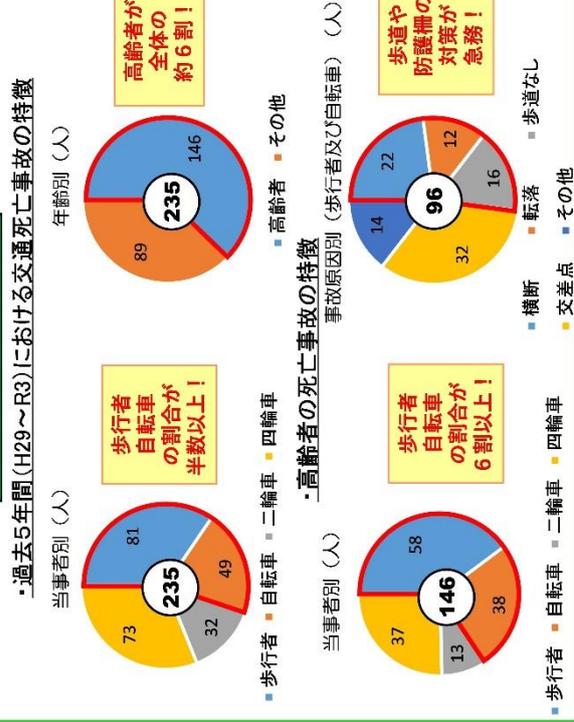
現状と課題

- 県内の交通事故については、人口10万人当たりの交通事故死者数が、恒常的に全国ワースト上位(令和3年はワースト3位)であり、危機的な状況である。
- 交通死傷事故の件数は減少しているものの、死者数は依然と高水準で推移し、歩行者や自転車が半数以上を占めるとともに、高齢者が約6割を占める。
- 高齢者の死亡事故は、歩道や横断防止柵、転落防止柵が整備されていないところが多発していることから、これらの事故への対策が急務となっている。
- 令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、関係機関と連携して実施した通学路における合同点検の結果、県管理道路では259箇所において歩道の設置や防護柵等の交通安全施設の整備などの対策が必要となっているなか、令和4年度から創設された交通安全対策制度(通学路緊急対策)等を活用し、可能なものから速やかに実施していくこととしている。

交通事故の推移



交通事故死者数



通学路での歩道設置



安全で円滑な道路環境の整備

通学路等における
自転車歩行者道の整備



県道財田上高瀬線(三豊市)

大型車の脇を通学する児童



国道436号(土庄町)

自歩道のない危険な道路



県道三木国分寺線(高松市)

自歩道整備により
安全な通行空間を確保



県道石田東志度線(さぬき市)

歩道のない危険な道路



県道長尾丸亀線(丸亀市)

右折車による直進車の交通阻害

交通事故死者数の半数を占める、
歩行者、自転車利用者の安全を確保

渋滞対策に資する
幹線道路整備・交差点改良

用水路等への転落防止対策



整備前



整備後

県道大内白鳥インター線(東かがわ市)

通学路の合同点検を踏まえた交通安全対策



県道大見吉津仁尾線

学校・教育委員会
通学路の変更
ポラントニア等による
見守り活動

歩道のない危険な道路



警察対策

横断歩道
新設・塗り直し

市道古津詫間線

歩道のない危険な道路

この地図は、国土地理院から承認を得た地図(承認番号 平29-四東(第25号))より転載しています。

県内で多発する用水路等への転落防止対策を推進

県道三木牟礼線(三木町)

ソフト対策に加え、歩道の設置等のハード対策を推進

提案・要望事項

④ 道路施設の老朽化対策等の推進

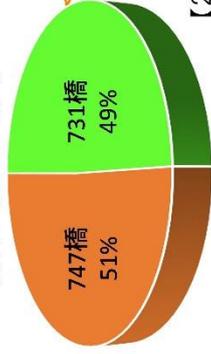
道路施設が、将来にわたりその機能を発揮できるよう、老朽化対策等を推進するために必要な予算を確保すること。

現状と課題

- ・ 建設後50年を経過した橋梁の割合は、20年後（令和23年）には51%から84%に激増
- ・ 平成26年度～平成30年度の法定点検の結果、Ⅲ判定（早期に措置を講ずべき状態）の施設は208施設（橋梁184橋、トンネル7本、道路附属物17基 ※R3末までに全施設で修繕に着手）
- ・ 橋梁等の点検データから策定した長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の考え方を導入し、計画的かつ効率的な修繕を推進
- ・ ひびわれなど損傷した舗装や風化した危険な法面など法定点検の対象外となる道路施設等についても、安全・安心な通行を確保するために、老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化の取り組みを加速させる必要がある。

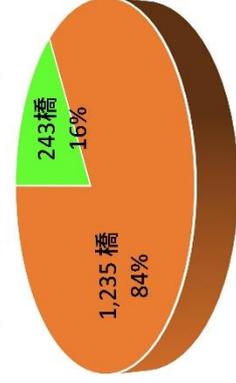
老朽化の状況

【現在（令和3年）】



道路橋の約80%が
建設後50年経過

【20年後（令和23年）】



■ 建設後50年未満
■ 建設後50年以上

老朽化対策

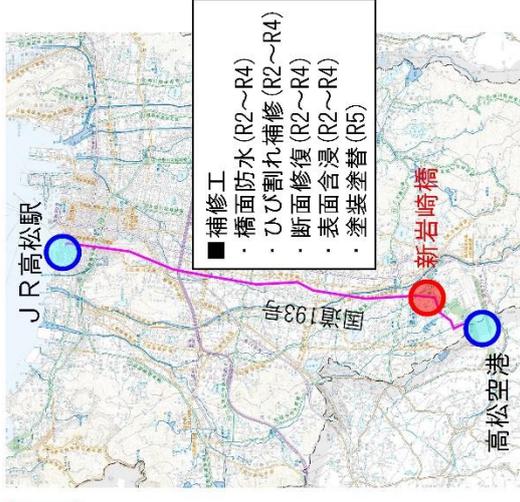
Ⅲ判定と診断された橋梁を早期に修繕

国道193号（新岩崎橋）（緊急輸送道路）

令和5年度実施
（令和2年度～）



全景



この地図は国土交通省の提供によるものであり、正確性を保証するものではありません。また、この地図は、国土交通省の提供によるものであり、正確性を保証するものではありません。

法定点検対象外の道路施設での取組み

舗装の取組み

大型車の交通量の変化に合わせ、舗装構成を見直し老朽化した舗装を改良 ⇒ 災害時に備えた緊急輸送道路・重要物流道路の安全な通行の確保



県道大屋富築港宇多津線(香川県宇多津町)



県道高松長尾大内線(香川県三木町)



法面対策の取組み

災害復旧に合わせ、前後区間の危険法面の対策を実施 ⇒ 唯一の避難道路の安全な通行を確保し、異常気象時等の集落の孤立を解消



被災箇所

県道高松王越坂出線(香川県坂出市)



道路施設の老朽化対策による効果

重要物流道路や緊急輸送道路などにおいて老朽化した道路施設を更新や長寿命化を推進することにより、道路施設の防災・減災、国土強靭化を加速し、常時安全な通行を確保

(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

【提案・要望事項】

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するために必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 平成 27 年 3 月、政府においては、南海トラフ地震に備え、人命救助に向けた応援部隊派遣や救援物資輸送の方針を定めた応急対策活動をまとめられました。
未曾有の広域災害に国を挙げて対処する方針が明確になり、震度 6 弱以上の揺れが予想されるなか、対策を強化する「防災対策推進地域」を有する四国 4 県を含む 10 県が、他県から重点的に警察や消防などの応援を受ける重点受援県に指定されています。
- また、令和 4 年 1 月、政府の地震調査委員会は、東海沖から九州沖に延びる南海トラフ沿いでマグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率が、「70～80%」とこれまでと同様に高い水準の評価を発表しており、地震・津波への対策を早急に行うことが必要となっています。
- 本県は、重点受援県でありながら、四国の防災拠点としての機能が求められており、その機能を果たすには、ハード対策として、津波の襲来に対する海岸堤防等を対象とした整備を進めるとともに、地震直後に海岸堤防等が崩壊し、津波が襲来する前に浸水する恐れがあることから、その対策が喫緊の課題です。
- これらの課題に対し、本県では、南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策として、平成 27 年 3 月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定しました。この整備計画では、概ね 30 年の全体計画期間を、10 年毎のⅠ期からⅢ期に区分し、甚大な被害が想定されるなど特に優先度の高い箇所についてはⅠ期計画として、平成 27 年度から 10 年間で整備することとしています。
- 平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間のⅠ期前期計画では、発災時に現地対策本部となる高松サンポート合同庁舎の周辺など、特に優先度の高い箇所について、「防災・安全交付金」を活用して、整備が完了しています。
- 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間は、Ⅰ期後期計画に基づき整備を進めており、

令和4年1月には、海岸堤防と隣接する河川堤防の整備により一連の整備効果が期待できるなどの河川堤防について、Ⅱ期計画から前倒しする計画の見直しも行ったところです。

- 令和6年度までのⅠ期計画（事業費約206億円）の整備が完了することで、県全体被害額の約9割（約6,620億円※）の軽減が図られることとなり、引き続き、計画的かつ着実に施設整備を進めることが必要です。

※ 南海トラフを震源とするL1津波に伴う被害額を、「海岸事業の費用便益分析指針(R2.4改訂)」に基づき算定した際の被害想定額約7,550億円のうち、Ⅰ期区間整備による軽減額

- 以上のことから、南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策を計画的かつ着実に実施するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むこととし、「事業間連携河川事業」や「防災・安全交付金」を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

所管府省 国土交通省(港湾局、水管理・国土保全局)、財務省(主計局)

県関係課

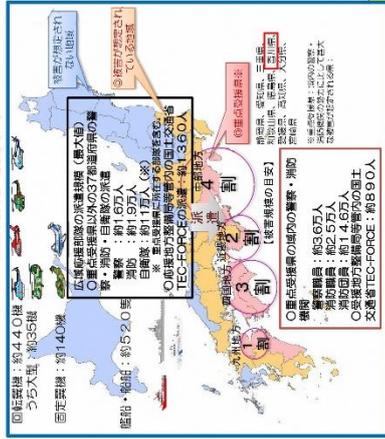
港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

提案・要望事項

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するために必要な予算を確保すること。

現状と課題

南海トラフ地震における香川県は、**重点受援県**



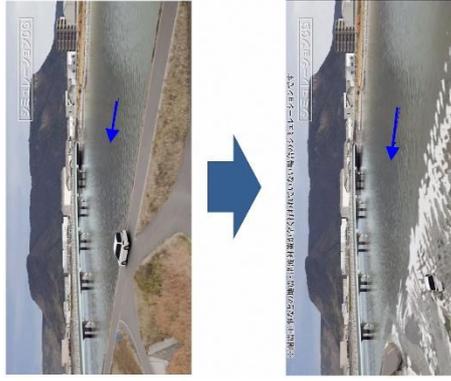
【出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(概要)(内閣府)】

香川県の震度分布図 【南海トラフの最大クラスの地震(L2)】

震度6弱以上で、震度7の揺れも予想されている



地震直後の被害想定
(春日川(高松市木太町))



地震直後の被害想定 (高松港(高松市玉藻町))



【香川県地震・津波被害想定報告書】を加工して作成

香川県の役割

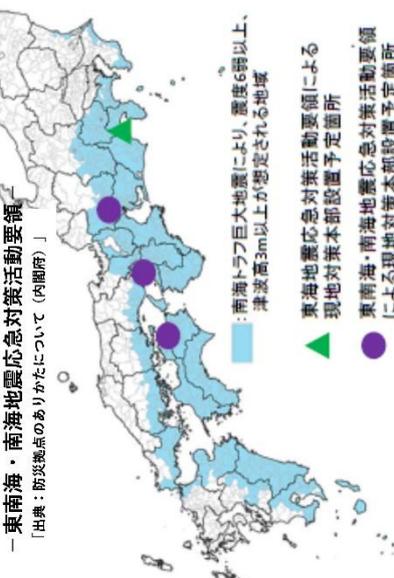
◇ **四国の防災拠点**としての機能を果たす

香川県は、南海トラフ地震における**重点受援県**でありながら、**国の現地对策本部**が設置される**高松サンプォート合同庁舎**をはじめ、防災拠点としての**高松空港**、**陸上自衛隊第14旅団**などが存在することから、四国の防災拠点としての機能が求められている。

緊急災害現地对策本部設置箇所



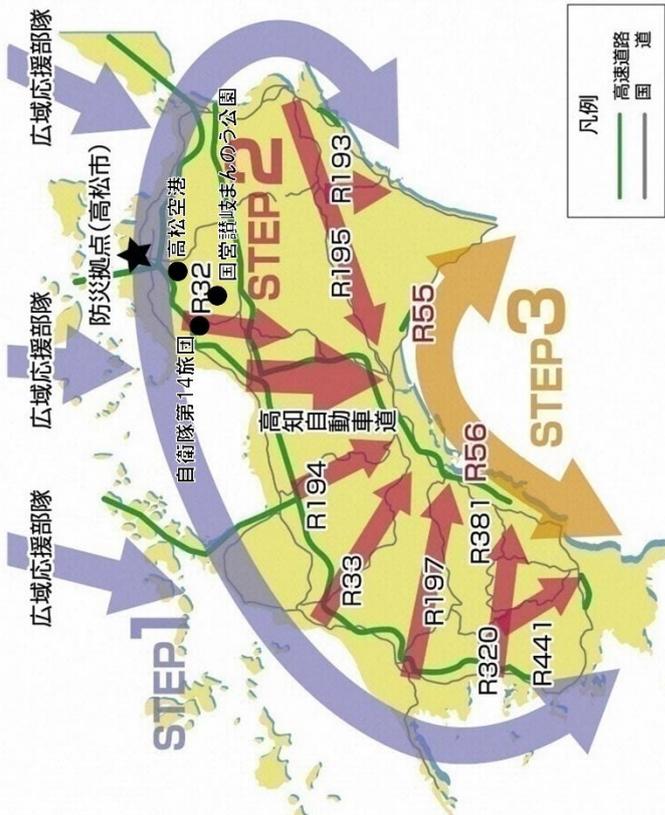
**国の現地对策本部がおかれる
高松サンプォート合同庁舎**



国営まんのう公園：陸上自衛隊の災害派遣活動拠点



高松空港：防災拠点空港としての機能維持



〔香川県国土強靱化地域計画〕を加工して作成

事業の整備効果と実施状況(事例①)

◇香川県 地震・津波対策海岸堤防等整備計画

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策として、平成27年3月に「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定。地震直後に堤防等が沈下し、甚大な被害が想定されるなど特に優先度の高い箇所は、重点的・集中的に対策工事を実施。

海岸堤防と河川堤防を合わせて
 I期前期計画(5年間)は、
 事業費96億円が整備完了、
 I期後期計画(5年間)は、
 事業費110億円が整備予定

高松港海岸は、背後に高松市の中心市街地を有するほか、発災時に国の現地対策本部が設置される予定であることや1次緊急輸送路、災害拠点病院などがあり早急な地震・津波対策が必要である。

I期計画の整備効果予測【高松市】

市街地部分の
 浸水面積が
 大幅に減少

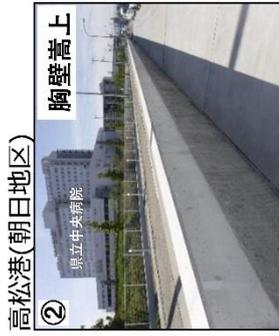
高松市における
 被害軽減額
 約2,490億円

- ：I1津波による浸水範囲
- ：I期計画整備後に浸水しない範囲
- ：I期計画における整備箇所

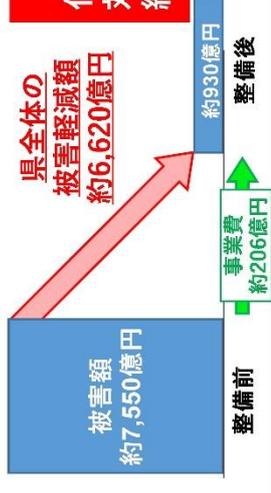


事業間連携河川事業
 (海岸事業と河川事業
 が連携)により浸水面
 積が大幅に減少

整備状況



地震・津波対策(I期計画)の整備効果(県全体)



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、被害を約9割軽減!

※被害額は、南海トラフを震源とするI1津波を対象に、「海岸事業の費用便益分析指針(R2.4改訂)」に基づき算定

事業の整備効果と実施状況(事例②)

I期計画の整備効果予測【さぬき市】

志度港海岸は、県内でも最も高い津波が来襲することが想定されており、背後に復旧拠点となる市役所庁舎や災害時の1次緊急輸送路を有していることから、早急な地震・津波対策が必要である。



整備状況

志度港(原地区) ①



志度港(寺町地区) ②



志度港(寺町地区) ③



事業の整備効果と実施状況(事例③)

I期計画の整備効果予測【観音寺市】

観音寺港海岸は、特に大きな被害が発生することが予想されており、背後に復旧拠点となる市役所庁舎や災害時の1次緊急輸送路を有していることから、早急な地震・津波対策が必要である。



整備状況

観音寺港(琴浪地区) ①



観音寺港(琴浪地区) ②



一の谷川 ③



(4) 「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

【提案・要望事項】

風水害や土砂災害に対し、県民の安全・安心を確保し、強くしなやかな県土づくりを行うため、「流域治水」に基づく治水・砂防事業等の推進に必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 近年は、気候変動の影響により、全国的に災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、数十年に一度と言われる大規模災害が毎年のように発生しており、令和2年7月豪雨に続き、昨年も7月、8月に前線の影響による記録的な豪雨により浸水被害や土砂災害が発生し、多くの方が犠牲になりました。
- 本県でも、平成29年には、台風第18号により、三豊市において1名の方が土砂災害の犠牲となり、多度津町など5市6町では400戸を超える浸水被害が発生し、平成30年には、7月豪雨をはじめ、台風第21号、台風第24号等により、過去10年間で最大件数となる57件の土砂災害が発生したほか、昨年7月には多度津町で3時間降雨量が102ミリと観測史上最多を更新しました。
- そのため、本県では気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域全体のあらゆる関係者が連携して「流域治水」に基づく取組を推進することとし、昨年8月に、重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめた「香川県流域治水プロジェクト」を策定・公表したところです。
- この「香川県流域治水プロジェクト」では、県内を7つの圏域に分割し、ハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進するための様々な対策を、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つに分類したうえで、各対策の実施主体や目標達成に向けたロードマップを明示し、実施主体間が連携しながら取り組むこととしています。
- このうち、1つ目の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」としては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むこととし、「大規模特定河川事業」、「事業間連携事業」を活用した河川改修や砂防ダムの整備や、「メンテナンス事業」を活用した老朽化対策、「防災・安全交付金」を活用した河道掘削や樹木伐採などのほか、ダムの整備を、より一層推進することとしています。

- 特にダム事業については、現在2ダムの再開発事業を行っており、このうち、綾川治水ダム建設事業（長柄ダム再開発）は、本年3月に全体計画を策定し、今年度から用地買収に着手し、来年度からは付替道路の工事に着手することとしています。また、湊川総合開発事業（五名ダム再開発）は、利水計画の見直しを踏まえ、今年度は、全体計画の策定や付替道路の調査・設計等を進め、来年度は令和6年度からの用地買収に向けた用地測量に着手することとしています。一方、ソフト対策として、令和2年度から香川県土木部管理の15ダム及び利水専用ダムである府中ダムにおいて、事前放流の運用を開始しており、昨年度には県と関係利水者で組織する「香川県11水系ダム洪水調節機能協議会」を設置したところです。
- 2つ目の「被害対象を減少させるための対策」としては、市町が立地適正化計画の作成や見直しを行うにあたり、県は市町に対して、災害リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、防災指針の記載について、助言等を行っています。
- 3つ目の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」としては、住民の皆様の適切な避難のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むこととし、「防災・安全交付金」を活用した、危機管理型水位計や河川監視カメラによる河川情報の提供や、「高潮浸水想定区域図」、「洪水浸水想定区域図」を公表し、昨年度から、ダム下流河川の「洪水浸水想定区域図」を作成するとともに、小規模な河川における「洪水浸水想定区域図」の作成を進めています。また、市町においては、浸水想定区域図等を基に、ハザードマップの作成を行っており、市町における訓練や要配慮者施設等における避難確保計画作成等への支援に活用するとともに、住民等への周知・啓発にも活用しています。
- しかし、県内には、未整備の河川や土砂災害危険箇所、リスク情報空白域等が多く存在していることから、「香川県流域治水プロジェクト」に基づき、近年の激甚化する水害や土砂災害などに対する防災・減災対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 以上のことから、今後も強くしなやかな県土づくりを進めていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むこととし、「大規模特定河川事業」や「事業間連携事業」、「メンテナンス事業」、「防安・安全交付金」などを活用した「流域治水」に基づく治水・砂防事業等の推進に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】河川砂防課

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(4)「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進

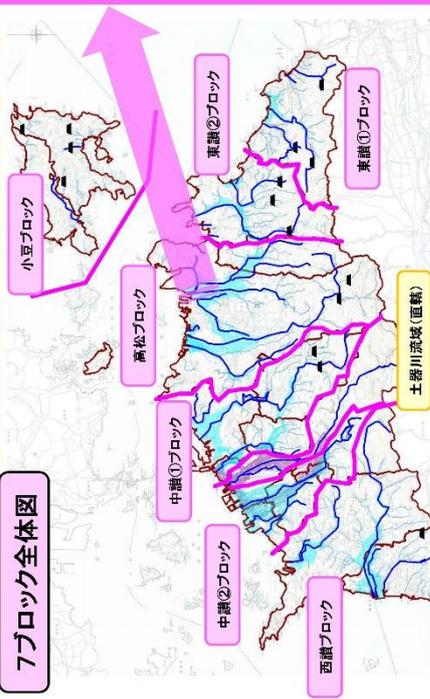
提案・要望事項 風水害や土砂災害への対策として、「流域治水」に基づく治水・砂防事業等を推進するために必要な予算を確保すること。

◆あらゆる関係者が連携し、ハード・ソフトの両面から「流域治水」に基づく治水・砂防事業等を推進

「香川県流域治水プロジェクト」は令和3年8月に策定・県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割し、ハード・ソフトの両面から流域治水を推進するための対策を3つに分類

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

7ブロック全体図



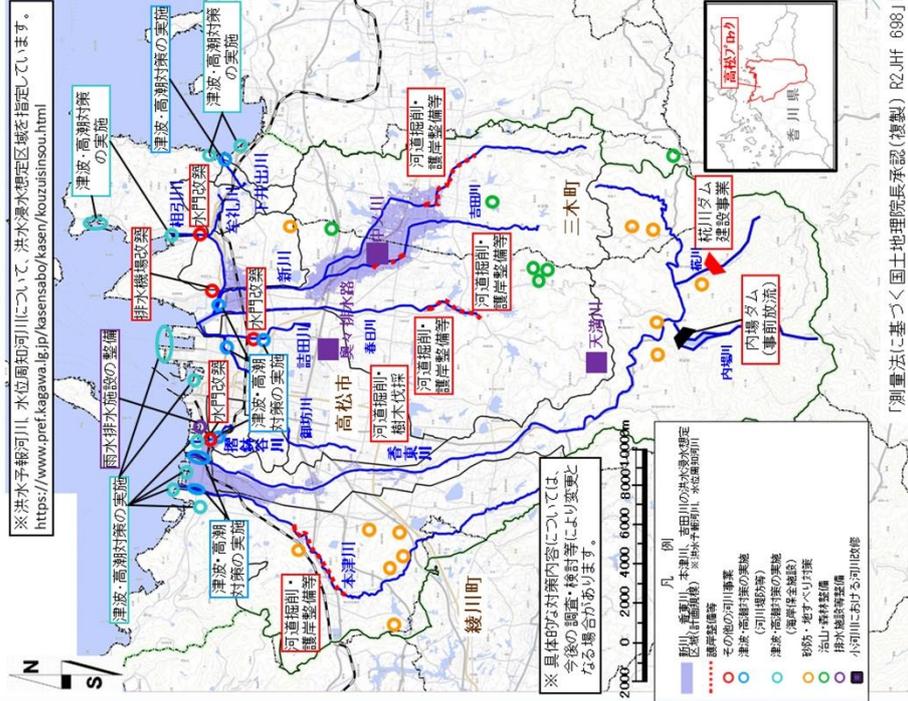
②被害対象を減少させるための対策

(例) 立地適正化計画における居住誘導区域等の設定 (市町)



国土交通省 都市局HPI立地適正化計画作成の手引き「より

香川県流域治水プロジェクト(高松ブロック)



① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
(例1) 護岸整備等による河川改修(県)
【大規模特定河川事業 春日川】



(例2) 河川メンテナンス事業(県)
【相引川排水機場 ポンプ設備の老朽化対策】



③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

(例1) (県) 危機管理型水位計 N=107箇所
簡易型河川監視カメラ N=21箇所



浸水想定区域図等を基に市町がハザードマップを作成
→ 住民への周知・啓発等に活用

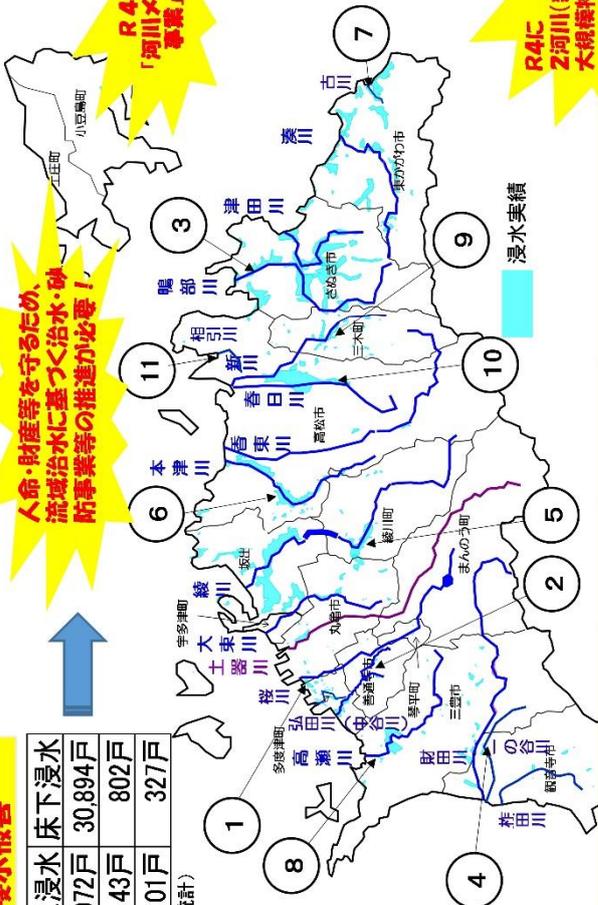
繰り返される浸水被害

年	死者	床上浸水	床下浸水
H16	19名	14,072戸	30,894戸
H23	3名	43戸	802戸
H29	—	101戸	327戸

(出典：水害統計)



人命・財産を守るため、
流域治水に基づく治水・砂
防事業等の推進が必要！



多くの未対策河川

国土強靱化の取組みを加速化・深化するための
「5か年加速化対策」の活用

「大規模特定河川事業」・「河川メンテナンス事業」

による重点的な整備

- ソフト対策
- 浸水の危険性が高い箇所には危機管理型水位計19基、河川監視カメラ5基(R2補正～R3)
 - リスク情報空白域の解消のため、小規模河川の洪水浸水想定区域図の作成を25河川で着手(R3～)





■H29年度に香川県で発生した土砂災害件数:19件



■H30年度に香川県で発生した土砂災害件数:57件



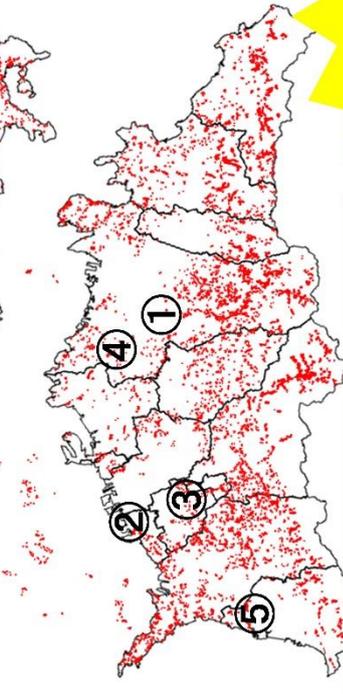
■香川県の土砂災害危険箇所 施設整備状況 (R4.3末時点)

事業区分	必要数	整備済	整備率
砂防	1,592	425	26.7%
地すべり	117	12	10.3%
急傾斜地	633	233	36.8%
合計	2,342	670	28.6%

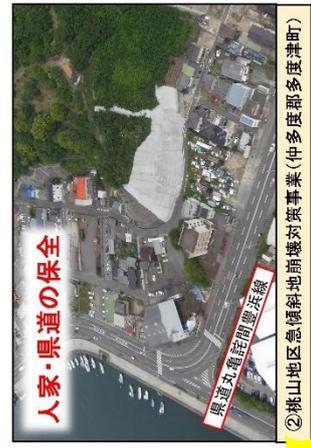
整備率は…**30%未満!**

早急な土砂・流木対策が必要!

香川県の土砂災害危険箇所分布図



国土強靱化の取組みを加速化・深化するための
「5か年加速化対策」の活用



R4に3箇所(東大谷南川、中筋上川、高尾戸川)を事業間連携砂防等事業に移行

「事業間連携砂防等事業」・「砂防メンテナンス事業」による重点的な整備

R4創設の「砂防メンテナンス事業」に移行



ダム再開発等

◆ 綾川治水ダム建設事業(長柄ダム再開発)の推進

綾川水系綾川(綾歌郡綾川町)の既設ダムの嵩上げ
 ・令和4年3月に全体計画を策定し、令和4年度中の用地買収着手に向け、補償基準を策定中
 ・令和5年度は付替道路工事に着手



濁水状況

H6 濁水状況 (既設長柄ダム)



洪水被害状況

H16台風23号 被災状況 (長柄ダム下流)

◆ 湊川総合開発事業(五名ダム再開発)の推進

湊川水系湊川(東かがわ市)の既設ダム下流へ新たなダムを建設
 ・令和4年度に全体計画の策定と付替道路の調査・設計を実施
 ・令和5年度は付替道路の用地測量に着手



濁水状況

H6 瀬枯れ状況 (五名ダム下流)



洪水被害状況

底下濁水 116棟
 床上濁水 44棟
 全半壊 4棟

H16台風23号 被災状況 (五名ダム下流)

国土強靱化の取組みを加速化・深化するための
 「5か年加速化対策」の活用

- 事前放流の運用を開始(令和2年7月)
- ダム洪水調節機能協議会の設置(令和3年9月)
- ダム下流の洪水浸水想定区域図の作成に着手(令和2年11月)



長柄ダム建設箇所

R3補正 実施内容
 地質調査・構造物設計等

R5から
 付替道路工事に着手

ダムサイト

R4年3月に全体計画を策定
 R4年度から用地買収に着手



五名ダム建設箇所

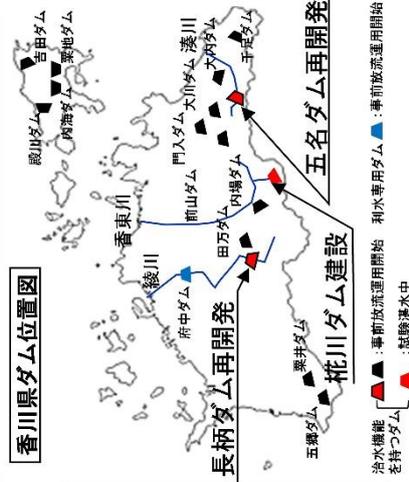
R3補正 実施内容
 地形測量・道路設計等

R5から
 用地測量に着手

ダムサイト

R4年度中に全体計画策定
 及び付替道路の設計を実施

香川県ダム位置図



令和2年7月から長柄ダムを除く県土木部管理の15ダムにおいて、令和2年9月から、利水専用の府中ダムにおいて、事前放流の運用を開始。
 令和3年9月には、事前放流をより効果的に実施するため、香川県ダム洪水調節機能協議会を設置。
 令和2年11月から、ダム下流の洪水浸水想定区域図の作成に着手し、現在、全てのダム下流において作成中。

五名ダム再開発

長柄ダム建設

長柄ダム再開発

(5) 港湾事業の推進

【提案・要望事項】

- ① 高松・小豆島・神戸間のフェリー貨物の増加に伴う船舶の大型化と大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確保するため、「高松港複合一貫輸送ターミナル」の整備促進に必要な予算を確保すること。
- ② 輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震災害時の復旧拠点の確保のため、「高松港国際物流ターミナル」の整備完了に必要な予算を確保すること。
- ③ 海辺空間のにぎわい創出のための緑地整備に必要な予算を確保すること。
- ④ 港湾施設の集中的・計画的な老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 港湾は、人流・物流の拠点として、県民生活や地域産業の持続的な発展を支えるとともに、災害時における緊急物資等の輸送や、海辺空間のにぎわい創出など、その役割は大きく、欠くことのできない重要な施設です。
 - 本県の重要港湾である高松港・坂出港においては、令和4年3月に20年から30年先を見据えた長期構想を策定し、これに基づき、港湾計画の改訂に取り組んでいるところです。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うフェリー等の減便や外出控えの影響で、高松港においても乗降人員は減少していますが、国内外の取扱貨物量の減少幅は小さくサプライチェーンの一部として高松港が重要な役割を担っています。
 - このようなことから、本県の港湾整備においては、引き続き港湾に求められる役割である「物流・産業」、「交流・にぎわい」、「安全・安心」に関して、地域の実情や県民ニーズを踏まえながら、必要となる事業を推進するとともに、カーボンニュートラルポートの形成やMaaSの普及といった新しい施策にも取り組むこととしています。
- ① 高松港複合一貫輸送ターミナルの整備促進
 - 高松港には、日本を代表する国際港である神戸港を結ぶ航路が開設されており、人流や貨物輸送にとって重要となるフェリーが就航しています。

- 当該航路では、貨物需要の増大により貨物の積み残しが顕在化していることから、フェリー事業者において大型化した新造船の就航を計画しており、それに対応した係留施設等の整備が必要です。
- また、高松港にはフェリー輸送に対応した耐震強化岸壁が整備されていないことから、大規模地震時の緊急物資輸送機能を十分に確保できないという課題を抱えており、早期の整備が必要です。
- 以上のことから、国において「高松港複合一貫輸送ターミナル」の早期整備が推進されますよう要望します。

② 高松港国際物流ターミナルの整備完了

- 高松港国際物流ターミナルは、船舶の大型化に伴う輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震時の復旧拠点の確保を図るため、耐震強化岸壁（-12m）、航路浚渫等の施設整備を進めています。
- そのうち、平成24年から暫定供用している耐震強化岸壁（-12m）では、令和元年5月にクレーンメーカーの(株)タダノが世界最大級の自動車専用船を用いてアメリカ向けにクレーンを輸出するなど、本県の物流に大きく寄与しています。
- また、岸壁背後では、令和2年度までに県事業により臨港道路や港湾関連用地、ふ頭用地の整備が完了し、港湾関連用地7.9haについては、その約8割について企業の進出が決定しています。
- 令和4年度は、直轄事業により航路浚渫が完了する予定であり、令和5年度には高松港で初めてとなる3万トン級の大型貨物船の入港が可能となります。
- 以上のことから、今後、国において着実に「高松港国際物流ターミナル」の整備が完了し、令和5年度の本格供用が図られるよう要望します。

③ 海辺空間のにぎわい創出のための緑地整備

- 長期構想において、高松港では、サンポート高松周辺の海辺空間のにぎわい創出を目指して、街と海との接線において連続するプロムナードの形成を位置付けています。
- これまでに、緑と渚を楽しむ緑地である「シーフロントプロムナード」、海路の玄関口としての緑地である「ハーバープロムナード」等を整備し、交流の場として利用さ

れています。

- また、新県立体育館の整備や外資系最高級ホテルの進出など、地区のにぎわいを高める計画が進捗するなか、これらに合わせて、海辺空間のにぎわい創出のため、既存の「ハーバープロムナード」と「シーフロントプロムナード」と一体となり多目的利用が可能な緑地である「キャッスルプロムナード」の整備が求められています。
- 以上のことから、海辺空間のにぎわい創出のための緑地整備に必要な予算の確保を要望します。

④ 港湾施設の集中的・計画的な老朽化対策の推進

- 本県における港湾施設については、現在、そのうちの約5割が供用後50年を経過した施設となっていますが、この先20年後には、その割合は約8割にまで急増する状況にあります。
- このことから、平成25年度に策定した港湾施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策工事に着手していますが、一部では損傷により使用制限が必要となる施設があるなど、港湾活動に支障を来している施設があります。
- 安定的な港湾活動を行うためには、引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むなど、「港湾メンテナンス事業」等を活用し着実に老朽化対策を推進することが重要です。
- 以上のことから、人流・物流の拠点として、港湾施設が将来にわたりその機能を発揮できるよう、集中的・計画的な老朽化対策の推進に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (5) 港湾事業の推進

所管府省 国土交通省(港湾局)、財務省(主計局)

県関係課

港湾課

提案・要望事項

- ①フェリー貨物の増加に伴う船舶の大型化への対応と大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確保するため、「高松港複合一貫輸送ターミナル」の整備促進に必要な予算を確保すること
- ②輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震災害時の復旧拠点の確保のため、「高松港国際物流ターミナル」の整備完了に必要な予算を確保すること。
- ③海辺空間のにぎわい創出のための緑地整備に必要な予算を確保すること。
- ④港湾施設の集中的・計画的な老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。

県民生活や地域産業の持続的な発展を支える港を目指して

高松港長期構想の実現

- 令和4年3月に20年から30年先を見据えた**長期構想を策定し**、これに基づき港湾計画の改訂に取り組んでいるところ。
- 新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要を取り込むために**令和4年度に航行安全検討を実施し、玉藻地区での大型クルーズ客船受け入れ**環境の整備を目指す。



高松港玉藻地区に入港する飛鳥II

高松港コンテナターミナル

カーボンニュートラルポート(CNP)の形成

- 令和4年3月、四国地方整備局が主催する「四国におけるカーボンニュートラルポート(CNP)形成に向けた勉強会 高松港WG」の成果として、**高松港におけるCNP形成に向けた検討の方向性(案)**がとりまとめられた。
- **高松港におけるCNP形成計画策定に向け、関係事業者に対してヒアリングを実施。**

MaaSによるスムーズな瀬戸内船旅の実現

- 令和2年度から、瀬戸内洋上都市ビジョン協議会の取組みの一環として、**高松港と離島を結ぶ海上タクシーを対象に港湾管理電子化実証実験を実施。**
- **令和4年度には、瀬戸内国際芸術祭2022に合わせ、繁忙期における実証実験を実施。**



① 高松港複合一貫輸送ターミナルの整備促進

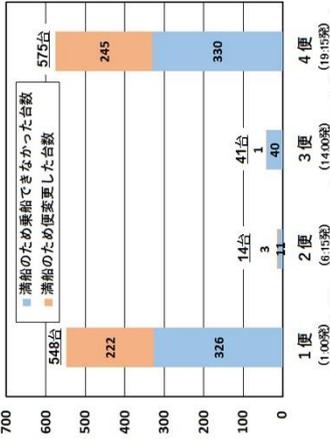
現 状

- 日本を代表する国際港である神戸港を結ぶ航路が開設されている。
- 四国をはじめ全国各地の企業が利用する広域的な物流拠点となっている。

課 題

- 貨物需要の増加により積み残しが増加していることから、フェリー事業者において大型化した新造船の就航を計画しており、それに対応した係留施設等の早期整備が必要である。
- 大規模地震時の緊急物資輸送機能を確保するため、フェリー輸送に対応した耐震強化岸壁の整備が必要である。

貨物の積み残し状況（平成30年）



トラックドライバー需給の将来予測

	2017年度	2020年度	2025年度	2028年度
需要	1,090,701人	1,127,246人	1,154,004人	1,174,508人
供給量	987,458人	983,188人	945,568人	896,436人
需不足	▲103,243人	▲144,058人	▲208,436人	▲278,072人

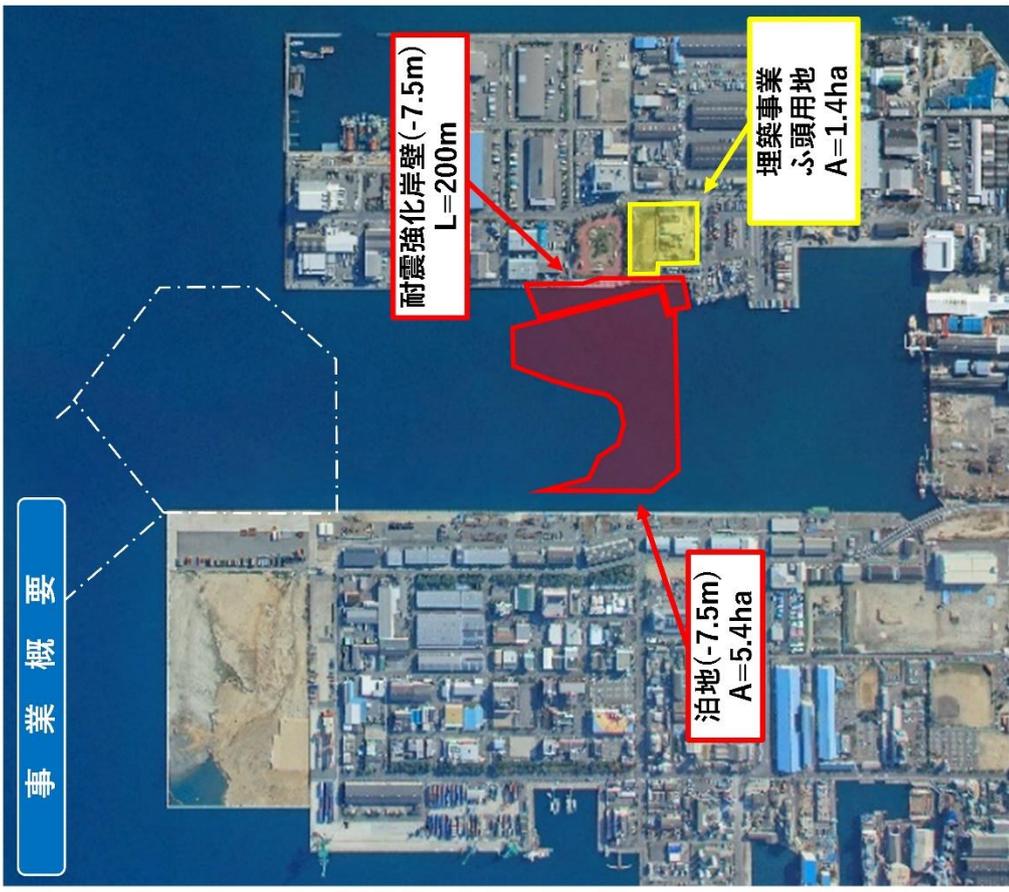
資料：（公社）鉄道貨物協会「平成30年度 本部委員会報告書」

整 備 効 果

- トラックの積載台数が約3割増加するなど、物流の効率化・輸送コストの削減が図られ、経済活動の活性化が期待される。
- 大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確保し、復旧活動を支える。

高松港複合一貫輸送ターミナル整備事業の整備促進に必要な予算を確保すること。

事 業 概 要



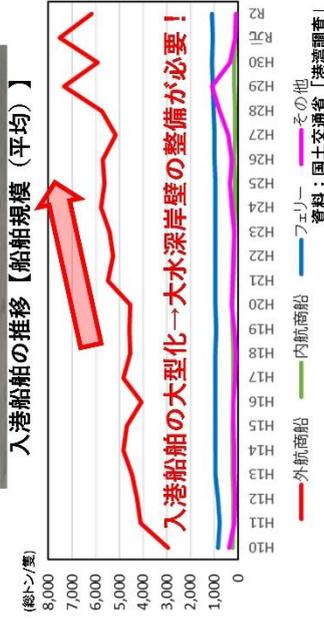
② 高松港国際物流ターミナルの整備完了

高松港国際物流ターミナルの現状

- 平成24年から暫定供用している耐震強化岸壁（-12m）では、令和元年5月にクレーンメーカーの(株)タダノが世界最大級の自動車専用船を用いてアメリカ向けにクレーンを輸出するなど、本県の物流に大きく寄与している。
- 岸壁背後では、令和2年度までに県事業により臨港道路や港湾関連用地、ふ頭用地の整備が完了し、港湾関連用地7.9haのうち、約8割について企業の進出が決定している。
- 令和4年度は、直轄事業により航路浚渫が完了する予定である。



令和元年5月



- 輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震災害時の復旧拠点の確保を図る。

課題

- 令和5年度には、高松港で初めてとなる3万トン級の大型貨物船の入港が可能となるよう、**直轄事業の整備完了**が必要。

整備効果

- 船舶の大型化に伴う輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震時の復旧拠点の確保を図る。

「高松港国際物流ターミナル」の整備完了に必要な予算を確保すること。



事業概要

岸壁（-12m）令和5年度本格供用開始

港湾関連用地の約8割について企業の進出が決定

ふ頭用地（6.7ha）（令和2年度完了）

臨港道路（令和元年度完了）

令和5年度コンテナターミナル拡張予定！

H24.3 耐震強化岸壁暫定供用開始

輸送コストの削減による生産性の向上

航路浚渫完了箇所

航路（-12m）

泊地（-12m）

耐震強化岸壁（-12m）L=240m

直轄事業

航路（-12m）

航路浚渫完了箇所

直轄事業

航路（-12m）

航路浚渫完了箇所

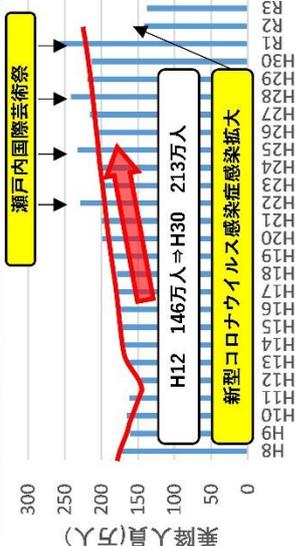
直轄事業

航路（-12m）

③ 海辺空間のにぎわい創出のための緑地整備



- 長期構想において、高松港では、サンポート高松周辺の海辺空間のにぎわい創出を目指して、街と海との接線において連続するプロムナードの形成を位置付けている。
- 緑と渚を楽しむ緑地である「シーフロントプロムナード」、海路の玄関口としての緑地である「ハーバープロムナード」等が交流の場として利用されている。
- 新県立体育館の整備や外資系最高級ホテルの進出など、地区の拠点性を高める計画に合わせて、多目的利用が可能な緑地として「**キャッスルプロムナード**」を整備し、海辺空間のにぎわい創出のため、既存緑地をつなぎ**連続する海辺の散策動線**の整備が必要である。

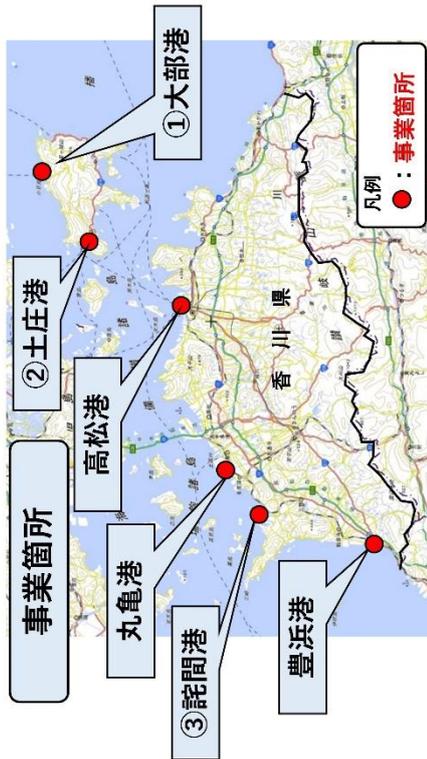


海辺空間のにぎわい創出のための緑地整備に必要な予算を確保すること。

④ 港湾施設の集中的・計画的な老朽化対策の推進

- 平成25年度に策定した港湾施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策工事に着手した。
- 一部では損傷により使用制限が必要となる施設がある。

↑ **利用が制限されると、生産性が著しく低下!!**



①大部港（大部地区）物揚場-3.0m



床版が剥離・鉄筋露出し、落下の恐れがあるため、利用制限を行っている。



②土庄港（吉ヶ浦地区）岸壁-4.5m



鋼矢式岸壁に腐食開孔が発生しており、海上交通への影響が切迫している。

損傷状況



③詫間港（経面地区）岸壁-7.5m



損傷状況



エプロン舗装の老朽化により、荷役に支障をきたしている。

県内473施設のうち、建設後50年以上経過している施設の割合
 約5割（現在） → 約8割（20年後）



安定的な港湾活動のため、
 平準化した老朽化対策に必要な予算は年間4億円！

集中的・計画的な老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。

(6) 水道広域化後の着実な事業推進に必要な予算の確保

【提案・要望事項】

平成 30 年 4 月から全国に先駆けて「県内一水道」を実現した本県において、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現していけるよう、生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）について、先駆的な取組を進める本県に対して、重点的に予算配分をすること。

【現状・課題】

- 水道事業については、全国的に、人口減少等に伴う給水収益の減少が見込まれるなか、老朽施設の大量更新や耐震化への対応、熟練技術者の大量退職に伴う次世代への技術の継承など様々な課題を抱えており、今後、中小規模の事業者単独では、安定的な事業継続が困難になることが懸念されています。
- このため、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の広域化による基盤強化が強く求められており、平成 30 年 12 月には、水道事業者等に対して「水道の基盤の強化」に関する責務、とりわけ都道府県に対しては、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を課す、水道法の改正がなされたところです。
- このようななか、小規模の水道事業者が大半を占めていた本県では、全国共通の課題に加え、本県特有の湧水への対応も迫られてきたことから、広域化によるスケールメリットを生かしつつ、総合的な課題解決を図るため、県と市町とで広域化に向けた検討を進め、平成 29 年 11 月に「香川県広域水道企業団」を設置し、平成 30 年 4 月から事業を開始して、全国に先駆けて、直島町を除く全県域を対象とした「県内一水道」を実現したところです。
- 香川県広域水道企業団においては、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現するために、事業開始から令和 9 年度までの 10 年間に、円滑な水融通のための連絡管の布設や統合浄水場の整備などの広域施設整備に加え、経年施設の更新や耐震化など、総額 1,300 億円余の整備事業を計画的に実施する予定としています。
- これら整備事業に対しては、これまでも国において、広域化にかかる支援措置の拡充等にも取り組んでいただいておりますが、本県の取組は、今般の水道法改正の趣旨を体現するものとして、全国的にも注目を集めており、リーディングケースとしての役割をし

っかり果たしていくためにも、整備事業に活用を見込んでいる「生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）」について、本県の事業執行状況に応じて、重点的に予算配分をしていただくことが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医薬・生活衛生局）、財務省（主計局）

【県関係課】水資源対策課

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (6) 水道広域化後の着実な事業推進に必要な予算の確保

所管府省 厚生労働省(医業・生活衛生局)、財務省(主計局)

県関係課

水資源対策課

提案・要望事項

○ 平成30年4月から全国に先駆けて「県内一水道」を実現した本県において、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現していけるよう、生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化推進等事業)について、先駆的な取組を進める本県に対して重点的に予算配分をすること。

全国初！

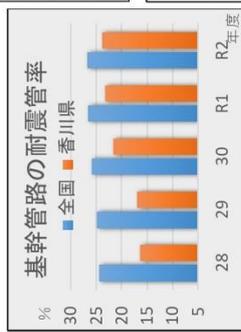
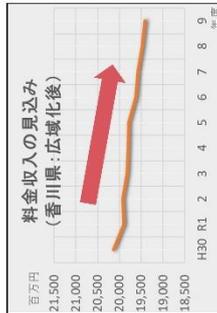
水道事業者が抱える課題

人口減少による給水収益の減少

老朽施設の
大量更新、耐震化

職員の大量退職
に伴う次世代への
技術継承

渇水への対応 など



地震による継手離脱(H23東日本大震災)



老朽管の漏水事故(H23丸亀市内)



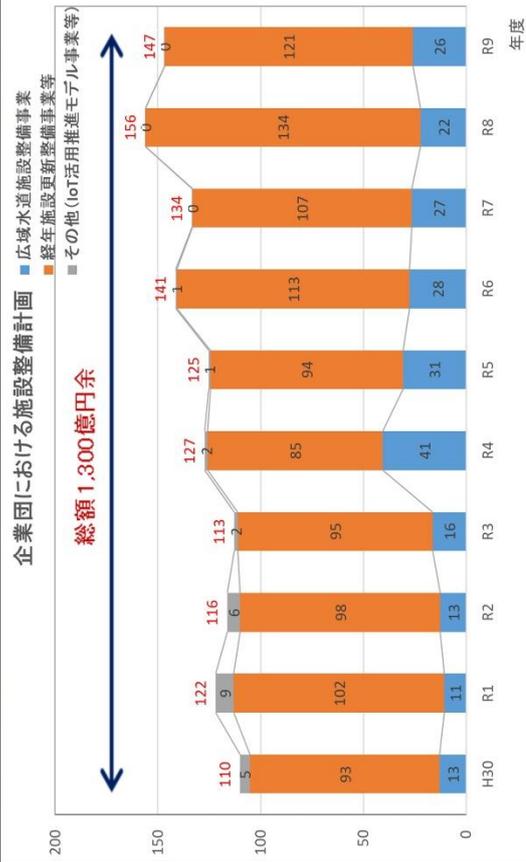
渇水時の応急給水(H16高松市内)



対応策

県内一水道の実現
香川県広域水道企業団
(平成30年4月事業開始)

目的 スケールメリットを生かして経営基盤を強化



(7) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

【提案・要望事項】

「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき、防災重点農業用ため池の再選定を行うとともに、「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、安定した予算の確保やソフト対策の充実を図ること。

【現状・課題】

- 水不足に悩まされてきた本県では、農業用水の確保に努力を重ね、全国有数の規模を誇る満濃池をはじめ、1万2千か所余のため池が築造され、その数は全国第3位、ため池密度は全国1位となっています。しかしながら、その多くは築造後200～300年が経過しています。
- 香川用水の通水後も、農業用水の過半をため池に依存しており、水資源を確保するうえで、ため池は重要な施設であるとともに、洪水の調節などにより災害を未然に防止し、また魚・昆虫・植物等の生息地として自然生態系の保全のほか、身近な水辺空間として住民に快適な環境を提供するなど、その役割は多岐にわたっています。
- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が、70～80%に引き上げられるなか、本県においても震度7が予測される地域（東かがわ市、観音寺市、三豊市）があり、ため池の震災対策の重要性と緊急性が認識され、着実な対策実施が必要です。
- このようななか、昭和43年度から「老朽ため池整備促進5か年計画」を順次策定し、令和3年度までの半世紀余にわたり3,557か所の老朽ため池を整備するとともに、ため池の耐震対策として、平成26年度から61か所のため池耐震化整備に取り組んできたところです。
- また、本県では、令和2年10月に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、劣化状況の評価や、管理状況の確認を行っており、ハード対策については、劣化状況評価等による「防災工事等推進計画」を策定し、「老朽ため池整備促進5か年計画」と整合を図りながら、計画的なため池の整備を進めています。

- ソフト対策については、「サポートセンター」での管理状況の確認結果をため池管理者等に周知して、補修・点検等に関する指導・助言などの技術的な支援を行うとともに、劣化状況評価の結果、「定期的な監視が必要なため池」においては、「サポートセンター」による定期的かつ継続的なパトロールを行う予定としております。

- しかしながら、本県は県土面積に対するため池の密度では全国一であり、ハード面での対応には長い年月を要し、予算確保にも大きな制約があるため、ハードとソフトの総合的なため池の防災減災対策を図る必要があり、今後、「定期的な監視が必要なため池」におけるパトロールを本格化するなか、ため池の保全・避難対策にかかる監視・管理体制の強化に対する助成制度について、助成額の上限の廃止が必要です。

- さらに、『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』の対象である個人所有のため池のうち、防災重点農業用ため池に指定されていないため池について、保全・管理体制の強化に対する支援が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）

【県関係課】土地改良課

9 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (7)ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充

所管府省 農林水産省(農村振興局)

県関係課

土地改良課

提案・要望事項

「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき、防災重点農業用ため池の再選定を行うとともに、「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の円滑な推進を図る必要があるため、**安定した予算の確保やソフト対策の充実を図ること。**

現状と課題

【香川県のため池】

- ・本県は、県土の総面積に対するため池の密度では**全国一位**
- ・農村地域と都市部が隣接しており、ため池下流部の**混住化の進行**



ため池下流部の混住化



サポートセンターによる現場指導

- ・「ため池管理保全法」に基づき、**541か所の特定農業用ため池を指定**
- ・「ため池工事特措法」に基づき、**3,049か所の防災重点農業用ため池を指定**
- ・ため池の適正管理のための技術的指導・助言や、計画的な防災工事等の推進のため、「香川県ため池保全管理協議会」を設置するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」を開設

・**老朽ため池整備やため池耐震化整備はもとより、管理者不在等で管理が行き届いていないため池の防災対策が喫緊の課題**

・**ため池管理者による定期的な日常管理や、豪雨・地震時ににおける円滑な点検・連絡を行うための体制づくりが必要**

【ため池整備の取り組み】

- 昭和43年度に老朽ため池整備促進計画を策定して以来、順次5か年計画を策定し、**3,557か所の老朽ため池を整備**
- 平成30年度から第11次5か年計画に基づき、総合的な防災対策を推進
 - (1)ため池の耐震化整備
 - ・**大規模 6か所(平成29年度以前の整備も含めると39か所)、中小規模 22か所のため池耐震化整備**



前刈金工法によるため池改修



押え盛土工法による耐震化整備

- (2)老朽ため池の整備
 - ・計画期間(R4まで)に国庫補助事業を活用し、**140か所を整備する計画**

ため池の総合的な防災・減災対策を早急かつ計画的・積極的に推進するには、国の財政支援が不可欠

【ため池管理・保全に関する取組み】

ため池の適正な管理を行うには、国のソフト対策の充実が必要

10 「みどりの食料システム戦略」の着実な推進について

【提案・要望事項】

2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化など、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に対応するため、「みどりの食料システム戦略推進交付金」による革新的な技術開発や普及定着に向けた施策を充実させるとともに、「環境保全型農業直接支払交付金」を含め、十分な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 昨年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、農業や地域の将来も展望した持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野における脱炭素化や環境負荷の軽減が戦略の柱になっています。
- 本県においては、本年3月に『かがわの「環境にやさしい農業」推進計画』を策定するとともに、推進体制として「香川県グリーン農業コンソーシアム」を設立して、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業など、環境にやさしい農業を積極的に推進していくこととしています。
- 今後、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化など、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に対応していくため、「みどりの食料システム戦略推進交付金」による革新的な技術の開発や普及定着に向けた施策を充実させるとともに、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した環境にやさしい農業に取り組めるよう、十分な予算の確保が必要です。
- また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」にも十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、農政課、畜産課

10 「みどりの食料システム戦略」の着実な推進について

提案・要望事項

所管府省

農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課

県関係課

農業経営課

- 2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化など、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に対応していくため、「みどりの食料システム戦略推進交付金」による革新的な技術開発や普及定着に向けた施策を充実させるとともに、十分な予算を確保すること。

国の動き

昨年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、農業や地域の将来も展望した持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野における脱炭素化や環境負荷の軽減が施策の柱に位置付け

現状と課題

化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業など、環境やさしい農業は、通常の農業生産に比べ、労力や、代替資材にコストがかかることから、品目や対象者、技術の導入が限定的

令和4年度からの本県の取り組み

総合的な推進体制の構築・栽培技術の実証・省力化に資する先端技術の導入

温室効果ガス削減



化学農薬低減



化学肥料低減削減



有機農業の拡大



【グリーンな栽培体系への転換に向けた実証】

環境負荷低減技術とスマート農業などの省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」の実証・普及

- ◆ 温室効果ガス削減技術実証 ◆ 化学農薬低減技術実証
- ◆ 化学肥料低減技術実証 ◆ 有機農業の推進

4つの柱で実証

国の関連施策の充実と十分な予算確保

脱炭素社会実現に向けた
本県農業分野の中長期的な取組みとして、
省力化技術等を加味した総合的な
「環境にやさしい農業」の普及定着

11 畜産業における飼料価格高騰対策について

【提案・要望事項】

長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産農家の経営への影響緩和のため、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、早急に配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

また、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さない粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営への影響緩和のため、稲ホールクroppサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の充実強化を行うこと。

【現状・課題】

- 畜産農家の生産にかかる費用のうち飼料代の割合は非常に大きく、畜産農家にとって、飼料価格の高騰は大きな負担になっています。
一方、畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しい状況にあります。そのため、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫しています。
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用されておりますが、1年間を超える飼料価格高騰が継続しているため、国において配合飼料価格安定制度における基金の積み増しが行われても、運用上、飼料価格高騰分を十分に補うことができない状況であり、今回のような長期間にわたる飼料価格高騰に対応できる補填発動基準に変更するなどの早急な見直しが必要です。
- 粗飼料については、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さないことから、飼料価格高騰による畜産経営への影響が大きく、配合飼料価格の高騰ともあいまって、持続的な畜産経営が困難な状況になっています。このため、稲ホールクroppサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の充実強化が必要です。

【所管府省】農林水産省（畜産局）

【県関係課】畜産課

11 畜産業における飼料価格高騰対策について

所管府省

農林水産省(畜産局)

県関係課

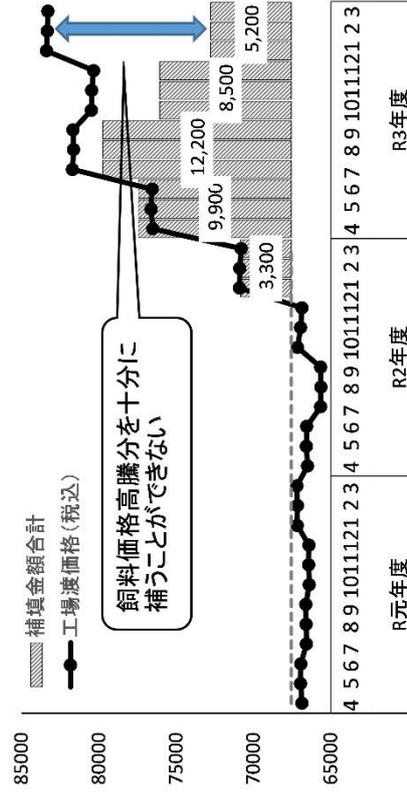
畜産課

提案・要望事項

- 長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産農家の経営への影響緩和のため、直近7年中5年の平均値を補填発動基準とするなど、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、早急に配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。
- 配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さない粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営への影響緩和のため、稲ホールクroppサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の充実強化を行うこと。

現状と課題

- 畜産物価格は、市場の需給関係によって決定されるため、飼料価格上昇分を畜産物価格に反映することは難しく、飼料価格の高騰は、畜産経営を大きく圧迫
- 配合飼料価格安定制度は、輸入原料価格の直前1か年の平均との比較による補填発動基準により運用
- 1年間に超える飼料価格高騰が継続すると、配合飼料価格安定制度における基金の積み増しが行われても、飼料価格高騰分を十分に補うことができない
- 長期間にわたる飼料価格高騰に対応できる補填発動基準に変更するなどの早急な見直しが必要



- 粗飼料は、配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さないため、飼料価格高騰による畜産経営への影響が大きく、配合飼料価格の高騰ともあいまって、持続的な畜産経営が困難
- 稲ホールクroppサイレージや飼料用米などの自給飼料の生産拡大に向けた支援施策の充実強化が必要

12 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

【提案・要望事項】

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

【現状・課題】

- ネット・ゲーム依存症については、世界保健機関（WHO）が平成30年6月に公表した改訂版国際疾病分類において、「ゲーム障害」という疾患として認定し、令和元年5月の総会において「物質使用症<障害>群または嗜癖行動症<障害>群」の категорияに収載されたほか、厚生労働省の研究事業として(独)国立病院機構久里浜医療センターが昨年2月に公表した10代から70代を対象とした実態調査では、ゲームの使用状況、ゲーム利用時間及びゲームによる影響が示され、ゲーム利用時間が長い人ほど成績低下や仕事に悪影響が出やすい傾向にあることが判明しました。また、国においてはゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図るため、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を立ち上げ、ゲーム依存症対策について検討を行っているほか、令和2年度からは依存症対策総合支援事業の対象に新たに「ゲーム依存症」が追加され、一定の財源措置が図られたところであります。
- 本県においても、令和2年度、令和3年度に小中高生を抽出し実施したスマートフォン等によるインターネットやゲームの利用状況等の調査結果などから、スマートフォン等の利用に当たり、ネット依存傾向として注意が必要な生徒が一定割合（令和3年度調査：小学生（4～6年）：4.1%、中学生：5.5%、高校生：4.4%）は存在することが明

らかとなったところであり、これまでも子ども・若者のスマートフォン等の適正利用に向けて、フォーラムや出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組むとともに、精神保健福祉センターや各保健所などにおける相談支援や、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会の開催、(独)国立病院機構久里浜医療センターが実施するインターネット依存症研修への教員の派遣などを行ってきたところです。

- また、子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月には、インターネットやゲーム依存症対策に特化した「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を全国で初めて制定したところであります。
- ネット・ゲーム依存症の対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や、医療提供体制の充実などの対策を総合的に推進する必要があります。
- ネット・ゲーム依存症は、年齢が低いほど陥りやすいとも言われていることから、乳幼児期の子どもの保護者に対しても、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識を普及啓発することが必要です。
- ネット・ゲーム依存症については、まだ解明されていないことも多いものの、(独)国立病院機構久里浜医療センターや本県の調査結果からは、日常生活や学習面への悪影響が懸念される状況となっており、全国的な調査結果等も踏まえた適切な予防対策などを講じる必要があります。
- また、子ども・若者は、ネット・ゲーム依存症に一度陥ると抜け出すことが困難となるため、その対策が急務であり、海外では16歳未満の午前0時から6時までのゲーム利用を遮断するなど、子ども・若者の深夜のオンラインゲームを規制している例もあることから、これまでの取組に加え、これらを参考にした法整備を検討する必要があります。
- 医療面においては、ネット・ゲーム依存症対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしかなかく、本県にもネット・ゲーム依存症を治療できる医療機関が不足していることから、医療提供体制の充実を図り、拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築を図るとともに、小児科医と精神科医との連携による早期発見・早期治療に取り組む必要があります。
- 加えて、学校現場等で適切な対応を行うためには、(独)国立病院機構久里浜医療センターにおけるネット・ゲーム依存症治療の知見や全国的な実態調査を踏まえたネット・

ゲーム依存の予防や依存のおそれがある場合に活用できる対応マニュアルを整備する必要があります。

- 人材面においては、早期発見・早期治療のための相談支援を行っているところですが、特に地方では、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等のほか、直接児童生徒に対応する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや保護者等に対するネット・ゲーム依存の予防対策の指導者の確保や育成が急務であります。
- eスポーツは、今後の成長分野として期待されており、国においては令和元年9月から令和2年2月にかけて、「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」を計5回開催したほか、令和2年7月にeスポーツ競技大会のルール形成戦略にかかる調査研究を開始するなど、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めていると承知していますが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組む必要があります。
- 子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代に愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるように取り組む必要があります、そのための支援や施策を講じることを要望します。

【所管府省】 内閣府（政策統括官（政策調整担当））、厚生労働省（社会・援護局）、
文部科学省（総合教育政策局）

【県関係課】 子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

12 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

所管府省

内閣府(政策統括官(政策調整担当))、厚生労働省(社会・援護局)、文部科学省(総合教育政策局)

関係課

子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どもたちのネット・ゲーム依存症につながることを懸念し、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他の施策を講じること。

現状と課題

- WHOが「ゲーム障害」を病気として決定
- ゲームの長時間利用は成績低下や仕事などに悪影響
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例
 - ・子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、令和2年3月に、インターネットやゲーム依存症対策に特化した条例を全国で初めて制定
- 家庭や学校を含む社会全体で対応する必要
 - ・乳幼児期の子どもの保護者への対応も必要
- 全国的な調査結果等を踏まえた適切な対応が必要
- 専門機関や専門家が不足
 - ・ネット・ゲーム依存症の専門外来がある医療機関、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等が不足
- 学校現場等での適切な対応が必要
- eスポーツの活性化が依存症につながらないような取組が必要
- 保護者との愛着形成が依存を抑制するとの指摘もあり重要

今後の取組

国による総合的な対策と人材育成が必要

- 未然防止のための正しい知識の普及啓発
- より詳細な実態把握と適切な予防対策
- 依存症対策のための法整備の検討
- 医療提供体制の充実
 - ・拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築、小児科医と精神科医との連携体制の構築
- 全国的な実態調査等を踏まえた学校での予防対策
 - ・対応マニュアルの整備
- 人材確保・育成
 - ・医療、教育従事者向け研修体制の構築
 - ・専門家の派遣

13 医師確保対策について

【提案・要望事項】

- ① 機械的に算出された将来の必要医師数や医師需給推計等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医養成定員のシーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものである。地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、その根拠とする数値を客観的に検証できるよう、算出過程や基礎データをすべて明らかにしたうえで、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に聞き取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることを強く要望する。

【現状・課題】

- 本県では、令和2年度における専攻医の採用において、小児科と整形外科がシーリングの対象とされましたが、その後、都道府県の意見を反映した厚生労働大臣による一般社団法人 日本専門医機構（以下、「機構」）へのシーリングの見直しにかかる要望（過去3年の専攻医採用数の平均が5人以下の診療科はシーリング対象外とする）が認められ、本県の小児科及び整形外科は、令和3年度における専攻医採用以降、シーリング対象外とされています。
- しかしながら、今後、これらの診療科の専攻医採用数が大きく増加した場合、再びシーリングの対象とされる可能性があり、これは、専攻医確保に向けた努力が、将来的に自県の医療提供体制を窮地に追い込むことに繋がると考えられます。
- 本県の令和3年度における人口10万人当たりの専攻医採用数は5.51人であり、全国平均の7.26人を大きく下回っており、また、令和4年3月に公表された令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、医療施設に従事する本県の45歳未満の医師数は、全体の35.3%とこちらも全国平均の40.5%を下回っていることから、本県にとって専攻医をはじめとする若手医師の不足は喫緊の課題であり、今後、本県は若手医師の確保に向けた取組をいっそう進める必要があります。

- したがって、本県のように若手の医師不足に苦しむ地方県にとって、上記のシーリングの見直しは、地域医療の崩壊に直結するおそれがあり、全く受け入れられるものではなく、もっと地域の実情に応じた抜本的な見直しが必要と考えます。
- そもそも、本県の小児科及び整形外科がシーリングの対象とされている理由について、機構は、直近の医師・歯科医師・薬剤師統計による各都道府県の診療科別医師数が「必要医師数」を上回っていることによると説明していますが、この「必要医師数」の詳細な算出過程や基礎データが開示されていないことから、都道府県において、必要医師数の正当性について検証・議論できず、具体的な改善案を示すことができない状況となっています。
- 専門医養成定員のシーリングの設定は、医師法第16条の10に定める「医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合」に該当するため、厚生労働省を通じて各都道府県へ意見照会されていますが、そもそものシーリングの根拠となる「必要医師数」の詳細な算出過程や基礎データについて説明がないまま、都道府県から意見聴取を行うのは、情報提供が不十分であると考えますので、まずは、当規定を尊重し、「必要医師数」について都道府県において十分な検証・議論が可能となるよう、詳細な算出過程や基礎データをすべて開示し、都道府県への説明会等行うことを強く要望します。
- また、地域枠医師の臨時定員増に関しまして、国の医師需給分科会等で議論が進められており、令和5年度まで臨時定員の措置が認められておりますが、令和6年度以降については、医師需給分科会第5次中間とりまとめ（令和4年2月7日）において、「医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化とともに検討する必要があることから、第8次医療計画等に関する検討会等における議論の状況を踏まえ、検討することとされています。
- 令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、医療施設に従事する本県の人口10万人対医師数は、290.0と全国平均256.6を上回っていますが、県内の二次医療圏で、全国平均を上回っているのは東部保健医療圏のみという状況で、特に小豆保健医療圏は、149.7人と全国平均を大きく下回っています。
- また、二次医療圏よりも小さな圏域である、東部保健医療圏内の大川圏域、西部保健医療圏内の三豊圏域における人口10万人対医師数も、それぞれ160.7人、214.6人と、全国平均を大きく下回っており、本県は令和元年度に策定した香川県医師確保計画において、小豆保健医療圏を医師少数区域に、大川圏域及び三豊圏域を医師少数スポットとして定める等、医師の地域偏在は、本県の大きな課題として認識しております。

- そのようななか、本県では、上記のような医師不足地域等に所在する医療機関を、地域枠医師の重点配置病院群として運用しており、地域枠医師は、地域偏在を解消するためには不可欠な人材と位置付けております。
- つきましては、本県における医師の地域偏在が解消され、すべての医療圏において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員枠の措置を継続することを強く要望します。
- また、地域枠医師の臨時定員の措置に関しては、これまで、国の医師需給分科会において、厚生労働省の算出する将来的な医師需給推計を参考に検討が行われてきたと伺っておりますが、当推計の詳細な算出過程や基礎データは開示されておられません。
- 本県としては、国からの十分な説明もなく一方的に示される数値のみをもって、地域枠医師という貴重な医療資源を失うようなことは全く受け入れることはできませんので、医師需給推計の詳細な算出過程及び基礎データについても、すべて明らかにすることを強く要望します。
- さらに、医師の働き方改革については、令和3年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置に関する枠組みが制度化されました。
- 時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、特に医師不足に悩む地域の医療機関からは、夜間救急や周産期医療等の医療提供体制を縮小せざるを得なくなるのではないかと、大学病院等による派遣医師の引き上げにより現在の医療提供体制が維持できないのではないかとといった懸念が寄せられています。
- この問題の根本的な解決のためには、医師の絶対数を増加させるとともに、医師不足地域の医療機関において医療提供体制を維持するために必要な医師数を確保することが不可欠であることから、国として、医師の働き方改革と地域の医療機関における医師確保に必要な財政的支援等を含めた対策とを一体的に打ち出すことを要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

13 医師確保対策について

所管府省 (医政局)

県関係課

医務国保課

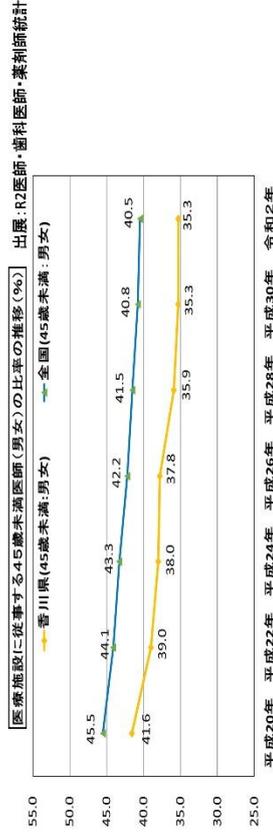
提案・要望事項

- ① 機械的に算出された将来の必要医師数や医師需給推計等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医養成定のシリーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものである。地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、その根拠とする数値を客観的に検証できるよう、算出過程や基礎データをすべて明らかにし、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望する。
- ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講ずること。

現状と課題

①-1 専門医養成定員シリーリング制度

・本県の人口10万人対専攻医採用数や、45歳未満の医師の割合は、全国平均を大きく下回っていることから、今後、本県は専攻医をはじめとする若手医師の確保に向けた取組を、いっそう進める必要がある。



⇒しかし、現行のシリーリング制度のままでは、今後、本県の専攻医採用数が増加した場合、再びシリーリング対象となる診療科が生じる可能性があり、抜本的な見直しが必要！

・また、国は現行のシリーリングの根拠となっている都道府県ごとの診療科別必要医師数の詳細な算出過程や基礎データを公表していないため、都道府県において、その正当性や具体的な改善案について議論・検証することができない。

⇒そこで、まずは医師法第16条の10に基づき、現行シリーリング制度の根拠となる必要医師数の詳細な算出過程や基礎データの開示を求めよう！

①-2 地域枠医師の臨時定員

・本県の人口10万人対医師数は全国平均を上回っているが、医療圏別では小豆圏域をはじめ、大川圏域、三豊圏域が全国平均を大きく下回っている。

・本県では、小豆/大川/三豊といった医師不足地域に所在する病院を地域枠医師の重点配置病院群としており、地域枠医師は県内の医師偏在を解消する貴重な人材と位置付けている。

⇒県内の医師偏在が解消し、すべての医療圏において必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続を求めよう！

また、これまで臨時定員の措置に関して、国が議論の参考としてきた、厚労省の算出する医師需給推計について、都道府県においても議論・検証できるように、当推計の算出過程や基礎データについてすべて開示を求めよう！

② 医師の働き方改革

・時間外労働の上限規制や追加的健康確保措置が徹底されることにより、夜間救急や周産期医療等これまで医師の時間外労働によって支えられてきた医療が縮小に向かうのではないかと懸念されている。また、他病院への派遣を行っていた医療機関により、医師が引き揚げられてしまっているのではないかと懸念が、特に医師不足に悩む地域の医療機関から寄せられている。

⇒医師不足地域の医師数を増加させることが必要であることから、地域の医療提供体制を維持するのに必要な医師数を確保するため、地域の医師数を増加させるなどの対策を国として打ち出すことを求めよう！

14 学校における働き方改革の実現について

【提案・要望事項】

学校における働き方改革を推進し、各都道府県及び各市町村の教育委員会が定めた「時間外在校等時間」の上限に関する規則等を教育職員が遵守するために、国において、教職員定数の一層の見直しを図るとともに、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。

【現状・課題】

- 令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の一部改正を踏まえ、本県においては、公立全校種の教員について所定の勤務時間外に業務を行う時間として外形的に把握できる「時間外在校等時間」の上限に関する規則等の整備を行い、勤務時間の縮減や業務の適正化・効率化を図るとともに、令和3年4月から1年単位の変形労働時間制を導入することで、学校における働き方改革を推進しているところです。
- 小学校の学級編制の標準については、令和3年度から5年間をかけて学年進行で35人に引き下げられることとなりましたが、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を実現するためには、中学校や高等学校においても、1学級35人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を早急に進める必要があります。
- また、勤務時間内に授業準備をするための時間を十分確保し、子どもとしっかり向き合うことができる人員体制づくりが必要です。国においては、令和4年度より、小学校高学年における教科担任制の導入にあたり、中学校の教員の活用や学級担任間の授業交換の促進によって実施すべきという議論がなされていますが、地域によっては学校間の距離があるなどの地理的条件によって実施が困難であることや、授業交換では学級担任の時間の確保が難しい点、小規模校は単学級が多く、同学年での交換授業が実施できないことなどから、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが重要です。
- 中学校、高等学校においては、部活動の指導が教員の長時間勤務の主な要因となっていることから、本県では、平成31年3月に策定した「香川県部活動ガイドライン」において、国の指針に準じた適切な休養日と活動時間を設定し、教員の負担軽減を図ってい

るところです。働き方改革の推進には、教員に代わって指導等ができる部活動指導員の配置を促進することが求められており、そのためには、人材確保へのより一層の財政支援が必要です。

また、国は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示していますが、本県をはじめ地方にあっては、学校に代わり部活動を運営する地域団体は少なく、その規模も小さい状況です。こうした地域団体の育成・確保を図るためには、総合型地域スポーツクラブ等が運動部活動に対する指導を担うことができるための運営基盤の安定化や、文化部活動の地域移行に向けた体制構築に対する国の支援が必要です。

- 「チーム学校」として学校の指導・運営体制を一層強化し、働き方改革を強力に推進するためには、栄養教諭や養護教諭、事務職員の定数を改善するとともに、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の教員の業務を支援する専門スタッフの配置をより一層拡充する必要があります。
- さらに、ICTを活用した業務の効率化のための統合型校務支援システムや、きめ細かに個々の教職員の勤務計画の作成や勤務時間の管理等が行えるよう、教職員サービス管理システムの導入などへの財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

14 学校における働き方改革の実現について

所管府省 文部科学省(初等中等教育局)

関係課 県関係課

教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

① 教職員定数の一層の見直し

・ 中学校・高等学校における35人学級の早期実現

7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7
R	R	R	R	R	R	R	中	中	中	高	高	高
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度

■は空きコマに

・ 小学校高学年の教科担任制の実施における専科教員の拡充
学級担任がゆとりを持って指導の充実に図るには空きコマの確保が必要

月 火 水 木 金
1 国 国 国 国 国 書 社 外 理
2 社 外 社 理 学 算 算 算 算 算 体
3 理 通 理 学 算 算 算 算 算 体
4 算 算 算 算 算 算 算 算 算 体
5 図 算 算 算 算 算 算 算 算 算 体
6 体 算 算 算 算 算 算 算 算 算 体
7 体 算 算 算 算 算 算 算 算 算 体

② 部活動改革の推進

・ 教員に代わって指導等ができる部活動指導員の拡充

【本県の運動部活動の実施状況(R3)】

- ◆運動部員数
中 67校 16,835人
高 42校 12,692人
- ◆部活動指導員
中 17名 高 11名
各校が設置する運動部の数や運動部員数に対して、極めて少ない
- ◆総合型地域スポーツクラブ設置状況
13市町 30クラブ
各校の運動部活動の指導を担えるような規模のスポーツクラブが少ない

地方では、人材が見つからない！
人材確保へのより一層の財政支援が必要

部活動の地域移行に向けた体制の構築

地方では、受け皿となる民間クラブが不足！
指導を担う総合型地域スポーツクラブの運営基盤強化のために財政支援が必要

③ チーム学校としての指導・運営体制の強化

・ 教員の業務を支援する専門スタッフの配置の拡充

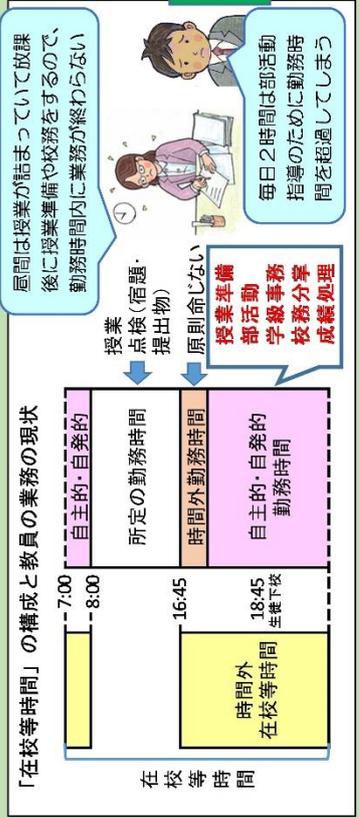
- スクールカウンセラー
- ソーシャルワーカー
- スクールロイヤー
- 特別支援教育支援員
- 教員業務支援員
- 部活動指導員
- ICT支援員

栄養教諭、養護教諭、事務職員は、定数改善が必要

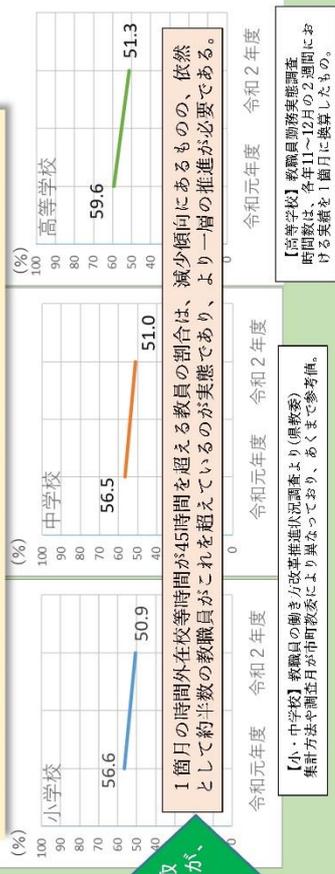
④ 統合型校務支援システム・教員サービス管理システムへの財政支援

・ ICTを活用した業務の効率化
・ 個々の教員の勤務計画の作成や勤務時間の管理が行えるシステムの導入

現状と課題



1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合(年平均)



15 四国遍路の世界遺産登録について

【提案・要望事項】

四国一円に点在する札所を巡る巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く四国遍路の文化的伝統を表す札所や遍路道、道標等の文化遺産を、世界遺産暫定一覧表へ追加すること。

また、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化すること。

【現状・課題】

- 徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る四国遍路は、最終目的地がなく、周回することができるという特徴のある巡礼で、古くから四国の地と密接に結び付き、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものと考えています。
- 四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」*を設立し、これまで様々な取組を積み重ねてきました。
※令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称
- これらの取組の成果として、平成28年8月8日には、新たな提案書を文化庁長官へ提出しました。また、四国各県におきましても、札所寺院や遍路道の文化財指定の実績が着実に積み上がってきています。
- 今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究をさらに進め、それを証する資産の保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めてまいります。また、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティと共にある持続可能な文化遺産を目指してまいります。
- つきましては、我が国を代表する巡礼である四国遍路の世界遺産登録について、世界遺産暫定一覧表への追加記載を行うよう要望します。また、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化することを要望いたします。

【所管府省】 文部科学省（文化庁）

【県関係課】 文化振興課

15 四国遍路の世界遺産登録について

所管府省

文部科学省 文化庁

県関係課

文化振興課

提案・要望事項

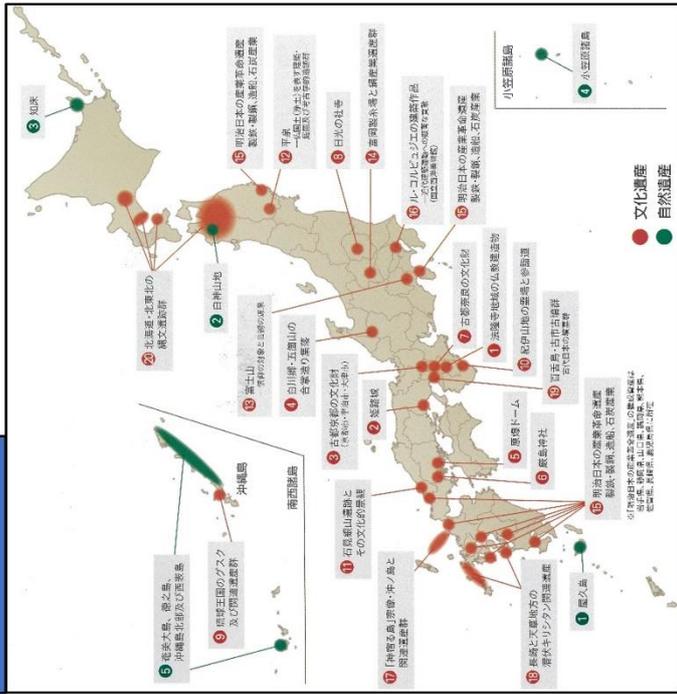
- 四国遍路の世界遺産登録について、速やかに国内暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- 世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化すること。

現状と課題

- ・四国遍路の世界遺産登録は、四国の地方創生、世界への発信につながる。
- ・世界遺産登録には、国内暫定一覧表に記載されることが必要で、現在、5件の世界遺産候補が暫定一覧表に記載。
- ・四国は、官民一体の推進協議会を組織し、課題の解決を図り、平成28年8月8日に新たな提案書を提出した。
- ・一方、国においては、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けた調査・審議は、平成20年以降行われていない。



日本の世界遺産



出典：「日本の世界遺産」(文化庁)

日本の世界文化遺産

番号	記載物件名	所在地	暫定リスト記載年	世界遺産一覧表記載年
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 4年	平成 5年12月
②	姫路城	兵庫県	平成 4年	平成 5年12月
③	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	平成 4年	平成 6年12月
④	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成 4年	平成 7年12月
⑤	広島市の平和記念碑(原爆ドーム)	広島県	平成 7年	平成 8年12月
⑥	厳島神社	広島県	平成 4年	平成 8年12月
⑦	古都奈良の文化財	奈良県	平成 4年	平成10年12月
⑧	日光の社寺	栃木県	平成 4年	平成11年12月
⑨	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成 4年	平成12年12月
⑩	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成13年	平成16年 7月
⑪	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成13年	平成19年 7月
⑫	平泉 - 仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 -	岩手県	平成13年	平成23年 6月
⑬	富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉 -	静岡県・山梨県	平成19年	平成25年 6月
⑭	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成19年	平成26年 6月
⑮	明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域	鹿児島県ほか7県	平成21年	平成27年 6月
⑯	ル・コルビジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 -	東京都 (7ヶ国)	平成19年	平成28年 7月
⑰	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成21年	平成29年 7月
⑱	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県	平成19年	平成30年 6月
⑲	百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	大阪府	平成22年	令和元年 6月
⑳	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道ほか	平成21年	令和 3年 7月

暫定リスト (文化遺産のみ)

番号	資産名	所在地	記載年	備考
①	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	平成 4年	※H25年6月 イコモスによる不記載勧告 (活動停滞)
②	彦根城	滋賀県	平成 4年	
③	飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	奈良県	平成19年	
④	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	平成22年	推薦書提出 (R5年度審査予定)
⑤	平泉 - 仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - (拡張)	岩手県	平成24年	※拡張区域

16 四国の中核拠点整備のための財源確保について

【提案・要望事項】

四国の中核拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するための都市構造再編集集中支援事業の推進のために必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- サンポート高松地区は、高松港をはじめ J R 高松駅や琴電高松築港駅などの集まる交通結節機能やウォーターフロントという優れた環境を生かし、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などの集積する四国の中核拠点であり、現在、J R 高松駅ビルの開発、徳島文理大学の移転及び外資系最高級ホテルの整備など、地区の拠点性を高める計画が進められています。
- さらに本県では、サンポート高松地区において、県内スポーツの中核的な機能を有する施設として、また、人口の減少や少子高齢化により地域の活力の低下が懸念されるなか、地域の活性化の拠点となる施設として、令和6年度の開設に向けて新県立体育館の整備を進めています。
- サンポート高松地区のより一層のにぎわい創出のためには、新県立体育館の整備を機に、サンポート高松地区における回遊性の向上や鉄道駅や港からの安全で快適な歩行空間の確保による利便性の向上を図る必要があります。また、新県立体育館を利用したイベント開催時には、自動車交通の渋滞が予想されるため、その対策も必要となります。
- 本県では、令和3年10月に県と高松市で構成する「高松市都市再生協議会」において「サンポート高松地区都市再生整備計画」を取りまとめ、今年度、同地区の利便性向上のための屋根付き歩道や連絡デッキの設計等を行い、来年度より本格的に工事に着手することとしています。
- 以上のことから、四国の中核拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するための都市構造再編集集中支援事業の推進のために必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（都市局）、財務省（主計局）

【県関係課】都市計画課、港湾課、新県立体育館整備推進課、交流推進課

16 四国の中枢拠点整備のための財源確保について

所管府省

国土交通省(都市局)、財務省(主計局)

県関係課

都市計画課、港湾課、新県立体育館整備推進課、交流推進課

提案・要望事項

- 四国の中枢拠点到にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するための都市構造再編集中支援事業の推進のために必要な予算を確保すること。

現状と課題

◆サンポート高松地区の現状

- サンポート高松地区は、高松港をはじめJR高松駅や琴電高松築港駅などの集まる交通結節機能やウォーターフロントという優れた環境を生かし、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などの集積する四国の中枢拠点である。
- 現在、新県立体育館、JR高松駅ビル、徳島文理大学及び外資系最高級ホテルの整備など、地区の拠点性を高める計画が進められている。

◆サンポート高松地区の課題

- より一層のにぎわい創出のためには、新県立体育館の整備に合わせ、屋根付き歩道や連絡デッキの整備によるサンポート高松地区の回遊性の向上や、鉄道駅、港からの安全で快適な歩行空間の確保を図るほか、周辺道路の渋滞対策により、利便性の向上を図る必要がある。

◆取組状況

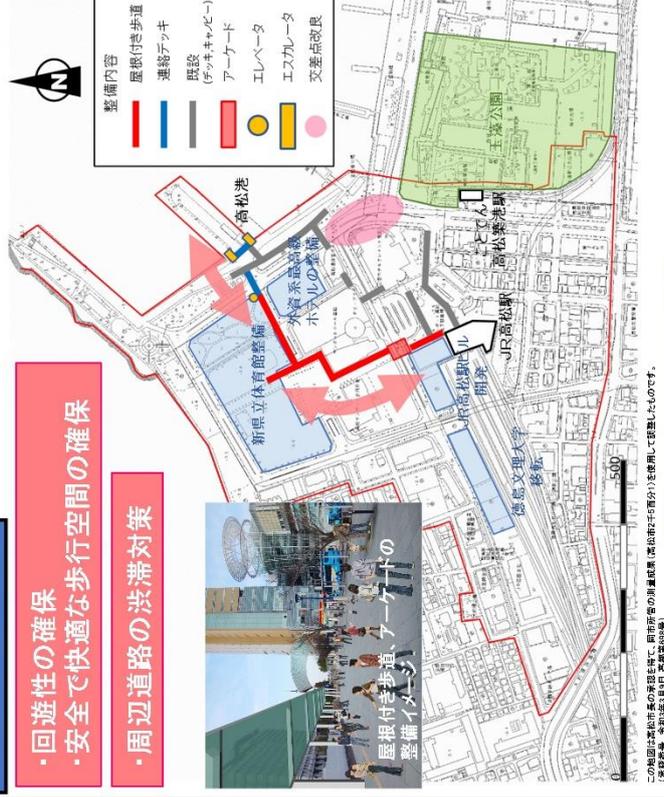
- 四国の中枢拠点到にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するため、「サンポート高松地区都市再生整備計画」を令和3年10月に取りまとめ、今年度に設計を進め、来年度より本格的な工事に着手することとしており、その必要額を確保し、事業を進める必要がある。

期待される効果

- ・回遊性の確保
- ・安全で快適な歩行空間の確保
- ・周辺道路の渋滞対策



屋根付き歩道、アーケードの整備イメージ



この地図は高松市東部の発想を待て、都市計画の川邊風景(高松港から西側)に使用して作成したものです。(※数値等、令和3年5月1日 西暦第69号)

- ・安全で快適なまちづくり
- ・にぎわい、魅力あるまちづくり

17 地球温暖化対策の推進について

【提案・要望事項】

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、国を挙げての積極的な広報・啓発などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。

② 地域における脱炭素化の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、支給要件の緩和や柔軟で弾力的な運用などにより、自治体を利用しやすいものとする。

また、各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができるよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料の早期提供や、小売電力事業者ごとの電力需要実績などの情報の積極的な開示を行うこと。

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進

地域の企業が、事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

また、ZEHやZEBによる建築物の省エネルギー化の促進、EVやFCVなどの環境にやさしい自動車の導入促進や充電、充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。

あわせて、地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化の促進等に率先して取り組めるよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。

④ 森林吸収源対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、間伐等による森林整備と森林資源の循環利用を推進するため、林業・木材産業の成長産業化に資する木材加工流通施設の整備や林業従事者の確保・育成、建築物等への木材利用の推進に対して十分な財政的支援を行うこと。

【現状・課題】

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化の進行に伴い、近年、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されているなか、平均気温の上昇や局地的な豪雨の増加がみられるなど、地球温暖化防止に向けた取組は喫緊の課題となっています。
- 本県においては、国と方向性を一にして取り組んでいくため、昨年2月に「気候が危機的な状況にあることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる旨の表明を行い、昨年10月には、第4次の「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定し、そのなかで「2025年度の温室効果ガス削減目標について2013年度比33%削減を目指す」ことを目標として定めるとともに、「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置し、県民、事業者、市町が一体となって脱炭素社会の実現に向けて計画的に取り組むこととしています。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、ペロブスカイトなどの次世代型太陽電池技術や、大型蓄電池等の活用による余剰電力の貯蔵技術、水素の利用・輸送・製造に関する技術など、各種技術の革新的イノベーションの早期実現に国が主導的に取り組むことが必要です。
- また、地球温暖化対策を進めていくためには、まずは、県民、事業者一人ひとりの意識を改革し、行動変容につなげていくことが重要であり、脱炭素に向けたライフスタイル、ワークスタイルが定着していくよう、国を挙げてのあらゆる機会を捉えた広報・啓発の実施などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けた取組を進められるよう機運を醸成することが必要です。

② 地域における脱炭素化の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については市町から、「制度が複雑で要件が厳しすぎるので、検討に入りにくい」との意見が聞かれており、今後、再生可能エネルギー導入量等の交付要件の緩和や柔軟で弾力的な運用など、自治体が利用しやすい交付金にすることが必要です。
- 施策の評価を行い、地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めるためには、温室効果ガスの排出量を迅速に把握することが必要です。現在、本県では、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料等を基に排出量を算出し

ていますが、統計資料の一部は調査から公表まで2年程度を要しており、また、電力の自由化に伴い、小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績など一部の排出量算定に必要な情報の把握ができない状況となっているため、国においてこれらの情報を適時、積極的に提供することが必要です。

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進

- 本県における企業の大半は中小企業であり、そうした地域の企業が、事業活動での脱炭素化などにより、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入が行えるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な財政支援策を講じる必要があります。
- 国においては、2030年までに新築建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこととされていますが、本県における令和2年度の新築住宅におけるZEH導入割合は2割強、またZEBの累計導入件数は7件となっており、建築物の省エネルギー化を促進するためには、新築住宅について十分な支援策を講じたうえでZEHの早期適合義務化を図るとともに、業務用建物にかかる各省庁の補助制度はZEBを前提としたものにするなど、ZEH・ZEB化を誘導していく必要があります。
- 国の「グリーン成長戦略」において2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させることを目標としていますが、本県における令和2年度末の乗用車保有台数におけるEVやFCVの割合は0.2%程度にとどまっており、目標達成に向けてはEVやFCVに対する購入補助や税制の優遇措置を拡充するとともに、充電、充填インフラなどの必要十分な整備に向けて整備費用や運営経費の支援の充実を図るなど、利用者や設置者にとってメリットがある環境を整備する必要があります。
- 県民や事業者の取組を進めるためには、県や市町といった行政自らが率先して取り組む必要があることから、公共施設のZEB化に対する技術的、財政的支援や設備の省エネルギー改修、太陽光発電設備の導入、EVやPHVをはじめとする電動車の導入などに対する財政措置が必要です。

④ 森林吸収源対策の推進

- 地球温暖化対策として、森林・木材によるCO₂の吸収や排出削減の効果を最大限発揮させるためには、利用期を迎え、高齢級化に伴い吸収量が減少傾向にある人工林について、「伐って、使って、植える」という循環利用を確立し、木材利用を拡大することで、林業・木材産業の成長産業化を図る必要があります。

○ 本県では、平成 23 年度以降、森林組合等作業班員数が減少傾向にあり、間伐が必要な人工林が多いものの、間伐面積が漸減していることにより、木材の搬出量は、ここ数年横ばいとなっております。林業従事者の確保・育成のためには、生産性の向上や労働環境の改善につながる高性能林業機械の導入について、林業経営体が小規模な本県の実情に応じた林業・木材産業成長化促進対策交付金の要件の緩和が必要です。

また、世界的な木材需要の高まりなどによる木材輸入量の減少や木材価格の上昇を受け、国産材への代替需要が強まるなか、本県でも新たな加工流通施設の整備が検討されており、加工流通体制の強化に向けた国の財政的支援が必要となっております。

○ また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により、利用促進の対象が民間建築物にも拡大されましたが、民間建築物への木材利用を推進するためには、国による先進的技術の普及促進や専門人材の育成、安全性に関する情報提供、建築物木材利用促進協定制度の推進など、木材利用の拡大に向けた環境整備が必要です。

【所管府省】 環境省（地域脱炭素推進総括官グループ、地球環境局）、資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部）、中小企業庁（経営支援部）、国土交通省（住宅局）、林野庁（林政部）

【県関係課】 環境政策課、産業政策課、みどり整備課

17 地球温暖化対策の推進について

所管府省	環境省(地域脱炭素推進総括官グループ、地球環境局)、資源エネルギー庁(省エネルギー・新エネルギー部)、中小企業庁(経営支援部)、国土交通省(住宅局)、林野庁(林政部)	県関係課	環境政策課、産業政策課、みどり整備課
------	---	------	--------------------

提案・要望事項

① 国を挙げた地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、国を挙げての積極的な広報・啓発などにより、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組み機運を醸成すること。

現状と課題

○国を挙げた地球温暖化対策の推進
2050年カーボンニュートラルは非常に高い目標であり、達成に向けては

- ・各種技術の革新的イノベーション
- ・全ての主体が一体となって取り組む機運醸成

が必要

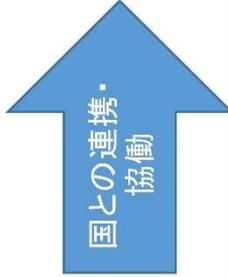
[本県の取組]

- ・「香川県脱炭素・地球温暖化対策本部」を設置し、県庁内で部局横断的に取り組み体制を構築
- ・関係団体、市町等で構成される「香川県地域脱炭素推進協議会」を設置

県下一丸となって脱炭素に向け取り組み体制を構築



移動式水素ステーション



気候変動講演会

提案・要望事項

○脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現

- ・次世代型太陽電池技術
- ・大型蓄電池等による電力の貯蔵技術
- ・水素の利用・輸送・製造技術

○国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運の醸成

提案・要望事項

② 地域における脱炭素化の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置するとともに、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、支給要件の緩和や柔軟で弾力的な運用などにより、自治体が利用しやすいものとする。

各都道府県が地域の実情を踏まえた地球温暖化対策を効果的かつ迅速に進めることができよう、関連する都道府県別エネルギー消費統計などの統計資料の早期提供や、小売電力事業者ごとの電力需要実績などの情報の積極的な開示を行うこと。

現状と課題

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けた財政的支援

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けては様々な脱炭素対策を長期継続的に実施することが必要。
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について市町から「制度が複雑で交付要件が厳しすぎるため検討に入りにくい」との意見あり。

(交付要件)

脱炭素先行地域づくり事業

2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロの実現等

重点対策加速化事業

再エネ導入予定量が1MW以上(中核市未満の市町村は0.5MW以上)

十分な財政
支援



住宅用太陽光発電設備

データの適時、
積極的な提供

提案・要望事項

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けた様々な脱炭素対策を実施するために十分な財政的支援を長期継続的に措置

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の要件緩和、柔軟で弾力的な運用

○都道府県別エネルギー消費統計の早期提供

○小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績の提供

提案・要望事項

③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備促進

地域の企業が、事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。

ZEHやZEBによる建築物の省エネルギー化の促進、EVやFCVなどの環境にやさしい自動車の導入促進や充電、充填インフラの整備、運営への支援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。

地方公共団体自らが建築物の省エネルギー化の促進等に率先して取り組み、十分な技術支援や財政措置を講じること。

現状と課題

○企業向け支援

- ・本県の企業の大半は中小企業
- ・地域の企業がサプライチェーンで選ばれ続けるためには、脱炭素に向けた取組が必要。



ZEH(ネット・ゼロ・エネルギービル)

○建築物の省エネルギー化の促進

- ・国は2030年までに新築建築物について、ZEH、ZEB水準の省エネルギーの確保を目指す。
- ・本県における令和2年度の新築住宅におけるZEH導入割合は2割強、ZEBのこれまでの累計導入件数は7件にとどまっている。

○環境に優しい自動車の導入促進

- ・2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現することを目指す。
- ・本県における令和2年度末の乗用車保有台数におけるEV、FCVの割合は0.2%程度にとどまっている。



EV(県公用車)

○地方公共団体自らの取組

- ・県民や事業者の取組を進めるためには、県や市町自らが率先して脱炭素に取り組む必要がある。

提案・要望事項

- 企業の脱炭素に向けた取組に対する税制の優遇措置や補助金等による十分な財政支援策

十分な支援

ZEH、ZEB化への誘導

支援の拡充

率先した取組への支援

- ZEHの早期適合義務化
- 業務用建物にかかる各省庁の補助制度はZEBを前提

- EVやFCVに対する購入補助や税制優遇の拡充
- 充電、充填インフラなどの整備費用や運営経費の支援の充実

- 国による技術的、財政的支援の充実

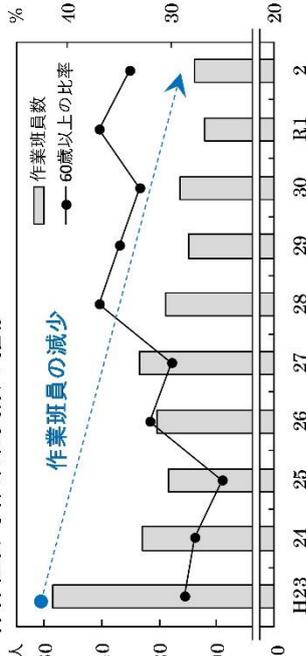
提案・要望事項

④ 森林吸収源対策の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、間伐等による森林整備と森林資源の循環利用を推進するため、林業・木材産業の成長産業化に資する木材加工流通施設の整備や林業従事者の確保・育成、建築物等への木材利用の推進に対して十分な財政的支援を行うこと。

現状と課題

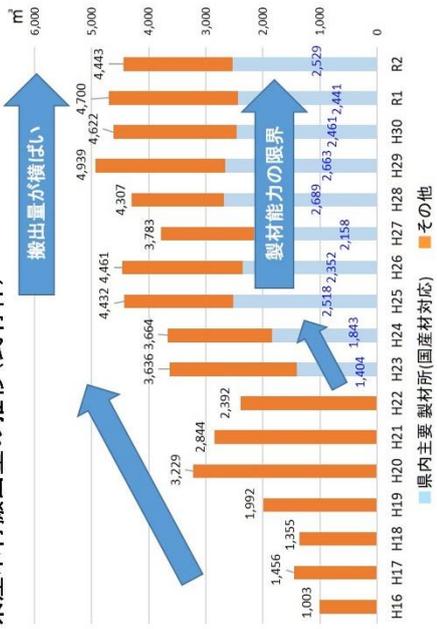
森林組合等作業班員数の推移



(作業班員の減少)
令和2年度末時点では、平成23年度末時点に比べ、2/3に減少。60歳以上の比率は1.5倍に増加。

生産性の向上や労働環境の改善につながる高性能林業機械の導入が必要。

県産木材搬出量の推移(民有林)



(製材能力が限界に) 県内主要製材所での取扱量が2,500m³となつて以降、県全体の搬出量は概ね横ばいで推移。

(国産材需要の高まり) 輸入材製品の価格高騰と供給不足に伴い、国産材製品の代替需要が高まっている。

(国産材加工流通施設の増強) 県産木材の搬出量を拡大するため、新たな製材等施設の整備が求められている。

提案・要望事項

- 新たな木材加工流通施設の整備・財政的支援
新たな木材加工流通施設にかかる予算確保
- 林業従事者の確保・育成
・林業経営体が小規模な本県の実情に応じた林業・木材産業成長化促進対策交付金の要件緩和
- 建築物等への木材利用
・CLT等の先進技術の普及等の推進、建築物木材利用促進協定に係る補助制度の創設



高性能林業機械

十分な財政支援等



木材加工施設